令和４年　第４回定例会

大　樹　町　議　会　会　議　録

令和　４年１２月　６日　開会

令和　４年１２月　９日　閉会

大　樹　町　議　会

令和４年第４定回大樹町議会定例会会議録（第１号）

令和４年１２月６日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告
第　６　常任委員会報告
第　７　特別委員会中間報告
第　８　陳情第　　３号　学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出について
第　９　報告第　　６号　専決処分した事項の報告について
第１０　議案第　７３号　大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正について
第１１　議案第　７４号　大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
第１２　議案第　７５号　大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
第１３　議案第　７６号　大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
第１４　議案第　７７号　大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第１５　議案第　７８号　大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
第１６　議案第　７９号　大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第１７　議案第　８０号　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
第１８　議案第　８１号　公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正について
第１９　議案第　８２号　大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第２０　議案第　８３号　大樹町営牧場条例の一部改正について
第２１　議案第　８４号　大樹町多目的航空公園条例の一部改正について
第２２　議案第　８５号　令和４年度大樹町一般会計補正予算（第８号）について
第２３　議案第　８６号　令和４年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について
第２４　議案第　８７号　令和４年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）につ

いて

第２５　議案第　８８号　令和４年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）について

第２６　議案第　８９号　令和４年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）について

第２７　議案第　９０号　令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について

第２８　議案第　９１号　令和４年度大樹町下水道事業会計補正予算（第２号）について

○出席議員（１２名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
７番　松　本　敏　光	８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範
１０番　志　民　和　義	１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	吉　田　隆　広
総務課参事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	菅　　浩　也
住　民　課　長	水　津　孝　一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	清　原　勝　利
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
保健福祉課参事	明日見　由　香
農林水産課長兼町営牧場長	松　木　義　行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥　　純　一
会計管理者兼出納課長	楠　本　正　樹
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧　田　　護

＜教育委員会＞

学校教育課長	井　上　博　樹

学校給食センター所長	梅　津　雄　二
社会教育課長兼図書館長	松　久　琢　磨

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	瀬　尾　裕　信

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐　藤　弘　康
係　　長	小　松　真奈美

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、令和４年第４回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において

１１番　齊　藤　　徹　君

１番　寺　嶋　誠　一　君

２番　辻　本　正　雄　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

本日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への付議事件は、陳情１件、報告１件、条例の一部改正が１２件、補正予算７件であり、一般質問は８議員１１項目であります。

これらの状況を考慮・検討した結果、会期は１２月９日までの４日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告しましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期決定

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月９日までの４日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１２月６日から１２月９日までの４日間と決定いたしました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

議会事務局長より報告いたします。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、第３回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第１、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定によります９月、１０月、１１月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告をいただいております。

第２、一部事務組合議会等について。

令和４年第４回十勝圏複合事務組合議会定例会、令和４年第４回とかち広域消防事務組合議会定例会が１１月２８日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第３、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、提出をいただいております。

第４、委員会関係について。

総務常任委員会を４回、経済常任委員会を２回、広報広聴常任委員会を１回、議会運営委員会を６回、大樹高等学校あり方調査特別委員会を６回開催してございます。

第５、会議関係、第６、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般報告を終わらせていただきます。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和４年１０月１９日開催の第４回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

１番目の町長と語る会の開催についてですが、尾田地域づくり協議会からご要請をいただき、１０月３１日に開催しております。内容については、１２月号の広報紙でお知らせをしています。

２番目の協定の締結についてですが、１０月２５日に東京都の株式会社ＩＮＣＬＵＳＩＶＥと札幌市の株式会社ＩＮＣＬＵＳＩＶＥ ＳＰＡＣＥ ＣＯＮＳＵＬＴＩＮＧと三者による衛星データ利活用実証の促進と宇宙のまちづくり支援に関する連携協定を締結しています。

３番目の地震・津波避難訓練の実施についてですが、１２月２日に浜大樹地区をはじめ、町内７地区に幕別町忠類晩成地区を加えて、千島海溝型巨大地震を想定して地震・津波避難訓練を約３年ぶりに実施しています。

訓練当日は、記載のとおり、多くの住民の方の参加の下、関係機関の協力もあり、予定どおりに訓練を終えています。

４番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてですが、１２月１日現在、４回目を終えた方は、６０歳以上の方が１，８７６名、８８．９％、５９歳以下の方が７８０名、４０．３％、５回目接種を終えた方は、６０歳以上の方が８４４名、４６．９％、５９歳以下の方が８６名、４４．３％。

小児の接種状況ですが、５歳から１１歳までで初回接種を終えた方は１１５名、３９．４％、３回目接種を終えた方は３５名、１２％、６か月から４歳までの乳幼児では、１回接種を終えた方は７名となっています。

なお、町民全体のうち、オミクロン株対応のワクチン接種を終えた方は１，６７２名、３０．８％となります。

また、新型コロナウイルス感染者数の状況は、第８波と言われているに、国内の感染者が増えてきている状況です。大樹町内でも、１１月の１週間ごとの感染者数は１５名前後となっています。

町職員は、これまでも散発的に感染が確認される状況でしたが、１１月１４日にデイサービスセンターにおいて通所者１名の感染が判明して以降、職員や通所者、合計７名の感染が確認されたことから、１１月１８日から１２月２日まで臨時休業としました。現在は全ての方が回復し、１２月５日から受入れ人数を縮小して再開しています。

また、特別養護老人ホームでも１１月２１日に職員１名の感染が判明して以降、職員や入所者２８名の感染が次々に判明しています。感染された方の中には既に回復された方もいますが、昨日も入所者２名の感染が確認される状況にあります。今後も町立病院の医師と相談しながら、施設の平常化に向けて感染対策を図ってまいります。

５番目の航空宇宙関連についてですが、ＪＡＸＡ航空技術部門による小型無人機の自律飛行・ミッション性能向上技術の研究など、研究や実験が行われています。

６番目の委員の委嘱についてですが、第６期大樹町総合計画策定審議会委員など、記載のとおりそれぞれご委嘱しています。

７番目の入札執行関係についてですが、指名競争入札により工事請負契約を１件、物品購入契約を１件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しています。

８番目の人事関係、９番目のその他、来町者、会議出席等については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

会議関係で、１１月１６日に実施しました北海道酪農振興町村長会議中央要請活動と、その下の北海道公社営畜産事業推進協議会中央要請活動についてお聞きしたいと思います。

今、酪農界は飼料の高騰等で大変な状況にあると思いますが、要請行動の中心課題と成果等がこの会議の中でありましたら、お聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

１１月１６日に北海道酪農振興町村長会議、また北海道公社営畜産事業推進協議会、それぞれ合同で中央要請活動を行っています。コロナ禍ということもあり、過去２回、２年度については役員が行っていましたが、今回、会員全員で参加可能な町村長が集まって要請行動を行ったところです。私、両方の協議会の幹事として、役員で過去２年間については参加しましたが、今年度は全体で行ったところです。

要請の内容については、例年どおり酪農における国の諸対策について取組を強化してほしいという要請でしたが、今回については、緊急要請ということで、昨今の燃料高騰、又は酪農を取り巻く情勢も含めて、緊急に追加で要請行動を行ったところです。その中では、生乳の生産の削減を回避してほしいとか、乳価も含めて、しっかりした対応を国に求めたところです。

また、町村長の中には、実は現役の酪農家の町村長もいますので、酪農家として現場の声を直接農水省などにお伝えをする非常に有意義な機会だったとも思っています。

農水省の幹部の方々との懇談では、それぞれの案件について農水省の考えも示されましたが、具体な特別このことについて踏み込んだ考えが示されたわけではありませんでしたが、現場の声を伝えるという意味では、非常に意義のあった要請活動であったかと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

２ページの第６期大樹町総合計画策定審議会の委員で、１２月１日に委員会を開催していますが、どの方が代表になって、副が誰になったのかをお聞きしたいのと、３ページの大樹町ゼロカーボン推進協議会の委員も、１１月３０日に第１回の推進会議を開いていますが、この委員長、副委員長はどんな方がなったのか、お聞きしたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、１２月１日に開催いたしました第６期大樹町総合計画策定審議会の関係ですが、会長には、大樹町行政区長連絡協議会会長の尾藤委員が会長となられています。副会長には、それぞれ五つの部会を設けていまして、その部会長が副会長に就任するということにしていますので、大樹町行政区長連絡協議会副会長の廣瀬委員がまず副会長に、そして、大樹町農協の組合長の坂井委員、そして大樹建設業協会会長の菊池委員、大樹小学校校長の袴田委員、社会福祉協議会会長の大井委員の５名が副会長となっています。

ゼロカーボン推進協議会のほうですが、会長には黒川副町長、副会長には吉田総務課長がそれぞれ就任しています。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、お願いしたいのですが、第６期審議会の副会長を、五つの部会に分けていますが、後でいいので、五つの部会名と部会の構成の組織図があると思うので、それをいただきたいと思っています。

ゼロカーボン推進会議ですが、副町長が会長でやるのですが、今後の動きについて、どういう形で動いていくのか知りたいです。

それと、会議出席で、６ページの１０月２２日の銀河連邦フォーラム２０２２、相模原

市で開催していますが、どういう形でフォーラムが行われたのかお聞きします。

もう１点は、１１月１１日のウェブ会議で、「これからの高校づくりに関する指針改訂版（素案）に係る意見を聞く会」を開催しているのですけれども、詳細についてお聞きしたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大樹町ゼロカーボン推進協議会の今後の進め方についてですが、まず会議は、大樹町がゼロカーボンシティを宣言したということで、２０５０年までに二酸化炭素排出削減の実質ゼロを目指すという部分で、協議内容としては、大樹町再生可能エネルギー導入計画の策定及び推進に関することなどを協議していくということです。今年度においては、まずは大樹町再生可能エネルギー導入計画の策定を行うということで、第１回目として、１１月３０日に会議を開催し、今年度１２月下旬に第２回目、１月下旬に第３回目の会議を行い、大樹町再生可能エネルギー導入計画の策定に向けて取り組んでいくこととしています。

以上です。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

１０月２２日に、今回は相模原市が当番だったので、相模原市で行われた銀河連邦フォーラム２０２２については、３年ぶりの開催であり、私も担当者とともに出席をしました。同日、ＪＡＸＡの相模原キャンパスにおいて、オープンデーのような取組も３年ぶりに行われ、併せてフォーラムを開催されたということです。

フォーラムの中で、実はシンポジウム的な場面がございまして、私もパネラーで出席をしたのですが、フォーラムに参加しているそれぞれの銀河連邦の共和国の取組内容等について発表したうえで、ご参加の皆さまから意見交換を行うという場でありました。

その中で、実は小学校の５年生か６年生の女の子だったと思うのですが、「せっかくこういう銀河連邦の取組があるので、ぜひ子ども達がそれぞれの地域に出向いていろいろなことが体験できるような取組について、やらないのでしょうか」とのご発言がありまして、実は銀河連邦ではそういう取組をしているのですが、ここ２、３年はやっていなかったことと、相模原市の子どもの数が多くて、なかなかそういう情報等、参加の機会が得られないということもあり、私どもそれに対して回答させていただいたものですから、その後、私どもと担当の者とその子と名刺交換をさせていただいて、「来年以降、そういう取組があるので、ぜひ手挙げをしたうえで参加して銀河連邦の取組について応援してね」ということもお伝えしたところです。

もう一方、１１月１１日の「これからの高校づくりに関する指針改訂版に係る意見を聞く会」がウェブで行われ、私どもは学習センターで、ウェブで参加しました。道教委から、

「これからの高校づくりに関する指針改訂版」の説明があった上で、いの一番に沼田教育長が、その改訂に伴い大樹町の考え方、又は道教委に対する要望を意見として申し上げました。

また、今回の指針の中で、実は普通科の地域新学科の募集範囲を見直すと、検討するという文言が入っていまして、その考え方について、私から問合せというか、どういう考え方なのかをお聞きしたところです。道教委からは、エリアをこのようにしますという具体な要望は出ませんでしたが、きっと道内での募集が可能な対応をしてくれるのではないかということも含めて要望させていただき、また、できるだけ早く改訂の内容を公表してほしいと。それによって、私ども又は同じく今回普通科の地域新学科のモデル校となった釧路湖陵なども募集の対応に入っていけるかとも思っていますので、いち早い情報の提供と方針の決定について、強く要望させていただいたところです。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、銀河連邦フォーラムですが、３年ぶりの開催ですが、大樹町も多分来ると思うのですけれども、来年か再来年になるのか、いつ頃大樹町で開催される予定かお聞きします。

もう１点は、子ども交流ということで、今、町長からも出たのですが、大樹町も宇宙少年団があり、コロナの関係でなかなか外へ出る機会がないので、先ほどの５年生の意見を踏まえて、ぜひ来年からオープンでやっていただきたいと思っています。それについてお聞きします。

それで、高校の指針ですが、今回素案ですが、最終的な改訂版というのは、道教委からどういうふうに報告されているのか。

それと、今日、沼田教育長は欠席ですが、沼田教育長のほうから大樹町の考え方を伝えたというのですが、その辺、どういう内容を道教委に伝えたのか、最後それをお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

銀河フォーラムと子ども交流の受入れは、それぞれ自治体でも持ち回りでやっていたのですが、ここ何年かやれていないということもあって、日程を調整していくと、来年、両方とも大樹町にそろってしまって、それはちょっとまずいということで、フォーラムについては後年度にずらして、来年度は、子どもの銀河連邦の体験交流事業を大樹町で受ける予定になっています。

また、指針の改訂版の素案の内容等、沼田教育長がどういう発言をしたかも含めて、後ほどペーパーでお渡しさせていただきます。よろしくお願いします。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

３ページの大樹町ゼロカーボン推進協議会の委員のことですが、再生可能エネルギー導入についてのお話し合いの場だということで、この中で、生産者というか企業側といったらいいのか、そういうメンバーで構成されているのですが、消費者というか家庭の方々の委員の選任は必要なかったのかと思うのと、それから、公募の委員がいない理由と経過についてお話をいただきたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大樹町ゼロカーボン推進協議会の委員構成の関係でございますが、今回、委員を選任するにあたりましては、まず町内におけるCO_2排出削減という面から、事業所関係の排出量が多いという部分もございますので、まずは排出削減に取り組んでいくという部分、そしてまた再生可能エネルギーの導入という部分の観点から事業所、特に事務担当レベルの委員を選任させていただいたところでして、家庭の部分では、いろいろとアンケート調査等もさせていただき、様々なご意見等もいただいていますので、そういった部分を計画に反映させていただくと。

また、今後においては、様々なご意見等も踏まえながら計画にも反映させていくわけですが、公募についても、そういった事業所部分の選任ということで、行わなかったところでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日７日正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第６　常任委員会報告

○議　　長

日程第６　常任委員会報告を行います。

委員長から順次報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

それでは、総務常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、図書館の現況と在り方についてです。

図書館の調査は、過去２回実施しており、平成２６年度の第１回目の調査では、主に生涯学習センター移転に伴う影響を調査しており、２回目にあたる令和２年の調査では、図書館運営について、先に課題となった影響について調査しました。今回は、過去の調査で示された検討結果などについて、今一度検証し、図書館の在り方について調査を行っております。

調査年月日、調査視察場所、参加者、調査報告については、記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、考察について報告いたします。

図書館の現況と在り方について。

考察。

平成２６年度移転以降、施設の管理運営について、様々な制限のある中で図書館の利便性を図るための職員の努力は十分に評価できるが、移転後８年を経過した現在でも、図書館施設の将来展望について検討が進んでいないことは問題である。また、施設管理では、施設面積や配架・読書スペース確保のための各階図書室の配置換えや図書館の機能向上のための小破修繕等も行われておらず、旧図書館保管蔵書の防カビ対策など、新たな課題も浮き彫りとなった。

図書館の在り方については、生涯学習中期計画や次期総合計画で方向性が明らかになっていくが、現図書館においては、生涯学習センター内にあるメリットを活かし、方向性が決まるまではデメリットを克服して、利用者の立場に立った運営を期待する。

また、図書館に出向くことが難しい住民のニーズに応えるべく、移動図書館車の運行ルートの見直しや高齢者が参加するイベントや健康教室などとタイアップ事業を行うなど、さらなる利用促進に努めていただきたい。

図書館は、大樹町における社会教育・生涯学習の根幹であり、学校教育においても欠くことのできない施設である。住民ニーズに応える図書館運営のためにも、図書館運営委員会において、方向性を明らかにするための議論を速やかに始め、住民に対し図書館の将来展望について提示するべきとの結論に至ったところである。

以上、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

次に、経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

それでは、経済常任委員会の行政視察報告を行います。

１０月７日に、群馬県高崎市において、空き店舗の活用促進について調査をし、同日、群馬県川場村の道の駅川場田園プラザの視察を行っております。

調査目的は、商工並びに観光事業の活性化に向けた調査・検討を目的としました。

視察参加者は、記載のとおりでございます。

なお、調査報告ですが、概要や設立の経緯などについては、報告書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、それぞれのまとめについて報告をいたします。

初めに、高崎市の空き店舗の活用促進について報告します。

大樹町の商業は、帯広市商圏への購買力の流出、後継者不足による廃業等により、今後も空き店舗が増加すると推測される。高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」は、「お店を閉めさせない」、「空き店舗をつくらせない」制度であり、既に商売を営んでいる店舗を改修することで魅力度を高め、結果、集客率が上がり、地域の活性化につながっている。商店街の魅力づくりに対する支援策として、当町においても、既に商売を営んでいる人への助成について検討する必要があると考える。

また、町内に散見する空き店舗兼住宅の利活用や解消に向け、大樹町空家等対策協議会において協議を進めるべきと考える。

空き店舗解消に対する高崎市職員の取組は、事業主等と積極的に関わることで、直にニーズを把握しており、地域に根ざした商業活動の促進につながっている。また、日替わりで商工会へ職員を派遣するなど、商工会と協同で空き店舗対策に取り組んでいる。当町においても、空き店舗の活用促進には商工会との連携が不可欠であり、これからも協同でまちなかの活性化に向けた取組を進める必要がある。

次に、道の駅川場田園プラザの視察について報告します。

道の駅川場田園プラザは、国土交通省全国モデル「道の駅」に選定され、全国の道の駅では初めて観光庁長官賞に輝くなど、人口３，１２１人の川場村を代表するスポットとなっている。また、昭和５０年代から長い年月をかけ整備したことにより、川場村の景観環境が保全され、農業と観光が融合した理想的な道の駅であり、村と住民が手を取り合って取り組んだ結果が実を結んでいる。

川場田園プラザと当町の道の駅の規模は違うが、集客率向上の手だてとして、第６次産業への積極的な取組や、農業プラス観光による地域経済の活性化が実現している点など、参考とすべき点も多かった。

また、道の駅の運営においては、来訪するお客様はもちろんのこと、地域の人々そのどちらからとも信頼されなければ発展は難しく、そのためには、職員の意識改革やホスピタ

リティの向上など、来場者を迎える環境を整える必要がある。今後の道の駅の在り方について見直しを行う時期に来ており、商工会など関係機関と検討を進めるべきと考える。地域活性化の核となる道の駅になることを期待したい。

以上、経済常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、常任委員会報告を終わります。

◎日程第７　特別委員会中間報告

○議　　長

日程第７　特別委員会中間報告を行います。

委員長から報告を求めます。

大樹高等学校あり方調査特別委員会委員長、菅敏範君。

○菅大樹高等学校あり方調査特別委員長

それでは、大樹高等学校あり方調査特別委員会の中間報告を行います。

本特別委員会は、令和４年９月１６日、第３回定例会において設置され、今日まで委員会を６回、大樹高等学校の意見聴取、大樹中学校の生徒・保護者へのアンケート調査、大樹中学校への聞き取り調査、北海道教育委員会への聞き取り調査、住民懇談会の開催などの調査活動を進めてまいりました。

詳しい内容につきましては、記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、まとめについて報告いたします。

まとめ。

（１）大樹高校への進学志望者の確保について。

①大樹高校の入学生の推移は、過去数年間の進路状況を参考にして、今後の進路動向調査を精査した結果、地元中学校卒業生の進学率が３年連続で４０％以下という現状のままで推移すれば、数年後には再編整備の対象となる２０人程度になるという大変厳しい現実にあります。

②大樹高校の存続のための入学生の確保に必要な第１の取組は、卒業後の就職や大学等への進学に対する資格取得や学習塾等の充実が急務であると考えます。

③第２の取組は、現在停滞している部活動を小中高校の一貫性を含めて可能な範囲で再編整備し、外部指導者の導入を視野に入れ、活性化させることが必要です。

④中学生や保護者に対する大樹高校の魅力度を伝えるＰＲ活動は、高校生活の満足度や充実した進路対策と部活動の実態を含めた効果的な宣伝物を作成し、早い時期から取り組むべきだと考えます。

⑤この課題の実現に向けては、関係機関で十分な協議を行い、町の財政的な支援を含めて対応するべきです。

（２）普通科新学科転換に対する対応について。

①マスコミ報道が先行した経過から、町民の多くが新学科の概要を「宇宙」が主体であると誤解している状況があり、適切な情報伝達が必要です。

②普通科新学科転換では、推薦制度を活用して「道内・道外」からの入学生の確保が可能となりますが、その条件として、入学生の生活保障のための「下宿」・「寮」の整備が必要になるため、町と大樹高校は早期に対応を協議する必要があります。

③令和６年度から普通科新学科（地域社会学科）への転換が決定しましたが、大樹高校は、町、町教育委員会などと連携し、早期に特色魅力ある新学科名を地域住民に提案、又は協議し、早期に進学志望者、地域住民に周知する必要があります。

④普通科新学科への転換による新たな学校指定科目の設定と「宇宙産業を含む第一次産業と情報処理」主体の「地域連携型」の教育課程（カリキュラム）の作成及び行政と大樹高校が共通の認識を持ち、早期に進学志望者の確保に取り組む必要があります。

（３）今後について。

中間報告では、これまでの取組経過を集約して報告しましたが、今後、委員会で各関係機関に対する「要望書」を協議し、提出します。

最終報告は、令和５年定例第１回町議会において行います。

以上、報告であります。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、特別委員会中間報告を終わります。

◎日程第８　陳情第３号

○議　　長

日程第８　陳情第３号学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出についての件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付のとおりであります。

この陳状の審査については、会議規則第９４条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分
再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第９　報告第６号

○議　　長

日程第９　報告第６号専決処分した事項の報告についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第６号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、専決処分した事項の報告を行うもので、令和４年度大樹町一般会計補正予算（第７号）について、専決処分をさせていただいたことから、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、ご報告するものであります。

内容を総務課長から説明いたさせることでご報告とし、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、報告第６号専決処分を行いました令和４年度大樹町一般会計補正予算（第７号）について説明させていただきます。

１ページの専決処分書をお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８５億６，３８０万８，０００円とするものでございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので、４ページをお開き願います。

民生費、社会福祉総務費、社会福祉一般事業、委託料で９万６，０００円の増。財源は全て一般財源で、身寄りがない方等で埋火葬を行う者がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律第９条により市町村長が行うことが規定されており、当該事案が発生したことによる増額補正を行うものです。

以上、歳出補正額合計９万６，０００円の増。財源内訳では一般財源９万６，０００円です。

次に、第１表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、３ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額８５億６，３７１万２，０００円。補正額３款民生費で９万６，０００円の増。補正後の歳出合計８５億６，３８０万８，０００円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、２ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額８５億６，３７１万２，０００円。補正額２０款繰越金で９万６，０００円の増。補正後の歳入合計８５億６，３８０万８，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

身寄りのない人の葬儀について町が立替払いをした経過は、理解します。

これについては、道か国からお金が後で決済されるということで理解していますが、年度内になるのか、もうある程度話が見えているのか、そこだけお聞きします。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

現在、亡くなった方の親族の方に相続放棄の手続をしてもらっている段階で、まだ相続放棄は済んでおりません。それが済み次第、手続を進めていくということになります。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第１０　議案第７３号

○議　　長

日程第１０　議案第７３号大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第７３号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正をお願いするもので、地方公務員の定年年齢を６０歳から６５歳まで段階的に引き上げるなど、地方公務員法の一部を改正する法律が令和３年６月に公布され、令和５年４月１日から施行されることに伴い、当町職員の定年年齢も同様に引き上げるなど、大樹町職員の定年等に関する条例について所要の改正を行うため、今回ご提案を申し上げるものです。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第７３号大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

令和３年６月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、能力や意欲のある高齢期の職員を最大限活用しながら、組織全体としての活力維持と高齢期における多様な職業と生活設計の支援などを図るため、地方公務員の定年年齢を６５歳まで段階的に引き上げることなどの雇用制度の見直しが令和５年４月１日から施行されます。当町においても、この法律の改正の趣旨に沿い、職員の定年年齢を６５歳に引き上げるなど、必要な改正を行おうとするものでございます。

まず、職員の定年年齢の引上げに伴う雇用制度等の主な変更点といたしましては、１点目は、課長職等管理職の役職定年制の導入、２点目は、６０歳に到達した職員の月額給料の引下げ、３点目は、再任用制度の廃止と暫定再任用の経過措置、４点目は、定年前再任用短時間勤務職員の採用となっております。

本改正条例では、６０歳に到達した職員の月額給料の引下げ以外について規定するための改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

まず、今回の改正で条例の条数が増えることから、章立てとし、目次を新たに追加してございます。

次に、表中、第１条の趣旨の改正につきましては、定年年齢の引上げにより役職定年制の導入など、職員の６０歳以降の雇用制度が大きく変更となることから、第１条で引用している地方公務員法において、条項の追加や変更も多く、それらに合わせて変更を行うものです。

次に、２ページに移りまして、３条の定年でございますが、今回の改正の主軸でもありま

す職員の定年年齢を改正前の「６０歳」から「６５歳」に改めるものです。条文では、「歳」ではなく「年」としておりますが、国などから示されている条文等が「年」で示されており、本条例も同様に「年」としております。

ただし、今回の説明につきましては、違和感のない「歳」でこれ以降も説明させていただきますのでご了承願います。

次に、第３条の改正前の条文のただし書で、町立病院の医師等の定年年齢をうたっておりますが、改正後も医師等の定年年齢は６５歳に据え置くため、改正後の条文からただし書を削除しております。

次に、第４条をご覧ください。

第４条は、定年による退職の特例について規定しております。

改正前、職務が高度の知識、技能又は経験が必要で当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じる場合、１年を超えない範囲で期間を定め、同職務に勤務させることができ、その期間は最長３年間となっております。この規定は、管理職、係職問わず共通で、現行の定年年齢では最長６３歳まで同じ職務で勤務させることができるとされております。改正後もこの規定は同様としており、定年年齢が６５歳となった場合は、最長で６８歳まで同じ職務に勤務させることが可能となるものです。

ただし、管理職の職務については、改正後の条文で、９行目からの「ただし、第９条の規定により」以降を追加し、管理職として勤務させることができる期間は、この後説明いたします４ページの第７条で規定する、管理職の勤務上限年齢である６０歳から最長３年間とすることとし、管理職として任用できるのは、改正前と同じ最長６３歳までとするものです。

次に、第３章、管理監督職勤務上限年齢制についてご説明させていただきますので、４ページをお開き願います。

第３章、管理監督職勤務上限年齢制につきましては、いわゆる管理職の役職定年制を定めるもので、第６条では、その対象となる管理職について医師及び歯科医師以外の全ての管理職を対象として規定するものです。

次に、第７条では、その上限年齢を６０歳と定めております。

次に、５ページに移りまして、第８条では、管理職の役職を降りる職員の職務の取扱等について定めております。降任となる職員の人事評価の結果、又は勤務状況に応じて任用することを規定してございます。

次に、６ページの第９条では、第４条でも触れましたが、管理監督職への任用の制限の特例について、その要件、期間などを規定するものです。要件としましては、当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とし、当該職員の降任によりほかに適任者がいなく、公務の運営に著しく支障が生じる場合などで、期間は１年ごとに最長３年間とするものです。

次に、第４章、定年前再任用短時間勤務制をご説明させていただきますので、８ページをご覧ください。

第１２条では、現行制度の再任用職員の短時間勤務職同様に、定年年齢６０歳に達した日

以後に退職した職員をその職員の定年年齢までの期間、通常の勤務時間より短い期間で勤務する定年前再任用短時間勤務職員の採用について規定するものです。

次の第１３条では、町を構成団体とする組合等で、年齢６０歳以上で退職した職員についても町のほうで町職員と同様に同職で採用することについて規定するものであります。

次に、９ページをお開き願います。

９ページから１０ページは、制定附則となります。

制定附則第２項では、定年に関する経過措置として、令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間は、職員の定年年齢を段階的に引き上げるため、６５歳の規定を表のとおりの期間ごとに６１歳から６４歳に読み換えること。

第３項では、職員の定年年齢を段階的に引き上げる期間においても、医師及び歯科医師の定年年齢は改正前条例の規定に基づき、令和５年４月１日から６５歳であること。

次に、１０ページの第４項では、情報の提供及び勤務の意思の確認を定めており、対象となる職員が６０歳を迎える前年度に制度の説明を行い、勤務の意思確認をすることなどを規定してございます。

１０ページから１６ページは改正附則を規定しており、１０ページから１１ページにかけて附則第１条では、この改正条例の施行日は令和５年４月１日とし、１６ページの改正附則第１２条については、施行日を公布の日からとすること。１１ページの第２条では、定年年齢が段階的に６５歳となることから、大樹町職員の再任用に関する条例を令和５年４月１日で廃止し、第３条から第１２条までは、本改正条例の制定に伴い、現行制度で任用している再任用職員や勤務延長している職員の経過措置などについて規定してございます。

なお、現行制度の再任用職員は、経過措置として対象となる職員が６５歳になるまで制度として運用します。定年年齢を６５歳まで引き上げた時点でその運用を終えることから、頭に暫定をつけて暫定再任用という名称に改めてございます。

以上で、大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

９ページの別表で、令和１３年４月１日からは全員が６５歳の定年になるということですが、令和１４年の４月１日以降に、今の説明の中で、６５歳以降の再任用があるのかが理解できなかったので、そこを説明いただきたいのと、最初に、最大６８歳まで勤務できるという話があったので、それが再任用になるのかどうか、説明をいただきたいと思います。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず１点目の再任用制度の関係ですが、今回６５歳まで定年を引き上げることから、それ以降の再任用というのはございません。

２点目ですが、最大で６８歳まで雇用できるという部分に関しては、定年の延長というか期間を延長するもので、職員として１年間、最大３年間延長できる制度で、そこに関しては、再任用とはまた異なる職員としての雇用という形となっています。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７３号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第７４号

○議　　長

日程第１１　議案第７４号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第７４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げま

す。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、令和４年度の人事院勧告を受けて、先月１１日に国家公務員の給与法の一部改正が可決成立したことや、定年年齢の引上げなどを含めた地方公務員方の一部改正が施行されることから、大樹町職員の給与に関する条例について所要の改正を行うため、今回ご提案を申し上げるものです。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第７４号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、二つの制度等の改正に伴うものとなってございます。

一つ目は、先の議案第７３号でお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う改正となります。定年年齢の引上げに伴う、６０歳到達以降の月額給料等や定年前再任用短時間勤務職員の給料等の規定をするものでございます。

二つ目は、令和４年度人事院勧告に基づき、先月１１日に国家公務員の給与法の改正が可決成立されたことから、これに合わせて必要な改正をお願いするものです。

改正内容は、一般職高卒者で初任給を４，０００円引き上げるなど、職員給料の俸給表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給率を一般職員については、年０．１か月分、再任用職員や定年前再任用短時間勤務職員については、年０．０５か月分、それぞれ支給率を引き上げる改正を行うものでございます。

改正条例は２条立てとなっており、第１条は、令和４年度の人事院勧告に基づき必要な改正を行い、第２条では、主に職員の定年年齢の引上げなど雇用制度の変更に伴い、必要となる改正について規定するものです。

それ以外にも、本改正に伴い、文言の修正や整備等行っておりますが、説明は省略させていただきます。

それでは、改正内容について、表に沿ってご説明いたします。

まず第１条、大樹町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

議案１ページの表中、第１３条については、職員の勤勉手当の支給率等を規定しており、まず同条第２項第１号では、改正前、一般職員の支給率は１００分の９５で、６月、１２月とも同率でしたが、改正後は１２月の支給率を０．１か月引き上げて１００分の１０５とするものです。

次に、第２号では、改正前、再任用職員の支給率は１００分の４５で、一般職員同様６月、

１２月とも同率でしたが、改正後は１２月の支給率を０．０５か月引き上げて１００分の５０とするものです。

次に、２ページから２８ページまでは、職員の給料表である行政職１給料表、別表第１の１と行政職２給料表、別表第１の２の改正前と改正後の表となっております。令和４年度の人事院勧告は、新卒の職員から３０代半ばまでの職員の俸給月額を引き上げる勧告となっており、当町でも同様に改正を行うものです。

次に、改正条例の２条をご説明いたしますので、２６ページをお開き願います。

まず、第３条の３ですが、改正前、再任用職員の給料月額について規定しておりますが、大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正において、大樹町職員の再任用に関する条例が廃止されたことから、この条を削除に改めるものです。

次にその下、第３条の４では、改正前、再任用短時間勤務職員の給料月額を規定しておりましたが、前条と同様に、この職は廃止されること、また同職と同様の勤務体系で新たに任用される定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について定める必要があることから、記載のとおり変更するものです。

この条以降の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するのも同様の理由であることから、以後の説明は省略させていただきます。

次に、２８ページをお開きください。

第１３条の勤勉手当についてですが、２８ページの同条第２項第１号では、一般職員の支給率を定めており、人事院勧告の勤勉手当０．１か月の引上げ分は、令和４年度では１２月分に０．１か月を加えましたが、令和５年４月１日以降は、６月、１２月を均等に１００分の１００となるように支給率を改定するものです。その下の第２号の定年前再任用短時間勤務職員の支給率変更も同様の理由によるものです。

次に、３１ページをお開き願います。

３１ページから３４ページは、制定附則の改正になります。

附則第２項では、６０歳到達の翌年度４月１日以降の職員の給料月額の規定で、当分の間、その職員に適用される給料表の給料月額の７割、１００分の７０とするものでございます。

第３項は、前項の給料月額７割を該当させない職員を規定するものです。第１号では臨時的任用職員及び非常勤職員を、第２号では医師や歯科医師を、第３号では管理職の職務を勤務延長された職員を、第４号では管理職以外で勤務延長された職員としてございます。

第４項は、他の職への降任となった職員の給料月額の取扱いについて規定するものです。管理職は６０歳到達に役職を降り、月額給料の額が引き下がることから、管理職時点の月額給料と役職を降りた時点の月額給料の差額分について、その７割を給料として当面の間支給すると規定するものでございます。

最後に、３８ページから３９ページの改正附則をご説明いたします。

この条例の施行日は、公布の日とし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行します。第２項では、第１条の規定による改正後の大樹町の職員の給与に関する条例は、令和４年

４月１日から適用します。

第２条は、給与の内払について、第３条は、地方公務員法の改正の施行日前に勤務延長された職員の月額給料の取扱いについて、第４条は、再任用制度の廃止と６５歳まで定年延長される期間までに任用区分で残る暫定再任用についての月額給料の取扱いについて規定するものでございます。第５条は、その他の経過措置等で必要なことは、規則で定めることを規定してございます。

以上で、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７４号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第７５号

○議　　長

日程第１２　議案第７５号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第７５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第７４号でお認めいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の支給率の合計が年間で４．４か月となりました。従前から特別職における期末手当の年間支給率につきましては、一般職員の期末手当と勤勉手当の支給率の合計と同様としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第７５号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、町長、副町長、教育長に支給する期末手当の支給率を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた率と同様に１００分の１０、０．１か月分引き上げるもので、現在の４．３０か月分を４．４０か月分とするものでございます。

改正条例は２条立てとなっており、第１条は、令和４年度における期末手当の１２月の支給率を、第２条は、令和５年度以降の同手当の支給率を改めるものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例の第１条では、表中、第６条第２項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は６月、１２月それぞれ１００分の２１５ですが、改正後は１２月を１００分の１０、０．１か月引上げ１００分の２２５とするものです。

次に、改正条例の第２条では、第１条と同様に、第６条第２項を改正するもので、第１条の改正により改正前の支給率は、６月、１００分の２１５、１２月、１００分の２２５ですが、改正後は６月、１２月、それぞれ１００分の２２０とするものでございます。

最後に、附則になりますが、第１項では、この条例の施行日は公布の日とし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行します。

第２項では、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和４年４月１日から適用します。

第３項は、給与の内払について規定してございます。

以上で、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７５号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第７６号

○議　　長

日程第１３　議案第７６号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第７６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、議案第７５号でお認めいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正されたことを受け、特別職の期末手当の支給率が改正されました。従前から議会議員における期末手当の支給率につきましても、一般職員並びに特別職と同様としておりますので、今回ご提案を申し上げるものです。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第７６号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正の概要でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率等につきましては、従前から原則として特別職と同じ率としてきていることから、今回も同様に１００分の１０、０．１０か月分引き上げるもので、現在の４．３０か月分を４．４０か月分にするものでございます。

改正条例は２条立てとなっており、第１条は、令和４年度における期末手当の１２月の支給率を、第２条は、令和５年度以降の同手当の支給率を改めるものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

改正条例の第１条では、表中、第４条第２項は、期末手当の算定方法を規定しており、改正前の支給率は６月、１２月それぞれ１００分の２１５ですが、改正後は１２月を１００分の１０、０．１か月引上げ１００分の２２５とするものです。

次の改正条例の第２条では、第１条と同様に、第６条第２項を改正するもので、第１条の改正により改正前の支給率は、６月、１００分の２１５、１２月、１００分の２２５ですが、改正後は６月、１２月、それぞれ１００分の２２０とするものでございます。

最後に、附則になりますが、第１項で、この条例の施行日は公布の日とし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行します。

第２項では、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和４年４月１日から適用します。

第３項は、報酬の内払について規定してございます。

以上で、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７６号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第７７号から日程第１９　議案第８２号

○議　　長

日程第１４　議案第７７号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第１９　議案第８２号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまで、以上６件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題となりました議案第７７号から議案第８２号の提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和５年４月１日の地方公務員法の一部改正に伴い、先にお認めいただいた議案第７３号大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正及び議案第７４号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正により、関連する六つの条例について所要の改正を行うものです。

議案第７７号は大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第７８号は大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、議案第７９号は大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第８０号は職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第８１号は公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第８２号は大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第７７号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第８２号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまで、順次説明させていただきます。

まず、議案第７７号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

大樹町職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、同法を実施するための職員の育児休業等に関して必要な事項を定めているものです。先にお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第２条は、育児休業することができない職員について、その下段、第９条は、育児短時間勤務をすることができない職員を規定しておりますが、それぞれの条の第３号に大樹町職員の定年等に関する条例第９条に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員、いわゆる役職定年とならず、管理職の職も延長された職員を追加するものでございます。

次に、１ページ下段から２ページにかけて、第１７条は部分休業することができない職員を、第１８条は部分休業の承認について規定してございますが、改正前は、いずれも現行の地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職である「再任用短時間勤務職員等」を除くと規定しておりましたが、改正後は、地方公務員法第２２条の４の第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員である「定年前再任用短時間勤務職員等」を除くに改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、第１項で、この条例は令和５年４月１日から施行することとし、第２項では、育児短時間勤務をする６０歳に到達した職員に対する給料の支給は、育児のため勤務しない時間を除くことを規定するものでございます。

以上で、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第７８号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例は、地方公務員法第２４条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的としております。先にお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

表中、第１条は、職員１週間の勤務時間を雇用形態ごとに規定し、その下段の第３条と２ページの第４条は、週休日及び勤務時間の割り振りについて規定してございます。再任用制

度の廃止と定年前再任用短時間勤務の創設により、改正前の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するとともに、適用する地方公務員法の条例も併せて変更するものでございます。

これにより、新たに創設される定年前再任用短時間勤務職員の１週間あたりの勤務時間は、１５時間３０分から３１時間の範囲内で任命権者が定めるものとなります。

最後に附則でございますが、第１条で、この条例は、令和５年４月１日から施行することとし、第２条では、経過措置として、暫定再任用職員の短時間勤務の職の者は本条例の改正後の第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなし、適用させるものでございます。

以上で、大樹町議員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第７９号大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めているものでございます。先にお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

表中、第３条は、人事行政の運営に関し、町長に報告しなければならない職員の事項を規定してございますが、報告対象とならない職員について、括弧書きの部分に規定してございます。改正前は、再任用短時間勤務職員がその対象に含まれておりましたが、これを定年前再任用短時間勤務職員に改めるため、適用となる地方公務員法の条項の改正を行うものとなってございます。

最後に附則ですが、第１項で、この条例の施行日は令和５年４月１日とします。

以上で、大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第８０号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、地方公務員法第２９条第２項及び第４項の規定に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とするものです。先にお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

第４条は、減給についての期間及びその減給率を規定してございます。定年年齢の引上げに伴い、職員の月額給料が６０歳到達以降に引下げとなることから、減給となっている職員が減給期間中に６０歳に到達した場合の減給額の取扱いについて条文に追加するものでご

ざいます。

最後に附則でございますが、この条例は令和５年４月１日から施行します。

以上で、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第８１号公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、同法人等への派遣等に関し、必要な事項を定めているものでございます。先にお認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

まず初めに、条例名について、改正前の「公益法人等」から「公益的法人等」に変更するものとなってございます。これは、公益法人制度の見直しに伴い、平成２０年１２月から本条例の法律根拠の名称が改正されておりましたが、本条例はその以降も変更されていなかったことから、今回改正を行うものでございます。

第１条の趣旨の改正部分も同様の理由でございます。また、２ページの第４条派遣職員の給与の改正部分も根拠法律が変わっていることから、今回改正を行うものとなってございます。

次に、１ページに戻りまして、第２第２項につきましては、法第２条第１項の規定で、派遣等の対象とならない職員を条例で定めることとされており、各号でその職員を規定しております。改正前の第１号では、臨時的に任用される職員と規定されており、括弧書きで地方公務員法第２８条の４第１項等の規定により採用している職員、いわゆる常時勤務する再任用職員を除くとなっておりましたが、令和５年４月１日から再任用職員制度が廃止となることから、この部分の規定を条文から削除するものでございます。

次に、２ページの改正後の第２条第５号では、役職定年とならず職務を延長された管理職は、派遣対象としないことを条文に追加するものでございます。

最後に附則ですが、第１項で、この条例は令和５年４月１日から施行し、第２項及び第３項は経過措置で、第２項は、暫定再任用職員は本条例の規定を適用しないこと、また第３項は、条例改正前に勤務延長となっている職員は本条例の規定を適用することを定めるものです。

以上で、公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

最後でございますが、議案第８２号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、地方公営企業法第３８条第４項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的としております。先にお

認めいただいた大樹町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明させていただきます。

第２条の給与の種類は、企業職員に対する給与の種類は、給料及び手当をすることを規定してございますが、改正前の「短時間勤務の再任用職員」を改正後「定年前再任用短時間勤務職員」変更するため、地方公務員法の条項を改めるものでございます。

次に、第２１条の規定は、給与として支給される手当で、再任用職員等に適用しない手当の種類を規定してございます。改正前の常時勤務及び短時間勤務の「再任用職員」の規定を改正後は「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものとなってございます。

最後に附則ですが、第１項で、この条例は令和５年４月１日から施行し、第２項は経過措置で、暫定再任用職員に適用しない諸手当は改正前と同様の手当とすることを規定するものでございます。

以上で、議案第７７号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第８２号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１１時５１分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第７７号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７７号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第７８号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７８号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第７９号大樹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７９号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第８０号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８０号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第８１号公益法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８１号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第８２号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８２号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第８３号

○議　　長

日程第２０　議案第８３号大樹町営牧場条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８３号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町営牧場条例の一部改正をお願いするもので、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者が行う制度について、町営牧場において導入可能となるよう所要の改正を行うため、今回ご提案を申し上げるものです。

内容につきましては、農林水産課長兼町営牧場長より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

それでは、議案第８３号大樹町営牧場条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正の趣旨は、町営牧場の管理運営に指定管理者制度を導入できるよう関係既定を措置するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第４条の改正につきましては、文言の整理でございます。

第８条のうち、第１項第１号につきましては、乳牛の夏期放牧料金の改正でございますが、これは町内にある公共牧場の最高額に合わせたものでございます。

ただし、町営牧場の使用料につきましては、この４月に改正したばかりでございまして、改定に際しましては、諮問機関であります大樹町営牧場運営委員会から３年程度はこの料金を維持するよう附帯意見をいただいてございますので、この件につきましては、附則におき

まして、当分の間は受益者負担額を据置とするよう規定するものでございます。

第３号につきましては、管内の公共牧場の例規を参考に文言を整理したもので、取扱いにつきましては従前どおりでございます。

第１２条の２でございますが、町営牧場の管理を指定管理者に行わせることができることとするための条文の追加でございます。

第１項につきましては、町内の光地園牧場、晩成牧場の両方、もしくはどちらかを指定管理にすることができるという規定でございます。

第２項では、指定管理者が行うべき管理業務の範囲について規定をいたしました。

第３項では、指定管理者による管理を行う場合の読替規定を定めるものでございます。端的に申し上げますと、指定管理者が当該牧場の利用許可から施設の維持管理の全てを行うことができるとするための規定でございます。

２ページ目をお開きください。

第１２条の３の規定でございます。指定管理者に管理を行わせる場合に利用料金制を採用することができる旨の規定でございます。第１項では、使用料等に相当する受益者負担額は指定管理者の収入とすることができるもの。第２項では、その額につきましては、大樹町営牧場条例に定める額の範囲内で指定管理者が町の承認を得て定めるものとすることを規定してございます。

３ページ目をお開きください。

第１３条の規定でございますが、諮問機関である大樹町営牧場運営委員会の委員数の削減でございます。畜産農家数の減少等もありまして、ここ２０年程度の間、実際の委員数は１２人から１５人でございます。実態に合わせる形で今回１２名とさせていただきたいと考えてございます。

なお、農業共済組合につきましては、広域化等の影響もありまして委員就任をご辞退されていることが続いてございますので、削除させていただきます。

第１４条の規定につきましては、利用家畜の事故に備えた互助会制度を設けてございますけれども、指定管理者による管理が行われている牧場の利用家畜につきましては、互助会の対象外とする旨の規定でございます。

附則でございます。

第１項は、改正条例の施行日を公布の日とすること。

第２項につきましては、先ほど説明申し上げました料金改定に対する経過措置でございます。条例本則の夏期放牧料は２７０円と改定した上で、当分の間は現状の２６０円で据え置くこと。また、この際、指定管理者の利用料金が２７０円となる場合には、所要の措置を講ずること。所要の処置、具体的には差額の補塡を想定したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

指定管理の導入可能とする一部改正なのですけれども、今説明の中で、光地園、晩成の二つの施設があるということで、指定管理をすることにできるということは、両方するのか、片一方にするのか、今時点の考え方、二つの牧場の在り方についてお聞きしたいです。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

本条例の提案に至った理由といたしまして、現在の光地園牧場、晩成牧場の農業情勢並びに町営牧場の利用状況の中では、２か所を維持する必然性がない。逆に、２か所に分かれていることによる経費的なデメリットの部分がございます。今の考え方としては、光地園牧場については冬期舎飼も行いますので当分の間は直営で、晩成牧場については、可能であれば指定管理者制度を導入したいという理由でご提案を申し上げました。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の時点で、片方は冬期舎飼があるのでそのまま続け、もう片一方は指定管理を考えていると。それで、指定管理に移行するということは、町側にある程度のメリットがないと困るのですよね。

令和４年の予算の中で５目牧場管理費、７目の牧場整備費で約１億４，９００万円の予算を見まして、そういった中で、令和４年度の歳入も使用料で、両方で約９，０００万円の予算を見ているのですが、そのバランスの関係で、指定管理をやることによってどれぐらいの財政状況が軽減されるのか。その辺も見ながら指定管理をしていくと思うのですが、どういう試算をしているのかお聞きしたいと思います。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

令和４年度の当初予算ベースで申し上げます。

晩成牧場については、職員２名を常時配置しています。たまたま６５歳以上の方がいますので、一部人件費については安くなっているのですが、概ね通常の運営でいきますと、晩成牧場の運営に係る経費というのは８００万円から９００万円強という数字です。晩成牧場で２００頭以上の預託ができれば収支がある程度とんとんになるのですが、実際、光地園牧場は１，０００頭程度の受入れ可能なところ、今年については５５０から６００頭です。とい

うことは、晩成牧場の利用がなくても、光地園牧場で現在の預託頭数を十分にカバーできると考えていますし、また晩成牧場の牧草地を傷めないために、あえて５、６０頭なのですが利用しているという状況がございます。そうしますと、５、６００万円前後が基本的には光地園でやれば、その金が浮くと考えています。そういった部分を含めまして、晩成牧場を利用しないことのメリットというのは、まずその経費が浮くということ。この晩成牧場を指定管理に出す際も、町の持ち出しというのは通常の管理運営に係る部分につきましては、極力０に近づけるという努力をしていきたいと考えています。

ただし、もし指定管理を行う場合は、現在不都合のある施設については、きちんと使えるようにしたうえで委託する形になりますので、初年度は修繕費等が若干かかるかなというもくろみはございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

晩成牧場を指定管理するということなのですが、話の中が聞き取れなくて申し訳ないのですが、働いている人達の処遇についてはどういう方向でいくのでしょうか。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

現在、季節雇用の方２名を晩成牧場で使ってございます。実は、１名の方は今年中盤に腰を痛めまして来年度以降は来られないかもしれないというお話をいただいています。また現在、これは４月の人事になるのですが、町営牧場の中で定年を迎える職員がおります。その定員が補充されれば別ですが、補充されない場合は、現在晩成に行っている方、２名のうち１名はご辞退ですので、そこの１名を引き続き雇用したうえで、光地園の運営には支障がないように対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８３号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第８４号

○議　　長

日程第２１　議案第８４号大樹町多目的航空公園条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町多目的航空公園条例の一部改正をお願いするもので、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者が行う制度について、大樹町多目的航空公園において導入可能となるよう所要の改正を行うため、今回ご提案を申し上げるものです。

内容につきましては、企画商工課参事より説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

それでは、議案第８４号大樹町多目的航空公園条例の一部改正について説明させていただきます。

本条例の改正の趣旨は、大樹町多目的航空公園の管理運営を地方自治法第２４４条の２に規定される指定管理者に行わせることができるよう条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第８条では、航空公園の管理運営を大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により指定する指定管理者に行わせることができる旨を、新たに条文を追加するものでございます。

第２項では、指定管理者による運営管理について、条文を準用する旨を規定しており、規定中の「使用」とあるのは「利用」に、「町長」とあるのは「指定管理者」に、「使用料」とあるのは「利用料」に読み替えて適用することを規定しております。

次に、１ページ下段から２ページ上段になります。

第９条では、指定管理者が行う業務について、航空公園の利用許可等利用料の徴収、維持管理に関することを規定しており、新たに条文を追加するものでございます。

次に、次ページをお開き願います。

第１０条では、指定管理者が行う管理運営の基準について、大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、締結を行う協定事項及び法令を遵守し、管理運営を行わなければならないことを既定しており、新たに条文を追加するものでございます。

第１１条では、指定管理者に航空公園の管理を行わせる場合において、航空公園使用者は条例に定める使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならないことを規定しており、新たに条文を追加するものでございます。

第２項では、町長が認めるときは、その利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる旨を規定しております。

第３項では、その利用料金の額について、あらかじめ町長の承認を得た場合に、指定管理者が条例で定める使用料の額の範囲内で設定できる旨を規定しております。

第１２条では、原状回復又は損害賠償について、指定管理者等の文言の追加を行っております。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず１点目は、指定管理をすることによってどんなメリットが生まれるのか。先ほどの町営牧場で聞くのを忘れたのですが、指定管理者の公募方法、一般入札でいくのか、それともある程度業者を指名して公募型というかプレゼンという形を取って決めるのか、その辺についてお聞きします。

○議　　長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

まず、指定管理者導入のメリットについてですが、公の施設の管理については、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者の多様化するニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスが提供できることを期待しています。

次に、公募の方法等でございますが、大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例では、公募する募集方法と施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、公募によらず公共的団体を指定管理者の候補者として選定できる、と規定されていますので、航空公園の業務内容や今後整備されるＬＣ１射場の管理運営も視野に入れつつ、いずれの方法により候補者を選定することが適当かを検討して募集したいと考えています。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明でいくと、あえて言いませんが、大体特定されると思うのですが。

それで、２ページの（３）航空公園の維持及び管理に関することと書いているのですが、実際の業務の内容は、環境整備だとかいろいろあるのですが、その辺の維持管理、環境整備等も全部含まれるのか、もし分かれば詳細を教えていただきたい。

その下の利用料金の関係ですが、２と３は、町長が適当と認めたときは利用料金を指定管理者の収入として収受させることができると。３番目も、料金の額の範囲も指定管理が町長に承認を得ればできるのですが、ほかにも利用料金はパークゴルフ場とか温泉にありますよね。確認ですが、これと同じ条件で指定管理者は条例化されているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

現状、指定管理者制度を導入しているパークゴルフ、晩成温泉についても、同じ条文となっていまして、条例で規定する範囲内で指定管理者が決定できるという形になっています。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　１時２５分
再開　午後　１時２７分

○議　　長

暫時休憩を解いて、休憩といたします。

休憩　午後　１時２７分
再開　午後　１時４０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

施設の維持管理業務の主な内容について、私のほうから説明させていただきたいと思います。航空公園の維持管理の業務として、大きく一つは芝の維持管理業務になります。滑走路周辺等の施設全体の芝の維持管理が大きなウエイトを占めていまして、その他としましては、ＳＯＲＡ、第１格納庫、第２格納庫の点検業務等が入ってくる状況でございます。

以上です。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回ご提案の大樹町多目的航空公園条例の改正内容と晩成温泉条例の条文の規定については、基本的には同じ内容となっていまして、晩成温泉条例でも利用料金の額は、条例では第８条なのですが、第８条に規定する使用料の額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとするという条文がございまして、指定管理者と町長との間で基本協定を結んでいまして、その中で指定管理者が指定する利用料金の部分を明示している内容となっていまして、パークゴルフ場についても、条例の書き方は若干違いますが、内容としては同じ内容となっています。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

せっかくなので、パークゴルフ場に関しては若干違うというので、そこはきちんと整合性を取って直したほうがいいと思うのです。

もう一つ気になるのは、一応晩成温泉もそうですが、基本協定を結んでいるというのですが、これも同じ解釈でいいのですかね。基本協定を結んでちゃんとやるということで。それについて聞きたい。

それで、ほかのパークゴルフ場も温泉も、指定年数はある程度定めています。３年、５年、場合によっては２年と。これはないのか。どこかで指定年数というのは定めたほうがいいと思うのですが。

先ほど、一番のメリットは何かと聞いたら、指定管理者のノウハウを生かしながら経費の

縮減に結びつけることだというのですが、実際どれぐらいの経費を見ているのか。令和４年度の予算の歳出を見ても、他会計とかいろいろあるのですが、一般財源の目の宇宙推進管理費の一般財源の持ち出しの中で３，６２４万円ほど見ているのですよね。使用料が３９０万円ほど見ているが、それを差し引いて、その範囲内でいくのか。それ以上かかるのであれば、別に指定管理をやる意味がないですね。収入が指定管理者に入ってしまうと、予算でいくと３９０万円は指定管理者に入ってしまうので。単純にいくと、一般財源で３，９２２万円の予算を見ているから、単純にそこを引いた額でやってくれるのか、その辺はどうなるのかなと。増えるのであれば、指定管理をする意味がないのです。

もう一つは、職員の業務が宇宙推進室とあるのですけれども、業務が軽減されるのか。今が１０だったら５割減るのか。それとも職員が２人、３人いて、１名減って、減った分はほかの部署に回せるのか。それぐらいのメリットがないと、指定管理をする意味がないと思うので、それについて最後にお聞きしたいと思います。

○議　　長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

まず基本協定を結ぶのかどうかでございますが、こちらは、大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、これは指定管理者を選定する条例になりますけれども、こちらで基本協定を結ぶと規定されておりますので、パークゴルフ場、晩成温泉も同様に基本協定を結んでやっていくという形になります。

今想定している年数なのですけれども、現状、検討しているのは２年間と考えております。２年間というのは、今工事を行っているＬＣ１射場、滑走路の延伸が終わるまでのまず２年間ということで考えておりまして、完成以降は料金体系も複雑化してくるということが想定されますので、まずは２年間をやって、射場等の整備後に、また改めて協議をしていきたいところでございます。

実際の経費はどのぐらいなのだということでありますが、航空公園の管理運営にかかっている実際の経費につきましては、過去５年分のものを資料として我々も作って検討しているところでございますけれども、大体９５０万円から１，０００万円ぐらいの経費となっております。そのうち、収入としましては、実験利用者からいただく使用料としましては１５０万円程度いただいておりまして、先ほど三百何がしという数字がありましたけれども、そこにはＪＡＸＡにお貸ししている土地の使用料も入っておりますので、土地の使用料は行政手続になり、指定管理に出した以降も町の収入いうことになります。そこは省いて考えておりますので、経費が１，０００万円としたときに１５０万円の収入が指定管理者に入った場合には、８５０万円ぐらいの経費でできるということで想定しておりますが、指定管理に出す当初に関しては、予約システムの構築ですとかＰＲ業務も含めて展示物のリニューアル等も考えていますので、最初の年度はある程度経費として出る部分があると想定していますが、それ以降は、今まで以上に持ち出しが出ると、齊藤議員の言われるように、増えるならメリッ

トがないとなりますので、そこは経費をきちんと見て検討したいと考えいます。

職員の業務が減るのかになりますが、現状、多目的航空公園の利用の受付業務に関しては、利用が頻繁ということもあり、１人の職員がほぼ専任で利用者とやっているところですので、これが指定管理者にやっていただくことになれば、その業務が丸々浮く形になりますので、負担の軽減は図られると考えています。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８４号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第８５号

○議　　長

日程第２２　議案第８５号令和４年度大樹町一般会計補正予算（第８号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町一般会計補正予算（第８号）をお願いするもので、

今回は、歳入歳出それぞれ９，８４４万６，０００円の追加と地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第８５号令和４年度大樹町一般会計補正予算（第８号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ９，８４４万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８６億６，２２５万４，０００円とするとともに、地方債の変更を行うものでございます。

なお、今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価高騰対策として農業、漁業など、第１次産業への支援対策の実施や燃料費、電気料の値上がり分について各公共施設の予算の増額補正や人事院勧告及び人事異動、又は本年度の予算執行状況に伴う人件費の過不足分を計上するものとなってございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、４ページをお開き願います。

まず、議会費、議会運営費、備品購入費で３万６，０００円の減。事業費確定による減額補正となってございます。

次に、４ページから５ページにかけまして総務費。総務費全体で１，８７５万１，０００円の減。

一般管理費、一般職給与、給料及び職員手当等で２，０１８万９，０００円の減。給料費では当初予定より職員数が教育委員会で２名減、農業委員会で１名減となっていることから減額補正するものです。町長部局についても減額が見込まれるものの、一部専門職で募集を行っているなど今後の変動もあることから、３月の定例会で補正する予定であります。職員手当等では、期末手当が５月の第２回町議会臨時会で支給月数を０．１５か月分引き下げたことによる減額。時間外手当は、４月、５月での役場庁舎移転作業や新型コロナウイルス感染症への業務対応や、職員やその家族の感染により自宅療養とするケースが増え職場内での業務負担が増したことによる時間外勤務の増。管理職手当では、管理職の人数増によりそれぞれ手当の増額をお願いするものでございます。

次に、庁舎管理費、需用費で１７４万８，０００円の増。財源は全て一般財源で、電気料金の引上げに伴い、電気料の予算不足が見込まれるため、計上をお願いするものです。また、この後説明する事業における電気料の補正につきましては同様の理由ですので、予算不足による計上と説明させていただきますのでご了承願います。

次に、総務管理費、報酬から共済費まで１８９万円の減。当初、再任用職員を短期間勤務３名で見込み予算措置しておりましたが、実際には２名となったこと、また一般職の配置状

況を考慮し、常勤の再任用職員としたことにより予算科目の変更及び過不足分の計上をお願いするものです。

次に、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料及び工事請負費で９３万９，０００円の減。委託料では、南通にある職員住宅３棟６戸の来年度の建物解体を見据え、アスベスト等事前調査を実施する費用の増額補正をお願いするものです。工事請負費については、事業費確定による減額補正です。

次に、福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費で３３万４，０００円の増。財源は全て一般財源で、電気料の予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。次に２ページに移りまして、電子計算費、電算システム整備事業、備品購入費で６４万８，０００円の減。事業費確定により減額補正するものです。

次に、諸費、街灯維持管理費、需用費で２０８万２，０００円の増。財源は全て一般財源で、電気料の予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。次に、簡易郵便局運営事業、共済費で２万１，０００円の増。財源は全て一般財源で、会計年度任用職員の社会保険料の改定による予算不足分の計上をお願いするものです。

次に、航空宇宙推進費、多目的航空公園管理運営事業、工事請負費で１９９万３，０００円の増。財源は全て特定財源の国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、大樹町宇宙交流センターＳＯＲＡの施設内での感染予防の観点から、スムーズな施設の入退館が行われるよう土足可能に改修する費用を計上するものです。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、報酬で２４万９，０００円の増。財源は特定財源の国道支出金、個人番号カード交付費補助金で、個人番号カード交付申請の推進を図るため臨時対応窓口を３月末まで延長するため、会計年度任用職員の報酬費用を計上するものです。

次に、参議院議員通常選挙経費、報酬から使用料及び賃借料まで１５１万２，０００円の減。事業費確定による減額補正です。

６ページに移りまして、６ページから７ページにかけて民生費。民生費全体で２，２３５万７，０００円の増。

社会福祉総務費、社会福祉一般事業、扶助費で１６５万６，０００円の増。財源は、特定財源、国道支出金、地域づくり交付金５０万円に一般財源１１５万６，０００円で、福祉灯油等支給事業の実施に伴う灯油価格の引上げによる予算不足分の計上をお願いするものです。

次に、高齢者保健福祉推進センター費、高齢者保健福祉推進センター運営事業、需用費及び委託料で１３５万４，０００円の増。財源は全て一般財源で、需用費では電気料及び燃料費の予算不足が見込まれることから、また、委託料では最低賃金の引上げにより施設管理を委託している大樹町シルバーセンターの人件費単価が引き上げられたことから、それぞれの費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、福祉医療諸費、乳幼児及び児童医療費助成事業、事業費の増減はなく、財源の組替

えを行うものです。

次に、発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から共済費まで７４４万４，０００円の増。財源は全て一般財源で、職員の人事異動などに伴う補正を行うもので、当初職員６名、フルタイム会計年度任用職員２名を見込んでおりましたが、人事異動等で職員８名、フルタイム会計年度任用職員１名となったことから、不足分について補正するものです。また、職員手当等の時間外手当は、職員３名が順次育児休業となった職員の時間外勤務が増えていることから、予算の不足分について計上をお願いするものです。

次に、公衆浴場費、公衆浴場運営費、需用費から備品購入費で２９万５，０００円の増。財源は全て一般財源で、需用費では電気料の予算不足が見込まれることから、委託料では施設委託先の大樹町シルバーセンターの人件費単価が引上げられたことから、それぞれの費用について計上をお願いするものです。備品購入費は、事業費の確定による減額補正です。

７ページに移りまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、負担金、補助及び交付金と償還金、利子及び割引料で１，１４８万４，０００円の増。財源は特定財源、国道支出金、子ども・子育て支援金４３７万５，０００円と一般財源７１０万９，０００円で、負担金、補助及び交付金では、国の総合経済対策事業の一つとして新たに実施する妊娠時から出産・子育てする家庭に対し１世帯１０万円を支援する出産・子育て応援交付金事業の予算を措置するとともに、償還金、利子及び割引料では、学童保育所の運営に伴い国及び北海道から交付されている子ども・子育て支援交付金について、土曜日の開設運営で、交付申請の算定解釈にそごがあり、平成３０年度から令和２年度までの３年間について返還金が発生したことから予算措置をお願いするものです。

次に、町立認定こども園運営費、給料費で６万３，０００円の増。その下の学童保育所運営事業費、給料費で６万１，０００円の増。両事業とも財源は一般財源で、最低賃金の改定により会計年度任用職員の月額給料の引上げによる予算の不足分について計上をお願いするものです。

次に、労働費。

労働諸費、通年雇用促進支援事業、工事請負費で５５０万円の増。財源は特定財源の国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、季節労働者の冬期間における雇用機会の確保を図るため、歴舟川河川敷支障木伐採処理を実施するための費用について計上するものです。

次に、７ページから８ページにかけまして農林水産業費。農林水産業費全体で７，７９３万８，０００円の増。

農業委員会費、農業委員会運営事業、給料から備品購入費まで１５万円の増。財源は特定財源、国道支出金、情報収集等業務効率化支援事業補助金３万１，０００円と一般財源１１万９，０００円で、給料及び職員手当等では、会計年度任用職員の給料額の引上げによる予算の不足分について。役務費から備品購入費については、タブレットでデータ入力し、農地の集積化・集約化を図るシステムが新たに国で構築されることから、農業委員会にタブレッ

ト１台の導入とその通信管理費について、それぞれ予算の計上をお願いするものです。

次に、農業振興費、農業生産資材等高騰対策事業、負担金、補助及び交付金で５，０２３万円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など３，８５０万３，０００円とその他魅力あるまちづくり推進基金繰入金１，１７２万７，０００円で新型コロナウイルス拡大や原油価格生産資材の高騰により経営安定に支障が生じている農業経営体に対し営農意欲の向上と経営の緊急支援を図るため、一律５万円を交付するほか、経営農地や家畜の飼養頭数に応じて交付するため、予算の計上を行うものです。

８ページに移りまして、産地生産基盤パワーアップ事業、負担金、補助及び交付金で４３０万５，０００円の増。財源は全て国道支出金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金で、高性能機械のリース導入による生産体制の省力化及び増収などを図る当事業の計画承認を受けたことから、その事業費用について予算の計上を行うものです。

次に、牧場整備費、牧場作業用機械更新事業、備品購入費で９０万３，０００円の減。事業費確定による減額補正です。

次に、林業振興費、有害鳥獣駆除事業、事業費の増減はなく、財源の組替えを行うものです。

次に、水産振興費、秋さけ定置漁業緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で１，１５３万８，０００円の増。財源は全て特定財源の国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、本町の大宗漁業である秋さけ定置漁業が１１月上旬に今年度の漁期が終了し、６年連続の記録的な不漁となる中、さけ・ます増殖事業協会会費の負担割合が今年３％増え５％となり漁業者の負担がさらに増すことから、緊急的な支援としてこの会費分を補助する費用について予算の計上を行うものです。

次に、大樹町漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で１，０６３万４，０００円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、長引く不漁や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている大樹漁業協同組合に対し、設備増強など水産物の販売促進に資する取組に事業費の４分３を上限に補助するための費用について予算の計上を行うものです。

次に、経営継続支援事業、負担金、補助及び交付金で１４５万円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者の支援を目的として、漁業経営体で一月の売上げが過去３年の同月比で２０％以上減少している者に対し、５万円を限度に交付する費用について予算の計上を行うものです。

次に、漁港管理費、漁港施設維持管理費、負担金、補助及び交付金で５３万４，０００円の増。財源は特定財源、地方債５０万円と一般財源３万４，０００円で、北海道が実施する水産物供給基盤機能保全事業の事業費が増額したことから、その地元負担分の増額分を計上するものです。

９ページに移りまして、商工費。商工費全体で１６７万６，０００円の増。

商工振興費、商工業振興対策事業、償還金、利子及び割引料で３０万３，０００円の増。財源は全て一般財源で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として令和２年度に実施した利子補給事業において繰上完済し、町に返還した案件があったことから、その返還分を道交付金返還金として予算の計上をお願いするものです。

次に、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で１９０万円の増。財源は全て一般財源で、起業家等支援事業の申請件数及び補助金が当初の見込みを上回り予算不足が想定されることから、計上をお願いするものです。

次に、観光振興費、観光振興対策事業、負担金、補助及び交付金で１８万８，０００円の増。財源は全て一般財源で、広域社団法人北海道観光振興機構が実施するナショナルサイクルルートトカプチ４００を経費とする広域観光周遊促進事業の地域負担額が確定したことから、予算の計上をお願いするものです。

次に、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で７１万５，０００円の減。事業費確定による減額補正です。

次に、９ページから１０ページにかけて、土木費。土木費全体で１７万７，０００円の増。

河川総務費、河川管理費、委託料で１万円の増。財源は国道支出金で樋門等の管理委託業務について、労務費単価の上昇などにより予算が不足することから計上を行うものです。

次に、公園費、公園維持管理費、需用費で９万１，０００円の増。財源は一般財源で、電気料の予算不足が見込まれるため、計上をお願いするものです。

次に、住宅管理費、町営住宅維持管理費、給料と職員手当で７万５，０００円の増。財源は一般財源で会計年度任用職員の月額給料の引上げによる予算の不足分について計上をお願いするものです。

１０ページに移りまして、住宅建設費、日方団地建設事業、償還金、利子及び割引料で１，０００円の増。財源は一般財源で、社会資本整備総合交付金の過去５か年の実績が国費の支払額に対し町の執行額が下回るため、返納する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、消防費。消防費全体で１６万９，０００円の減。

災害対策費、防災行政無線維持管理費、役務費で１１万円の減。その下、防災対策推進事業、備品購入費で５万９，０００円の減。両事業とも事業費確定による減額補正です。

１０ページから１３ページにかけて、教育費。教育費全体で８２５万９，０００円の増。

教育振興費、教育振興事業、負担金、補助及び交付金で７２万５，０００円の減。台湾への見学旅行中止に伴う大樹高等学校海外見学旅行補助金など、事業費確定による減額補正です。

次に、外国青年招致事業、共済費で２万２，０００円の増。財源は全て一般財源で、加入する保険が公立学校共済組合から市町村職員共済組合に変更となったことによる過不足分について予算の計上をお願いするものです。

次に、学校管理費（小学校）、給料から負担金、補助及び交付金まで３６万３，０００円の増。財源は全て一般財源で、給料、共済費は会計年度任用職員の月額給料の引上げによる予算不足分について、需用費は電気料の予算不足が見込まれるため、それぞれ計上をお願いするものです。備品購入費は名誉町民である伏見悦夫氏から図書購入の指定寄附を受けたことから購入費用を計上するものです。それ以外の科目は事業費確定による減額補正です。

１１ページに移りまして、学校管理費（中学校）、給料から負担金、補助及び交付金まで３７８万６，０００円の増。財源は全て一般財源で、給料、共済費は会計年度任用職員の月額給料の引上げによる不足分などについて、需用費は燃料や電気料の予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。備品購入費は大樹小学校と同様の理由による図書の購入費用の計上をお願いするものです。

次に、学校給食費、給食調理事業、職員手当等及び需用費で２６１万５，０００円の増。財源は全て一般財源で、職員手当等は市町村退職手当組合負担金で、当初予定から加入者が１名減による減額補正を行うもので、需用費は電気料の予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。

次に、社会教育総務費、社会教育委員会運営費、報酬及び旅費で２５万円の減。その下、社会教育推進事業、報償費及び旅費で２９万５，０００円の減。その下、高齢者教育推進事業、委託料で１０万５，０００円の減。その下、子ども交流事業、備品購入費で４万９，０００円の減。４事業ともに事業費の確定による減額補正です。

１２ページに移りまして、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、給料から委託料まで１６６万４，０００円の増。給料は会計年度任用職員の月額給料の引上げによる不足分について、需用費は電気料の予算不足が見込まれるため、それぞれ計上をお願いするものです。委託料は事業費の確定による減額補正です。

次に、文化財保護事業、委託料で８万３，０００円の減。事業費確定による減額補正です。

次に、保健体育総務費、社会体育推進事業、負担金、補助及び交付金で６０万円の増。財源は全て一般財源で、優秀選手派遣事業において、例年に上回る件数、金額の補助申請があり、予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。

次に、海洋スポーツ振興事業、負担金、補助及び交付金で１５万４，０００円の減。事業費の確定による減額補正です。

次に、体育施設費、海洋センター維持管理費、報酬から備品購入費で６万２，０００円の増。財源は全て一般財源で、報酬及び備品はプール監視員報酬などの事業費確定による減額補正。需用費はプールの水温計破損による水入替え作業に伴う水道使用量の増による予算不足分の計上をお願いするものです。

次に、下段の大樹中央運動公園維持管理費、需用費及び備品購入費で７８万１，０００円の増。財源は全て一般財源で、需用費は電気料及び燃料費の予算不足が見込まれるため計上をお願いするものです。備品購入費は、事業費の確定による減額補正です。

１３ページに移りまして、図書館総務費、図書館管理運営費、給料で６万円の増。財源は

全て一般財源で、会計年度任用職員の月額給料の引上げによる不足分について計上をお願いするものです。

次に、図書館管理システム維持管理費、委託料で３万３，０００円の減。事業費の確定による減額補正です。

次に、公債費全体で１，０２５万５，０００円の増。

元金、長期債、償還金、利子及び割引料１，０２４万５，０００円の増。次にその下、利子、一時借入金利子及び手数料、補償、補塡及び賠償金で１万円の増。令和３年度繰越費で実施した高度無線環境整備推進事業の過疎対策事業債の借入れについて、起債借入れ後に事業費が減額となったことから、多く借り入れした金額の一部について繰上償還が必要なことから、その費用について計上をお願いするものです。

次に、諸支出金全体で８７６万円の減。

事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で８５万９，０００円の減。介護サービス事業特別会計繰出金で１４０万４，０００円の減。

次に、特別会計出資及び補助金、下水道事業補助金で６４９万７，０００円の減。

以上、合計で補正額９，８４４万６，０００円の増。財源は、特定財源、国道支出金が７，５７１万６，０００円の増、地方債は４００万円の減、その他が１，７３７万８，０００円の増で、一般財源が９３５万２，０００円の増となるものでございます。

次に、第１表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、２ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額８５億６，３８０万８，０００円。補正額、１款議会費から１３款諸支出金まで９，８４４万６，０００円の増。補正後の歳出合計８６億６，２２５万４，０００円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、１ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額８５億６，３８０万８，０００円。補正額、１１款地方交付税から２２款町債まで９，８４４万６，０００円の増。補正後の歳入合計８６億６，２２５万４，０００円となるものでございます。

次に、第２表、地方債補正を説明いたしますので、３ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更であります。個別排水処理事業整備事業の事業費減などにより、過疎対策事業の限度額を４００万円減額し、６億９，８９０万円に、臨時財政対策事業債の借入増減により限度額を４，５３８万５，０００円減額し、４，２６１万５，０００円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

休憩いたします。

休憩　午後　２時１５分
再開　午後　２時２５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本件の審議にあたっては、同一事件に対する質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書２１ページから２４ページまで、１款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

２２ページの２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費、１４節工事請負費について伺います。

工事請負費は、減額補正額で２４４万９，０００円になっているのですが、解体工事の確定という説明ですが、年度当初の予算額が多分８６７万４，０００円の実行結果だと思うのですが、これは合っているのかどうか。もしそうだとすれば、積算金額に対する７０％増の実行額になるので、今までこのような実行額があったのかどうか。そこが今聞いたことと整合性があるかどうかお答えください。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

今回補正させていただきます工事費に関しては、生花の旧診療所及び旧歴舟中学校の住宅、また新通の職員住宅等建物関係の解体を行っており、その確定した事業費分を減

額補正する内容となっています。また、一部解体工事については、まだ実施中のところ、旧歴舟児童館は残っていますので、その分に関しては、今回まだ事業費が確定していませんので、補正等は行っていない状況です。

以上でございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

確定した金額というのは、解体予定金額が８６７万４，０００円に対する減額補正の２４４万円ではなくて、いろいろ入って合わせたものの２４４万９，０００円の減額補正という理解なのですか。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員おっしゃるとおりです。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

総務費全般で、一般管理費、福祉センター費、諸費もそうですが、電気料金の増が多いですが、議案第８５号からその後の議案第９１号までの公共施設の大体ほとんどが電気料の増ですよね。

聞きたいのは、議案第８５号から議案第９１号はまだ終わっていないが、どのくらいの電気料金が全体で膨らむのか、それについてお聞きしたい。

○議　　長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

一般会計から特別会計、企業会計、街灯等も含め、１３の事業で補正をさせていただいております。電気料だけで総額約３，０００万円という状況です。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長に聞きたいのは、公共施設の１３事業で約３，０００万円ですよね。新年度の令和５年度に向かっていくと１年間で相当膨らむのですが、国とか道からの公共施設に対する電気の高騰対策というのはないか。あくまでも自主努力で賄うしかないのか。国でこういった公共施設に対する高騰対策はあるのかについてお聞きしたいのですが。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

その辺は、総務課長から現在の電気料等の高騰による補正予算の額については説明をさせていただきました。大変な額になると思っていますし、令和５年度の予算編成においても、電気料も含めて諸物価の高騰対策の予算に対する影響というのは大きなものがあると思っております。

ただ、残念ながら、今のところ私ども自治体等における電気料等の高額に対しての国からの支援等については、示されていないというのが現状です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それはどこの町村も自治体はみんな一緒だと思うのですよね。できれば町村会を通してそういう議論もして上に上げていくことも今後必要ではないかと思うので、それについて町長にお願いしたいのと。

もう１点、最後ですが、街灯維持管理費で２０８万２，０００円を補正するのですが、これから夜が長いのですが、このままいったらまだまだ電気料が膨らむのですが、街灯の管理というか、例えばどこか消すとか、間引きするとか、今後そういう考えはあるのか、それとも町民の安全を考えると、最低限つけているのでこのまま行くしかないと思っているのか、考えがあるのかについてお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも来年の予算編成を行う上で電気料、又はいろいろな部分での物価高騰の影響は本当に大きなものがあると思いますので、これはすべからく全ての自治体に影響があることでもありますので、町村会等を通じて、私からも声を上げていく中で、対応について国に求めたいと思います。

次の質問については、副町長のほうから答弁します。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

街灯の経費が大きくなっているということでございます。

今、国道縁の街灯については、ヨウ素球という水銀灯のような電球でして、あれは１件当たり幾らという決めになっていまして、一月大体２，５００円程度でございます。それがどんどん上がっていますので、対策は考えなければならないと思っていまして、水銀灯ですと、もう生産されないということです。ヨウ素球の生産もあまりされていない

ものだと聞いていますので、ＬＥＤ化をなるべく早いところで、費用と効果の見合いですが、ＬＥＤにすると電気料は数百円で済むというようなこともありますので、なるべく早く取り組んでいきたいと。

無駄な電気を間引くというのも当然ですが、まずＬＥＤ化、それは街灯に限らず古い施設、令和に建てた庁舎とか認定こども園はＬＥＤ化になっていますが、それ以外はＬＥＤと混在しているもの、それからＬＥＤ化になっていないものもありますので、そちらのＬＥＤ化も費用と効果を見ながら検討していきたいと考えています。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２３ページから２６ページまで、３款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

２４ページの３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の１９節扶助費ですが、福祉灯油の増額補正と理解するのですが、まず、当初予算に対する、表面化しています灯油価格の急激な値上がりに対応することだと理解するのですが、その中に５０万円という道支出金の地域づくり総合交付金が入っている。これは値上がりする灯油価格の一部に事業費として限定の交付金なのか。どこかにあるものから５０万円だけここに組み入れたのか。限定であるのかと５０万円以上はもうないのか、そこだけお聞かせください。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

福祉灯油に対する道の補助金が地域づくり総合交付金ということで５０万円入っています。歳入の予算書１８ページに載っていまして、これの分は福祉灯油事業に対する道の交付金となっていまして、補助率で１００万円が上限の２分の１で５０万円となっています。

以上です。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

道が厳しい状況の中で実際に補助しますと。ただ回答で、１００万円が上限で２分の１の５０万円なら、それ以上に上げるしかないですね。本当はもっと１６０万円上げなくてもその前からかかった経費があって、値上がりで１６５万円上積みして、その中の５０万円です

から、実施に福祉灯油にかかる経費は６００万円とか７００万円かかるのですが、そこにある程度の割合で道が補助するのはオーケーかと思いますが、値上がりした分の一部５０万円だったらお粗末かと思うので、ほかに原資がないのかということですが、１００万円の２分の１で５０万円だと言われたら、それ以上出ない話ですから、問題があるが仕方ないかと思います。ないのですね、もうそれ以上は。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

道のほうも、燃料費高騰ということもあり、補助金の額を、いわゆる先ほどは上限１００万円と言いましたが、上限を少し上げて、それの２分の１ということで若干上がる可能性はありまして、まだ確定ではないですが、検討はされていて、間もなく決定されることになっていまして、見込みですと１５０万円が上限に、それの２分の１の７５万円が交付されると見込んでいます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、５款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

労働費の関係で５５０万円ですが、季節労働者対策で早くから補正を検討していることで大変喜んでおりました。それで、この周知方法と周知時期、事業の実施時期をお伝えいただきたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

季節雇用対策の歴舟川河川敷支障木伐採処理工事の関係でございますが、この後予算をお認めいただきましたら、就労希望者の募集を行うこととしていまして、まず町内の季節労働者雇用事業所への依頼文の送付、無線放送による周知を行います。それが大体１２月２０日頃を目処に募集を行うことを考えています。年明けの１月中旬頃に工事の入札を行い、２月末の工期でこの工事を実施するスケジュールを予定しています。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。無線でやるということでね。広報紙、無線ね。

○議　　長

違う。事業者に通告しますと言っているのだから。

○志民和義議員

そうですか。

○議　　長

ちゃんと聞いていてよ。事業者と言っているから。

○志民和義議員

聞こえなかったので。

一般町民に対する無線の周知はするのですか。

それと、事業実施は２月下旬と言いましたね。もしこれが通ればですよ。それはもうちょっと早められないかという気がするのですが、寒いから。もう次の仕事をする人が出てくるから、できればその前と思うのですがいかがですか。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

説明が不十分で申し訳ございませんでした。

まず、周知方法につきましては、季節労働者雇用事業所への文書による周知と無線放送による周知を行うことで、１２月２０日を目処に募集を行うこととしています。工事については、１月中旬に入札を行い、そこから工事を行い、その後２月末までの工期、１月中旬から２月末までの工期の中で工事を行うことを予定しています。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

季節労働者雇用事業所に出して入札をするというのですが、実際に幾つの事業所が大樹町にはあって、どのぐらいの季節労働者がいるのか。そこだけお願いします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

事業所については、２４の事業所がございます。人数については、令和３年度末で私どもの手元にある資料では、季節労働者としては６６人です。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

積算の関係なのですが、令和３年度は予算が５４７万８，０００円で、決算での実行結果が５２８万円だったのですね。場所は芽武川のところで町から若干遠いところだったのですが、令和４年度は、パークゴルフ場の周辺ですから、本当に町場で実行するのですが、その関係でいうと若干積算額が下がると頭の中ではあるが、燃料費とか、それから何かの高騰で当初予算が５５０万円に跳ねているのかどうか、その辺積算額の主な根拠をお聞かせください。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいまご質問にありました工事請負費５５０万円の積算の根拠についてご説明させていただきます。

令和４年度においては、歴舟川河川敷に生えています支障木の伐採として、およそ７０本の樹木の伐採を予定しています。単価は、幹径によって違ってくるのですが、概ね１０センチ以上、２０センチ以上、３０センチ以上、もしくは最終的に４５センチ以上ということで、それぞれの本数を積算しまして、単価を掛けて算出しています。また、処分した樹木については、最終的には産業廃棄物処分場のほうへの運搬、それと処分費を計上しています。また、処分に積み込む労務として季節労働者の人工数を合計して、現在の５５０万円という積算根拠となっています。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今お聞きしたら、結構、径級の太いものもあるのですよね。そうすると、産業廃棄物として処理するというお話があったのですが、他町村でも立木なんかを町民に希望があれば配布するということがあるので、今回の処理したもの自体どれほど価値があって、どういう利用価値があるものかは僕自身分からないのですが、もしそういう希望があって引き取ってもらえる町民の方がいれば、あえて産業廃棄物として処理するよりも有効活用することも一つの方法かと思うので、その辺はできれば検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

河川の立木等を希望者に払下げしているというのは、開発局とかでやっている例もございますので、利用価値があって希望があるかどうかは把握しなければならないですが、河川の場合、多分ヤナギが多いと思うのですが、まきとかに使えるようなものがあって、利

用価値があるかどうか、希望があるかどうかも調べてみたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２５ページから２８ページまで、６款農林水産費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

２６ページの農業生産資材等高騰対策ですが、生産者の疲弊している部分の応援ということで、いい制度なのですが、大樹町では牛乳の、農協ではやっておりますが、消費拡大だとかを直接町費が投入されているか分からないのですが、そういう事業には該当しなかったのでしょうか。消費拡大というか、牛乳の出口の部分というか、消費の部分に該当しなかったのでしょうか。

○議　　長

西田議員、この議案と中身が違うので駄目です。

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

同じなのですが、対策事業の詳細についてお聞きしたいのですが。一律とかいろいろ、頭数割りがあると思うので、それについて詳細にお願いします。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

農業生産資材等高騰対策事業、実は交付対象となる部分を三つに区分しています。まず一つは農業者、法人、個人問わず、農業者たる方に戸当たり５万円、法人であっても５万円です。それから肥料の高騰対策といたしまして、各農業者の耕地面積に着目いたしまして、１０アール当たり２００円、１ヘクタール２，０００円という交付を考えてございます。

また、餌代、飼料対策として家畜を飼養している農場に対しての交付がございます。一つは２６か月以上、ほぼ経産牛になろうかと思いますが乳牛の経産牛が２６か月以上については一律１，０００円、２６か月未満並びに肉牛については一律３００円、それから豚については一律１５０円という組立てを考えています。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変ありがたいので、聞くのを迷ったのですが、今回は農業対策、この間は飲食業のクーポン券を発行していますが、そのほかにも商工業もいますよね。高騰対策で、最後は価格に反映すればいいのですが、苦しみは皆一緒だと思うのです。その辺、町長は、今回は農業対策をやってくれたのですが、商工業に対しては何か今後考えがあるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、補正予算の中の農林水産業費で農業者に対する高騰対策、又は水産の関係も一部対策を講じさせていただいた。そのほかにも商工業者等の対策でありますが、今年度も含めてプレミアム商品券を発行し、商工会での購買につなげていきたいと思っていて取り組んだ経過もありますので、今のところ、私どもが計画している経済対策については、今回の農業で一区切りかとも思っていますが、まだ今年度３、４か月ございますので、また何か動きがあった段階で、国の交付金の動きも見定めなければなりませんが、必要な対策については、これからも検討は進めていきたいと思いますが、今回の農業の関係と水産の関係も含めて、これで現在の経済対策については、打てる対策は打ったという考え方です。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

対策の関係で、２８ページの水産業の関係について伺います。

１８節の負担金で秋さけ定置漁業緊急支援事業補助金の関係ですが、令和３年度の３％から５％に上がって、その額を補助すると。その額が１，１５３万８，０００円になることは理解します。多分、分母が２億３，０００万円ですね。今後のこともありますが、令和３年度の支援金は３％で５８０万円だったのです。そうすると分母は１億９，０００万円ぐらいですよ。そこで、パーセントも動くのですが、毎年分母も動くのかどうか。分母が下がってパーセントが上がったら額は変わらないし、分母が上がってパーセントが上がると額も上がるという連動性があるので、その辺の関係について、どうなって動くのかをお聞かせください。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

比率を掛ける分母の部分でございますが、その年の漁獲高が分母となりますので、今年はこの金額で約２億３，０００万円掛ける５％という形です。昨年２％のはずですが、約２億円の２％程度という形になります。ですから、水揚げが大きくなるとすごい額になるのはなるのですが、実際は６年連続の不漁であったということで、５％でもこの金額に収まるという実態です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２７ページ、２８ページ、７款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

１目商工振興費で、２２節償還金、利子及び割引料で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金３０万３，０００円ということですが、もう少し詳しくお知らせいただきたい。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

２２節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金３０万３，０００円の関係です。

町では、臨時交付金を活用して、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けています中小企業の資金繰りを支援するために、町独自の支援事業として新型コロナウイルス感染症に対応する融資を借り入れた中小企業に対して、信用保証料と利子の、利子は５年間ですが、全額の補助を行っているところです。

今回、国から臨時交付金を活用しての利子補給等の関係で、途中で繰上償還を行った際に信用保証料が戻ってくる形になっていますので、それが町としても繰上償還した事業者の関係分については返納をいただいているところですけれども、その取扱いがこのたび国から示され、臨時交付金の活用した信用保証料が返還となってきた場合については、国に返還をせよという通知がございました。その関係で、今回令和２年度に信用保証料を補助した分、令和３年度に返還を受けた分を令和４年度の補正予算を組ませていただきまして、国に返還するというものでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その上の１８節で起業家等支援事業補助金ということで、補助申請される予定の方がいるとお聞きしていますが、どのような業種の方が想定されているのでしょうか。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

起業家等支援事業補助金の関係でございますが、今年度、当初予算で起業家等支援事業補助金については４００万円の予算を組ませていただき、これまで家畜診療業務を行う新規開業の獣医に係る分の起業、プライベートスペースを提供する、飲み物ですとか軽食を提供する事業者への補助、飲食店、ラーメン店の開業に伴う補助の３件を行ってきたところですが、このたび洋菓子店を町内で開業したいという申出がございまして、予算が不足するため、今回補正をさせていただくところです。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、８款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２９ページ、３０ページ、９款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、２９ページから３４ページまで、１０款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

教育費の関係で学校給食費の２６１万５，０００円の増、電気料、その他ということですが、給食センターを建てたときに、当時Ｏ１５７があって、オール電化ということで特殊なことから電気料高騰になってくるのではないかと思うのですが、そのことで、公共施設の省エネ化、ＬＥＤとか、あるいは電熱器はなかなか厳しいと思うのですが、最新式の省エネ機器の切替えは検討しているのでしょうか。

○議　　長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

機器等については、平成１４年に給食センターを建て、建設から２０年経過しており、機器等の更新は今のところ随時行っています。最新式のものを選んでいまして、できる限り消費電力を抑えるような形で取り組んでいます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

３０ページの小中学校費の１７節備品購入費について伺いたいと思います。

図書購入費として、小中学校で５０万円ずつの増額補正ですが、実は今年度の当初予算で小学校では５０万円、中学校では３５万円の図書購入費を計上されている。寄附ということで、使途限定ですから、それを図書購入費に充てること自体は問題ないと思っていますが、当初予算があって必要なものが認められていると。ただ、ここで５０万円補正することは、本当に必要なものを購入するのか若干の疑問があるのと、それから、５０万円、３５万円で間に合うのであれば、組替えはできないのか、どうしても今年５０万円、５０万円を使うのであれば令和５年度の図書費購入は計上されないのかとか、そういうことが思い浮かぶのですが、その辺の考えについてはいかがですか。

○議　　長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

今回、小中学校に図書購入費で５０万円ずつ増額補正をお願いしています。

これについては、先ほど吉田総務課長から説明があったとおり、名誉町民であります伏見前町長から学校に図書購入ということで、指定寄附という形になっていまして、それを今回各学校に話して、必要なものを計上したということです。次年度以降も、図書については随時更新していくものと思っていますし、また学校に配置する冊数もある程度決まっていますので、そこも見据えながら図書を購入したいと考えているところです。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、３３ページ、３４ページ、１２款公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、１３款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書１７ページから２０ページまで、歳入全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

続いて、３ページ、第２表、地方債補正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般についての確認漏れがあれば、質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

歳入で伺いたいと思います。

１８ページの１６款道支出金の２項道補助金なのですが、林業振興費補助金の８９万円についてです。総合交付金の有害鳥獣駆除事業として補助されたものですが、確認の意味で、単純に有害鳥獣の駆除のために使うのか。それから、有害駆除事業として増え続ける有害鳥獣被害に対する駆除事業の推進とかで、ハンターの育成とか、機材購入とかに使うのか。今回は、謝礼に回っているのですが、用途指定はなかったのか。そこだけ伺いたいと思います。

○議　　長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

こちらの補助金は、駆除頭数に対する補助金になりますので、あくまでも実際に駆除した頭数が伸びているところに対する交付金になります。地域づくり総合交付金は、年度途中での採択結果が出るものですから、当初には見込んではいないのですが、昨年、今年と駆除頭数が増えてきているところに対する交付金でございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第８５号の件について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８５号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　議案第８６号

○議　　長

日程第２３　議案第８６号令和４年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ１６万５，０００円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第８６号令和４年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２

号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１６万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億７，８４３万９，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、８ページ、９ページの歳出をお開き願います。

歳出。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額１６万５，０００円の増。１８節の負担金、補助及び交付金の補正で、今年の４月より施行されました子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とした国民健康保険税未就学児保険料均等割額の減額措置の創設に伴い、北海道国民健康保険団体連合会が管理するクラウドシステムの改修負担として補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。６ページ、７ページをお開き願います。

歳入。

６款１項ともに繰越金、１目前年度繰越金、補正額１６万５，０００円の増。

次に、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額６億７，８２７万４，０００円、補正額１款総務費で１６万５，０００円の増。補正後の歳出合計６億７，８４３万９，０００円。

次に、４ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額６億７，８２７万４，０００円、補正額、６款繰越金で１６万５，０００円の増。補正後の歳入合計６億７，８４３万９，０００円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８６号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　議案第８７号

○議　　長

日程第２４　議案第８７号令和４年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ８５万９，０００円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第８７号令和４年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ８５万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億４，４１５万３，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、８ページ、９ページをお開きください。

歳出です。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、３目施設サービス等給付費、補正額の増減はありません。国道支出金の歳入増分と同額を一般財源から減額するものです。

３款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、補正額８５万９，０００円の減。地域包括支援センター職員の期末手当分を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開きください。

１款介護保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料、補正額９万９，０００円の減。国道支出金の歳入増分を第１号被保険者介護保険料から減額するものです。

２款国庫支出金、２項国庫補助金、７目特別調整交付金、補正額６万６，０００円の増。

８目災害臨時特例補助金、補正額３万３，０００円の増。東日本大震災により被災した被保険者に係る介護保険料を減免したことに対して国からの交付金を受けるものです。

６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額８５万９，０００円の減。

次に、総括の歳出をご説明いたしますので、５ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額７億４，５０１万２，０００円。補正額、３款地域支援事業費で８５万９，０００円の減。補正後の歳出合計７億４，４１５万３，０００円となるものです。

次に、４ページ、歳入です。

歳入合計、補正前の額７億４，５０１万２，０００円。補正額、１款介護保険料から６款繰入金まで８５万９，０００円の減。補正後の歳入合計７億４，４１５万３，０００円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８７号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　議案第８８号

○議　　長

日程第２５　議案第８８号令和４年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ１４０万４，０００円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第８８号令和４年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１４０万４，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ３億９，８３３万１，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、８ページ、９ページの歳出をお開き願います。

歳出。

１款１項ともに居宅介護サービス事業費、１目通所介護費、補正額５５万５，０００円の減。老人デイサービスセンター運営事業の人件費について、人事院勧告に伴う給与改定のほか、人事異動、扶養者数変更により所要見込み額が変更になり、２節給料は職員及び会計年度任用職員の給料を増額。３節職員手当等は扶養手当及び期末手当を減額するものでございます。また、１０節需用費は燃料費、電気料金の価格高騰から所要見込み額を増額し、そのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業など、事業費が確定したものについて減額するものでございます。

次に、２款１項ともに介護老人福祉施設事業費、１目介護老人福祉施設費、補正額８４万９，０００円の減。特別養護老人ホーム運営事業の人件費について人事院勧告に伴う給与改定のほか、人事異動により所要見込み額が変更になり、３節職員手当等は期末手当を減額するものでございます。また、１０節需用費は燃料費、電気料金の価格高騰から所要見込み額を増額し、そのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業

で事業費が確定したもの、さらに開催を中止しました特養夏まつりの関係経費について、７節報償費、１１節役務費、１３節使用料及び賃借料、１７節備品購入費を減額するものでございます。

次に、６ページ、７ページの歳入をお開きください。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額１４０万４，０００円の減。

次に、総括、５ページの歳出をお開きください。

歳出。

歳出合計、補正前の額３億９，９７３万５，０００円。１款居宅介護サービス事業費、２款介護老人福祉施設事業費で、補正額１４０万４，０００円の減。計３億９，８３３万１，０００円となります。

次に、４ページの歳入をご覧ください。

歳入。

３款繰入金、歳入合計、補正前の額３億９，９７３万５，０００円。補正額１４０万４，０００円の減。計３億９，８３３万１，０００円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８８号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　議案第８９号

○議　　長

日程第２６　議案第８９号令和４年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）をお願いするもので、第２条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補塡する額を４，７７５万円に改め、支出を６１７万８，０００円追加。第３条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補塡する額を３億９７６万６，０００円に改め、支出を３，０００円追加。第４条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第８９号令和４年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第１条、令和４年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和４年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額４，１５７万２，０００円は、過年度分損益勘定留保資金４，１５７万２，０００円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額４，７７５万円は、過年度分損益勘定留保資金４，７７５万円で補てんするものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきまして、第１款水道事業費用、第１項営業費用ともに、既決予定額から補正予定額６１７万８，０００円増額するものでございます。

第３条、予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億９７６万３，０００円は、過年度分損益勘定留保資金３億９７６万３，０００円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億９７６万６，

０００円は、過年度分損益勘定留保資金３億９７６万６，０００円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、第１款資本的支出、第１項建設改良費ともに、既決予定額から補正予定額３，０００円増額するものでございます。

次ページをお開きください。

第４条、予算第６条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

この条文は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費について、既決予定額から補正予定額２６万３，０００円増額し、２，９３８万円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、１０ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、補正予定額５９１万６，０００円の増。３目総係費、補正予定額２６万２，０００円の増。ここでは、燃料費と電気料金の高騰、とりわけ高圧受電契約における燃料費の調整価格の高騰に伴い、各浄水場の電力費の増額と人事院勧告に伴う人件費の見込み増により予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

続いて、７ページ、８ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金、補正予定額６１７万８，０００円の増。ここでは、収益的収入額が収益的支出額に不足するため、その補塡財源として損益勘定留保資金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、１３ページ、１４ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部でございます。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目固定資産取得費ともに、補正予定額３，０００円の増。ここでは、人事院勧告に伴う人件費の見込み増により予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

続いて、１１ページ、１２ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金、補正予定額３，０００円の増。資本的収入額が資本的支出額に不足するため、その補塡財源として損益勘定留保資金の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８９号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議案第９０号

○議　　長

日程第２７　議案第９０号令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９０号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）をお願いするもので、第２条の資本的収入及び支出では、支出を８６万円追加。第３条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第９０号令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第１条、令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和４年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１３４万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２２０万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第１款資本的支出、第３項貸付金、補正予定額８６万円を増額するものでございます。

第３条、予算第７条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

１号給与費の予定額を５７０万円減額し、７億９，３０３万円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、８ページ、９ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費で５７０万円の減。

３目経費で５７０万円の増。電力料金の高騰に対応するため、人件費、物件費間の調整により支出予定額を確保するものでございます。

１２ページ、１３ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出、３項１目ともに貸付金で８６万円の増。看護師就業支援金貸与金で、正看護師の新規採用に伴いまして、町内在住で職員となった者１人、帯広市から転入した者１人、帯広市から通勤する者１人、合計３人の貸与にあたり、当初予算におきましては道外からの転入者１名１３５万円を計上しておりましたが、今回その不足する分の８６万円を増額するものでございます。

次に、１０ページ、１１ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金で８６万円の増。看護師就業支援金貸与金の財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第９０号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８　議案第９１号

○議　　長

日程第２８　議案第９１号令和４年度大樹町下水道事業会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９１号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和４年度大樹町下水道事業会計補正予算（第２号）をお願いするもので、第２条の収益的収入及び支出では、収入を６４９万７，０００円減額、支出を１２２万９，０００円追加し、第３条の資本的収入及び支出では、収入を７１５万円、支出を１，４８７万６，０００円それぞれ減額し、第４条では、企業債の限度額を改めるものです。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第９１号令和４年度大樹町下水道事業会計補正予算（第２号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第１条、令和４年度大樹町下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるとことによる。

第２条、令和４年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入において、第１款下水道事業収益、第２項営業外収益ともに、既決予定額から補正予定額６４９万７，０００円の減額をするものでございます。次に支出において、第１款下水道事業費用、第１項営業費用ともに、既決予定額から補正予定額１２２万９，０００円増額するものでございます。

第３条、予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億３，７３６万１，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６２７万９，０００円、過年度分損益勘定留保資金４６２万６，０００円及び当年度分損益勘定留保資金４７４万９，０００円、繰越利益剰余金処分額８４９万９，０００円及び当年度分利益剰余金処分額１億１，３２０万８，０００円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億２，９６３万５，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３６４万６，０００円、過年度分損益勘定留保資金２，５３７万１，０００円及び当年度分損益勘定留保資金１億６１万８，０００円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次ページをお開きください。

その予定額につきまして、収入において、第１款資本的収入、第１項企業債、既決予定額から補正予定額６７０万円減額、第４項受益者分担金、既決予定額から補正予定額４５万円減額するものでございます。支出において、第１款資本的支出、第１項建設改良費ともに、既決予定額から補正予定額１，４８７万６，０００円減額するものでございます。

第４条、予算第５条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

補正前、表内の限度額１，８６０万円を補正後、表内の限度額１，１９０万円に減額するものでございます。

次ページをお開きください。

第５条、予算第７条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

この条文は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費について既決予定額から補正予定額８０万３，０００円減額し、１，４５６万円に改めるものでございます。

第６条、予算第８条本文中「２億７９４万５，０００円」を「２億１４４万８，０００円」に改める。

この条文は、一般会計からの補助金を６４９万７，０００円減額するものでございます。

続いて、第７条、予算第９条を削除する。

この条文は、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を補塡するために、利益剰余金処分額を計上しておりましたが、令和３年度の決算結果、その利益剰余金処分額の計上は不用となったため、条文自体を削除するものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、１１ページ、１２ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

１款下水道事業費用、１項営業費用、２目処理場管理費、補正予算額２１０万９，０００円の増。４目総係費、補正予算額８５万７，０００円の減。５目普及推進費、補正予定額２万３，０００円の減。ここでは電気料金の高騰、とりわけ高圧受電契約における燃料費調整額の高騰に伴い、終末処理場の電力費の増額と４月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う差額が見込まれるため給料の減額を、また個別排水処理事業におきまして、今年度の見込み実績により受益者負担金前納報償金の減額をお願いするものです。

続いて、収入について説明しますので、９ページ、１０ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

１款下水道事業収益、２項営業外収益、２目一般会計補助金ともに補正予算額６４９万７，０００円の減。ここでは令和３年度の決算結果及び個別排水処理事業の見込み減のため減額を行うものでございます。

次に、１５ページ、１６ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目公共下水道建設費、補正予算額５万４，０００円の増。２目個別排水処理施設建設費、補正予算額１，４９３万円の減。ここでは人事院勧告に伴う人件費見込み増により不足額が見込まれることより人件費の増額を、また、個別排水処理事業において、本年度の実績見込みにより５期分の実施設計委託料と請負工事費の減額をするものでございます。

続いて、収入について説明します。１３ページ、１４ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部。

１款資本的収入、１項１目企業債ともに補正予算額６７０万円減。４項１目受益者分担金ともに補正予算額４５万円減。ここでは、先にご説明しました個別排水処理事業の実績減を合わせて減額するものでございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する補塡財源である損益勘定留保資金においても減額するものとなってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第９１号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議　　長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第２０の２の規定に基づき、明日７日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、明日７日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議　　長

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　３時５０分

令和４年第４回大樹町議会定例会会議録（第２号）

令和４年１２月８日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
７番　松　本　敏　光	８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範
１０番　志　民　和　義	１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	吉　田　隆　広
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	菅　　浩　也
住　民　課　長	水　津　孝　一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	清　原　勝　利
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
保健福祉課参事	明日見　由　香
農林水産課長兼町営牧場長	松　木　義　行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥　　純　一
会計管理者兼出納課長	楠　本　正　樹
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧　田　　護

＜教育委員会＞

教育長職務代理者	神　山　良　仁

学校教育課長	井　上　博　樹
学校給食センター所長	梅　津　雄　二
社会教育課長兼図書館長	松　久　琢　磨

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	瀬　尾　裕　信

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐　藤　弘　康
主　　事	奥　野　美　咲

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

３番　吉　岡　信　弘　君

４番　西　山　弘　志　君

５番　村　瀬　博　志　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。

初めに、４番、西山弘志君。

○西山弘志議員

おはようございます。

それでは、先に通告しておりました「通学路の安全対策について」、町長に質問させていただきます。よろしくお願いします。

大樹町は１１月３０日、交通事故死ゼロ運動で２，０００日を達成しました。また、町の責務として地域安全推進協議会を設置し、交通事故、地域の犯罪の現状把握に努め、通学路のみならず、住民の安心・安全を確保し、交通及び生活の安全対策を行っております。

令和３年第４回定例会で通学路の安全対策について質問したところ、大樹町青少年健全育成町民の会主催で小中学校、北海道開発局、十勝総合振興局、広尾警察署、大樹町、教育委員会の関係機関が集まり通学路合同点検が実施され、学校側からリストアップされた九つの危険箇所について現地確認と協議を行い、うち２か所については対策が決定したと答弁をいただきました。

そこで、残り７か所の場所をその後どのような対策を取られたのか、町長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の「通学路の安全対策について」、お答えをいたします。

まず、日頃から役場前交差点において、児童生徒の登校時の見守り活動を行っていただいていることに、私からも感謝申し上げたいと思います。

ご質問の学校側でリストアップした九つの危険箇所のうち、残っている７か所とその対応についてでありますが、一つ目は、道道清水大樹線（５５号線）と町道２１号の五差路でありますが、北海道道路管理者により、道道側に注意喚起の看板を設置していただいております。二つ目は、国道２３６号線の自転車横断帯でありますが、公安委員会からは自転車は車道を通行することになっていることもあり、自転車横断帯については、全道で廃止の方向で更新は行っていないと伺っております。三つ目は、町道柏木北通線の歩道の舗装でありますが、損傷の著しい部分はアスファルト舗装にて修繕を実施しております。四つ目は、道道旭浜大樹停車場線（５０１号線）の街路樹でありますが、北海道道路管理者により樹木の伐採を行っております。五つ目は、町道幸町光地園線の雪印メグミルク大樹工場駐車場前の歩道でありますが、事業者が駐車場を整備した際、歩道を広げるとともに塀を低くし、見通しを良くしていただいております。六つ目は、町道２１号の鏡町１３番地から寿通３丁目の歩道でありますが、両側に設置してあった電柱を西側に集約し、東側の歩道幅を確保しております。七つ目は、中学校前の横断歩道の設置でありますが、中学校や警察など、関係者とも協議をした結果、設置したい場所と設置できる場所に課題があることから、改めて協議することとしております。また、教育委員会からは、学校を通して児童生徒や保護者にも交通安全には十分注意するよう指導していると報告を受けているところです。

引き続き、通学路の安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

学校側からリストアップされた危険箇所９か所のうち、２か所については対処が取られ、残り７か所については、私も町側から危険箇所の理由、これまで行われてきた対策、対応策の資料をいただき、現地確認を行ってまいりました。

そこで、リストアップされた七つ目の中学校の横断歩道についてですが、町長からも横断歩道設置は改めて協議するとの答弁をいただいたのですが、中学校への横断歩道がないというのが危険箇所の理由であります。

そこで対応策ですが、警察署からの対応ですが、横断歩道の設置は交差点からずらした位置に設置することになるが、その位置にマンホールがあり、交差点から相当離れる位置に設置しなければならないと言っているのですが、町長も場所を確認になっているのか分からな

いのですが、私も現場を見ましたが、マンホールがなぜ横断歩道の設置の邪魔になるか、影響があるかというのが分からないのですよね。それと、スマホでマップを広げてみると交差点の真ん中にあって、つく場所には全然影響しないと思うのです。それを確認になっているかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、警察署は、横断歩道を設置した場合、横断歩道を渡ろうとする指導をしなければならない。先ほども町長、答弁しましたよね。横断歩道の指導についてということを言っているのですが、警察は、横断歩道を渡ろうとする指導しなければならず、現状のようにどこからでも渡るということができなくなる。結局、横断歩道を設置したら、どこからも渡れないということ。しかし、安全を確保するための横断歩道だと思うのですが、町長いかがですか。

○議　　長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

横断歩道の設置場所でございますが、まずもって、振別橋から渡り切って、中学校に向かって真っすぐ行く道路、あそこの突き当たりに中学校側としては横断歩道をつけたいという希望があったようです。現地を確認したところ、マンホールがあったり消火栓があったりということで、そこからずらさなければいけないという結論に至ったというのは、西山議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、横断歩道については、基本的に歩行者が自然な動線で安全に横断できるということが一応基準になっているということもありまして、マンホールの場所は凹凸があるということと、側溝をずらさなければならないということもあって、横断歩道の設置場所をずらさなければいけないだろうという話になっております。

ただ、横断歩道をずらした場合、生徒の動線と利便性が学校側で思っているのと合わないだろうということを学校側から言われたということで、そういうものも含めて改めて協議するということになってございます。

あと、横断歩道をつける場合、運転車から見て安全が確認できるようなところに横断歩道をつけなければいけないということもあって、横断歩道をずらすという結論に至ったということになっていますので、改めて学校側と協議をして、どこの位置に設置するかということも含めて協議をさせていただきたいと思っておりますし、また、横断歩道があるなしにかかわらず、学校側としては生徒には十分道路横断も含めて、交通安全には十分注意するよう日頃から注意徹底をしているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

マンホールがと言うのですが、どう見ても学校に入る線が３本あるわけですよね、北側、

中央、正面。要は、真ん中のところにマンホールがある。それも角、角ではなくて、線のここら辺の真ん中くらいにあるのですよね。ということは、造ってもマンホールというのはライン上には乗らない。若しくは、正面玄関、柵のあるところ、あそこにあっても、あそこなら問題ないと私はそう思ってみていたのですが、車に乗って見た。でも、どこからも自由に行ったり来たりができるというのは、学校前で横断歩道の１本ぐらいあるべきだと私は思います。

そこで、先ほどから言っている危険箇所の理由は、中学校への横断歩道がないと。そこで中学校は、渡りづらくなるので、横断歩道の対応は不要と資料にははっきり書いてあるのです。でも危険箇所の理由について、中学校への横断歩道がないとはっきり言っているのですよね。危険だと言っているのです。だけど、中学校は横断歩道の対応は不要と書かれるということは、理解というか矛盾しているのではないかと思います。

○議　　長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

議員おっしゃるように、横断歩道の設置というのは必要だろうと。リストアップしていったときは横断歩道がないというところがあって、学校側としては、ここに設置できればという思いがあったと思います。ただ、実際に点検していろいろ協議した中では、学校側の希望でないところに設置しなければいけない、そうでなければ設置ができないという結論に至ったということで、改めて、それであれば生徒の動線も含めて利便性も考えた中で、ふだんでも交通量が少ないということもありますので、そういう部分も含めて不要ではないかということにはなったのですが、ただ教育委員会としましても、議員おっしゃるように、横断歩道というのは必要ではないかということもありますので、そこは学校側と関係機関等含めて、改めて協議をしていきましょうということで結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そこのところはしっかり協議していただきたい。本当に事故のないことをお願いします。

今言われたように、学校側からリストアップされた危険箇所ばかりでなく、地域住民の声を踏まえて危険箇所を調査する必要性があるのではないかと思います。あそこばかりではなく、通学路以外にもいろいろなところがあると思うのです。しかし、いつも言われるのですが、横断歩道をはじめ、通学路、一時停止の表示・標識などの設置は、関係機関に要望しても危険性が高いとは認められない、交通規制等の設置基準に満たないなどの理由により認められるケースが少ないということなのですね。

しかし、通学路のみならず、住民の方々の安心・安全を確保するのは町の責務だと思います。もし危険箇所が認められないのであれば、町独自で看板を作って、簡易標識のような看

板の設置を通学路、こども園、学童保育所や公園、町内の一般道路、交差点などの危険箇所を把握し、大樹町独自での看板を設置していただきたいと。看板も住民から心打たれるようなイラストとか俳句とか標語などを募集し、町独自の看板設置で安全対策を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

中学校前の横断歩道の件については、先ほど学校教育課のほうから説明したとおりでもあります。学校側も要らないと言っているわけではなくて、設置する場所の候補地が利便性を考えると、そこだと必要はないという判断でもありますので、今後も交通安全の対策等の指導も含めて取り組んでいければと思います。

今、西山議員からご質疑いただいた点、児童生徒に限らず町民の皆さまが安心してお暮らしができるような安全対策については、例えば防犯灯の設置でありますとかというところも町内会等の要望含めて、必要な箇所については毎年適宜整備を進めているところでもあります。

また、児童の交通安全に対する標語等を募集して、入選したものをよく見えるところに設置して、交通安全の啓もうに努めているという対策も既に打っておりますので、今後もまた必要な部分については打っていきたいなと思っているところでもあります。

これからも、町内で悲惨な交通事故を起こさない、そして子ども達の通学路の安全対策についても、関係する皆さまとともに取り組んでいくということは町の責務だなと思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

よろしくお願いします。ありがとうございます。

それで、今、町道などに車線境界線、道路鋲標示が進められて、大変見やすく安全対策が取られているなと私は見ています。そこで、昨年、十勝管内で発生した交通事故のうち７割近くが６５歳以上のお年寄りが関係しているわけです。また、６５歳以上の歩行者の死亡原因の多くは道路横断中に発生しているわけです。特に夜間は……。

○議　　長

西山議員、一般質問の通告が通学路に限定されているのですよ。一般道へ入っているので、この部分を整理しながらやっていただきたいと思います。いいですか。

○西山弘志議員

でも、ここに私はちゃんと文章の中に……。

○議　　長

住民の安心・安全確保、これはあなたのお言葉であって、通告は通学路の安全対策なので

すよ、通告は。広げてしまうと、聞いていることも、全部通学路の関係の７か所について聞いているので、そうしたら町道も含めてという質問をしていただかないと、どんな膨らましもできるので、答弁者は大変だと思うのですが、そこを整理しながらやってください。

もう少し簡潔にきちっとやってください。

○西山弘志議員

私が言いたかったのは、高齢者の話になりましたが、高齢者と子ども達というのが、それでも駄目かな。いいですか。

○議　　長

いいですよ。なるべく簡潔にきちっとね。

○西山弘志議員

要は、子どもと高齢者の交差点の事故が、夜間のほうが３．５倍伸びているということで、町長いかがでしょうか、反射板を子どもと高齢者に配布してはという考えなのですが、いかがでしょうか。駄目ですか。

○議　　長

これはやっているのですよね。

酒森町長。

○酒 森 町 長

夜間の道路の横断等に対して反射板をつけるという取組については、私は効果があると思っておりますし、いろいろな安全を図る協議会、又は警察等でも、そういう反射板の配布も行っておりますので、私どもも機会を通じて、そういうものを有効に活用しながら夜間の道路横断に関係する事故が発生しないような取組については、住民の皆さまとともに進めていければと思います。

○議　　長

反射板を配ってはどうかという意見をお願いします。

酒森町長。

○酒 森 町 長

町単独では取り組んでおりませんが、私どものところにも交通安全協会とか、又は警察署等での配布物もいただいておりますので、そういうものについては、住民の皆さまにも配布していければと思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

先ほどは失礼しました。

それで、通学路の話になりますが、これからの冬道、滑り、見えにくくなり、わだち、道路が狭くなり、雪山の事故が発生しやすくなると思います。そこで、子ども達が雪山から飛び出すという事故が発生する可能性が増えてくると思うのです。子ども達は小さいので雪山

の影になって見づらいと思うのです。見通しの悪い交差点などの排雪の強化をお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

これから冬季間にかかって、降雪によって道路に、特に歩道とかも排雪されない雪が堆積するということが毎年何回か散見しております。それぞれ道路を維持管理するところで適宜排雪を行っておりますし、私どもも、まずは町道の優先除雪を行い、その後通学路を中心とした歩道の除雪も行っているところです。

安全対策という部分では、それはもう頻繁に排雪すればいいということは私どもも十分分かっておりますが、やはり費用対効果もありますので、安全が損なわれているという事態が発生すれば、そこは町道に関しては急いで排雪をするということは当然行いますが、そこら辺については積雪の状況、又は道路に堆積している雪の状況等も踏まえて、安全に支障が出ないような形で排雪については今後も取り組んでいきたいと思っておりますし、子ども達、又は町民の皆さまにも、そういう場合に交通安全に気をつけていただきながら、是非生活していただけるような注意喚起も含めて広報はしていく必要があると思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

最後に、これからも交通死亡事故ゼロ運動、ゼロがずっと継続することを願っている次第です。子ども達が笑顔で登校、笑顔で下校できる通学路の安全対策についての質問を終わらせてもらいます。

○議　　長

次に、８番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、「高齢者等の生活環境の充実について」ということで一般質問させていただきます。

大樹町においても、福祉や交通対策など生活環境の充実のための施策が数多く実施されております。しかしながら、更に一歩前進させるために、次の進捗状況とこれからの施策について伺います。

一つは、住環境の向上対策についてです。サービス付き高齢者住宅及びグループホームの、以前一般質問もさせていただきましたが、実現の可能性についてお伺いいたします。２番目は、高齢者等が所有する老朽住宅の安全対策と補助についてです。

次に、全体的な高齢者の健康向上対策について、町、社会福祉協議会の健康増進事業の連携について、介護予防ですとか健康教育、スポーツ奨励などについてお伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の「高齢者等の生活環境の充実について」、お答えをいたします。

１点目の住環境の向上対策についての①サービス付き高齢者住宅及びグループホームの実現の可能性についてでありますが、第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、民間事業者を活用し、食事の提供や見守りなどがある安心した生活ができる住宅の整備に努めるとしています。

平成３０年、町内の事業者からサービス付き高齢者住宅の建設に向けてのご提案があり協議を進めてきましたが、入居率や家賃のシミュレーションから経営は難しいとの判断に至りました。また、グループホームについては、認知症状のある高齢者が少人数で生活する共同住居ですが、当町には特別養護老人ホームと老人保健施設が整備されており、認知症状により在宅生活が困難となった場合には、状況に応じて入所できる体制が整っております。

現在、具体的な計画はありませんが、今後も建設費や運営の方法、利用料金等について大樹町に合った施設の在り方を検討していきたいと考えております。

②高齢者等が所有する老朽住宅の安全対策と補助についてでありますが、住宅に関する支援事業として、戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業、住宅リフォーム支援事業を実施しています。高齢者が所有する老朽住宅の安全対策についても各支援事業に該当する場合がありますので、ご活用していただきたいと思います。

２点目の健康向上対策についてでありますが、現在、町が社会福祉協議会に委託している介護予防事業には、歩行や認知機能の改善に効果がある「ふまねっと」、音楽やリズムに合わせ体を動かす「音楽体操」、腹式呼吸を用いた有酸素運動の効果がある「レクリエーション吹き矢」、飲まない吸わない賭けないの３ないで楽しむ「健康マージャン」などがあり、開催ごとの報告や毎月の定例会議を通し、実施状況の確認や情報交換、必要時は参加者の個別支援につなげています。

健康教育では、老人クラブからの依頼で地域包括支援センター保健師と社会福祉協議会が出向き、健康講話やふまねっとの指導を実施しております。昨年度と今年度は、サツドラとタイアップしたウォーキング講習会を開催し、健康運動指導士や管理栄養士による実践的な指導が行われました。

また、現在、スポーツ奨励と形での具体的な実施はありませんが、介護予防事業や健康教育の参加者、ボランティアに参加証やポイントを付与し、活動を応援しています。

今後も引き続き、社会福祉協議会と実施内容や運営、評価について適時連携を取り、効果的な事業となるよう努めていきたいと考えています。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

平成３０年に事業者のほうからいろいろなアクションがあったということで、前も話をお聞きしております。５年ほど経っていますが、高齢者の方も増えてきていますし、その後、町のほうにサ高住、それからグループホーム含めて相談事例なんかはあったのでしょうか。まず、そこからお聞きいたします。

○議　　長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

平成３０年以降この５年間では、事業所からのご相談はございません。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。

その中で、断念した理由の中に、利用料の問題ですとか入所率ということでのご答弁がありましたが、例えばどうなのでしょうか、利用料というものをある程度下げるためには、例えば公設民営だとか、それから軽費老人ホームのような、もっと低額で運営されていくようなものがあるとか、あと、施設の名前は失念しましたが、忠類ですとか更別には、うちでいうところの「らいふ」に高齢者が生活できるような施設があったりして、そこは、お聞きしたところによりますと非常に安い生活費の中で生活できると思うのですが、経費的にダウンできるようなことというのは、計画というか、実施含めて検討されたことはありませんか。もっと安くなれば、例えば入居者も入りやすくなると思いますが、そこら辺の事業検討はいかがされましたでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、町内の事業所から建設に向けてのご提案があり、私どもでも、どういう形で支援できるかというところは協議を進めた経過があります。民設民営でやりたいというご提案でもありましたので、私どもとしては、建設費のご負担の方法でありますとか、又は入居の際の想定されている家賃についてどのぐらいの部分の家賃があれば、私どもとしてどういう形で支援できるかというところは当然検討を進めてまいりました。

ただ、最終的な判断の中で、例えば２０部屋なり２５部屋を用意した中で、運営する側としては最初からフル稼働でいけるということが経営の安定化にもつながるという点、又はスタッフを常駐させるという部分で、もう既に平成３０年の段階でスタッフの手配につい目処が立たないということもあり、今回の計画については見送りたいということがあったと記憶しております。

今、他の町村でもいろいろな形でグループホーム的な、又はサ高住的な施設が運営されておりますので、そういうところについても、大樹町に合った形での運営又は導入については、検討していく余地は当然あると思っております。

私ども大樹町は、特別養護老人ホームと老健施設があります。その中での入所者の数としては５０プラス１００の数がありますので、そういうところとも連携をしながら、またサ高住、又はグループホーム等も情報は収集しながら、必要な段階でぜひ民間の皆さまのお力を借りながら整備のほうは進めていきたいと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

基本的に、町長が今お話になったように、サ高住でも、前に議会で視察に行かせてもらったときも１５万円だとか１８万円だとか非常に、今、日本の年金生活者の夫婦での平均的なことでも２２、３万円と言われておりますので、特に大樹町あたりは所得的な問題についても大分ハードルが高いなと思っておりました。

先ほど、らいふのほうからも相談がないということなのですが、一般的にはある程度の所得的なことが負担されなければ入居もかなわないという面でのお話があるのか、本当に高齢者の方が健康で、フレイル状態だとか健康寿命的にも大樹町の高齢者の方がそういうものは必要ないということであればいいのですが、ある程度高齢化率も上がり高齢者の全体の数も増えていくことを考えれば、今、町長も大樹町に合ったようなものもこれから考えていかなければならないというお話ですので、それはそれで本当にありがたく思っております。

前に老人アパート、もう取り壊しになりましたが、老人アパートの制度とか、それから老人と母子の家というかバックアップ施設があって、２４時間常駐でスタッフがいるようなものであれば経費的にも非常に高くなって、コストも高くなっていくと思われますが、町長は、サ高住的なとかグループホーム的なというお言葉を使っていただいて柔軟に考えていただいていることは安心しました。是非もう一度旧老人アパートのようなシステムを再評価していただくときではないかと思っておりますが、いかがお考えになりますか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも今、議員がご指摘のとおり、老人アパートという施設を運営し、そこにホームヘルパーみたいな形での職員が定期的にお邪魔して、いろいろな対応をさせていただいたということがありました。

ただ、今は、私は正直に申し上げますが、そういう形での施設のニーズはないのではないと思います。仮に今お住まいのところが何かご不便があれば、町営住宅なり公営住宅なりに来ていただければ、私どもの住居をご提供できると思っておりますし、そういう施設に限らず、住み慣れたご自宅で老後も安心して暮らしていけるようバックアップするのも私どもの

重要な役割だと思っているところでもありますし、地域全体での見守り体制も社会福祉協議会が中心となって制度又はシステムをつくっているということもありますので、そういうところをこれからも強く応援していく、バックアップしていくということが地域全体で高齢者の皆さまを支え合うという社会をつくっていくためにも必要だと思っているところでもあります。

生活環境の充実という部分では、高齢者の買物支援対策として、この１２月に町内の循環バスの運行が本格的にスタートしております。高齢者の皆さまが安心して暮らしていく地域をつくっていくためには、住環境だけではなく、全ての環境を整備していくことが必要だと思っておりますので、今後も一人でも多くの皆さまがふるさと大樹町で安心して暮らせるような対策については、いろいろな方面から対応していくことが必要だと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

本命は、在宅でいつまでも慣れたところでというのは、自分も高齢者ですのでそのように思っていますし、多くの高齢者の方は、そのように願っているのではないかと思っています。ぜひ配食サービスなり何なり、いろいろな総合的なサービスが、新しい総合計画もできますので、そういう中で自立されていくことを期待しております。

あともう一つ、気になっていることがあります。高齢者の方が相談の中で、自分がお住まいになっているところが、リフォーム対策だとかいろいろ制度がありますが、僕の受ける相談の中で、そうだなと思っていることは、もっとリフォームからさらに老朽化されて取り壊しとかという住宅について、自分が死んだ後に子どもに迷惑をかけられないだとかというお話も聞きますが、リフォームの後の取り壊しなんかについて、ある程度町の支援策も必要だと思っておりますし、中には通学路に老朽住宅で、これは大樹町ではありませんが、そこの市町村は故人に代わって取り壊しをしている事例も全道や秋田大仙市などで挙がっておりました。それで、朽住宅の取り壊しの支援なんかについては、どうお考えでしょうか。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今ご質問にありました高齢者などの老朽住宅に対する取り壊しの補助についての考え方ですが、今年度より空家対策連絡協議会が設置され、ただいま空家等対策計画を策定している段階です。その委員のほうからも同じような、高齢者に限らず、取り壊し住宅の補助についてのご意見も賜っているところです。

それらの意見も踏まえまして、今後、大樹町でも発生し得る空き家についてどのような施策が考えられるのかを一度整理しまして、計画のほうにいろいろ取り組んでいきたいと考えてございます。

また、今年度は、その計画を策定することを目的としておりますが、それ以降につきまして、計画に基づき、より大樹町に合った空き家への施策を引き続き検討していきたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。ぜひフルスピードで、どうなるかというか、大樹町にふさわしい皆さんに喜んでいただけるような制度の構築、設計を望みます。

次に、２番目に質問した健康対策のことなのですが、たくさん事業があることは承知しております。僕もその事業に参加させていただいていますし、すごく一生懸命、親切に事務局もしていただいて、ふまねっとから吹き矢までたくさんの事業があることを本当ありがたく思っております。思ってはいるのですが、一つ思っていることの中に、大樹町が主体となる、教育委員会が主体となる、直接的な教室というのは少な過ぎるような気がしております。前に、ことぶき大学の中でも軽スポーツ学部みたいなのがあったらいいのではないですかというご提案もしましたし、それから１００日運動という昔々の話ですが、住民自ら健康対策ということでスポーツに励むような制度がありました。

確かに社会福祉協議会のスタッフが非常に頑張っておられるので委託業務が多いのではないかと思うのですが、町自体で直接的な事業というか、そういうことでの積極性がないのではないかと思いますが、どのようなお考えで今の事業が構築されているのかお聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

高齢者に限らず、町民の方の健康向上対策ということで、私ども社会福祉協議会が中心となって各種の事業に取り組んでいるところです。社会福祉協議会が取り組んでいるということは、町が、教育委員会が取り組んでいるということと私はイコールだと思います。直接、町が全ての事業を主催して行うということではなくて、社会福祉協議会という組織がありますので、地域の社会福祉の向上を図るためにも、各種の取組を進める中で健康づくりのメニューを社会福祉協議会がもって運営していくということは、町にとっては大きな財産でもあり、それは町の思いと一緒で行っているということでもあります。

今後も、どこが主催するかということではなくて、どういうメニューをそれぞれの立場で町民の皆さんに提供していけるかというところに意を注ぎながら進めていき、高齢者の皆さんが健やかに安心して暮らせる、体力づくり、高齢者の健康づくりについても、町、社会福祉協議会、教育委員会それぞれの、それ以外の機関もあるかもしれませんが、それ以外のところも通じて取り組んでいくということで、一体感を持って進んでいきたいと思います。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。いろいろ事業をたくさん立ち上げていただきたいと思っております。

最後に、いろいろ各行政機関なり、それから社会福祉協議会はじめ、それから私立の福祉法人含めていろいろな健康に関することや介護、それから予防のこと、皆さんで力を合わせてやっていただいていることを本当に住民としても感謝しております。

ご答弁の中で、サツドラなど民間の力も借りながらいろいろタイアップしてやっているというお話もありましたが、一部社会福祉協議会でおやりになっているような事業の中で、ポイントの付与もありますが、今はコンピューターが発達している社会ですので、それをもう少し、一遍に町の事業全てにということにはならないかもしれませんが、ポイントも、先ほどお話ししたような、例えば１００日運動を自主的にやった方にもポイントが付与されるとか、できれば、健康のことが第一ですので、予防接種、がん検診も含めて健診参加だとか、社会教育の生涯学習講座に参加した方にポイントを町全体として付与できるような構築をする時代だと思っています。

町長も多分そうお思いだと思いますが、健康は病気ばっかりではなくて、心のことや社会活動やありとあらゆる、大樹町で住んで本当によかったなと思っていただけることのためにも、全体的なポイント制が必要ではないかと思いますが、次期計画にも向けてそういうお考えがあるかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員ご発言の内容については、以前も一般質問でご発言をいただいております。正直に申し上げますが、私も同じ思いでおります。今も、実は商工会と協議を進めております。ただ今年度については形が整わなかったということでありますが、継続して明年度以降も導入に向けて検討していきたいと思います。

私どもも、多分議員も同じ思いだと思いますが、高齢者の皆さまが安心して暮らせる、又はなかなか家から出たがらない高齢者の方もいらっしゃいますので、例えば役場に来ると１ポイントつくとか、柏林公園まつりでもつくとか、予防接種、健診に行ってもつくとか、いろいろな対応も含めて、それを糧として高齢者が活動を起こすことが健康づくりにつながっていくような、そういう町になっていければいいなと思いも含めて、まだ継続して協議中でありますので、形づくれた段階で予算が伴うものであれば、議会のほうにもお諮りをしながら予算をお認めいただき、町民全体で健康づくりができるようなシステム、ツールを構築していければという思いでおります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

最後に本当にいいお話を承りました。今日ぐっすり寝られます。

これからも力を合わせて、是非、いい町にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１０時５６分
再開　午前１１時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

１番、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告いたしました「第６期大樹町総合計画について」の質問をいたします。

今年の１１月１１日の新聞報道によりますと、大樹町の人口が前年同月の数値を上回り、実に９年ぶりの社会増となり、現時点で５，４３３人となっています。今年１月時点の管内の人口動態では、管内７市町村が社会増となり、これらの社会増につながった要因は、子育て環境の充実や移住・定住対策を一体化し、進めてきたことが結果につながったと見られています。これらの実態と結果を踏まえ、次期総合計画に伺います。

１点目、人口減少対策の切り札は企業誘致であり、移住・定住による社会増の期待です。既に一定の成果が出ている現在、今後に向けて継続、推進しなければならない課題は、第６期総合計画の中で住宅政策や子育て支援対策となりますが、まずは、町外から通っている地元企業の従業員の住宅政策を明確に展開していく考えを教えていただきたいと思います。

二つ目、大樹町の人口減少の歯止めの目処が立った現時点から、積極的に推進する方法として、政府が打ち出している政策にデジタル田園都市国家構想があります。全国、どこでも、誰もが、便利で快適に暮らせる社会を目指して策定された構想ですが、スペースポート計画事業の進展と大きく関連する事業です。このデジタル田園都市国家構想事業に取り組む考えがあるかどうか、これをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の「第６期大樹町総合計画について」、お答えをいたします。

１点目の町外から通っている地元企業の従業員の住宅政策を明確に展開していく考えに

ついてでありますが、町外から町内に通勤している方を移住につなげることは、人口減少対策として有効な手段だと思っております。

町の住宅政策については、分譲地や大樹でかなえるマイホーム支援補助金を設け、移住・定住の促進を図っているところでもありますので、今後もホームページなどを通じてＰＲに努めていきたいと思っております。

２点目のデジタル田園都市国家構想事業に取り組む考えについてでありますが、国では、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて取り組む地方公共団体を支援するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金を創設しております。

地域経済の活性化や人口減少、少子高齢化への対応、教育の質の維持・向上など、多岐にわたる社会課題を解決するためには、デジタルの力を活用していくことは重要だと認識しておりますので、今後まちづくりの施策を展開していく際には、交付金の活用も検討していきたいと考えております。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

１点目のご回答ですが、総合計画の分野別計画である大樹町住生活基本計画によりますと、大樹町に常住し町外で従業している方が２４９名、逆に、大樹町で従業して町外に常住している方が５１６名います。町内の地元企業の立地場所により町外に常住している方も多いと思いますが、近隣町村ならまだしもなのですが、帯広近郊から通勤されている方が１００名弱いらっしゃいます。やはりこの事実は、先ほど私が質問しました住宅不足が大きな原因になっているのではないかと考えます。

誤解のないようにお伝えしますが、これまでの大樹でかなえるマイホーム支援補助金や宅地分譲等の政策は、一定の成果があると私は思っています。ですが、住環境整備に関しては、いまだ、まだまだ課題だと感じているのですが、これに対して、似たような質問で申し訳ないのですが、町長どのようにお考えですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町外から町内の企業に通っている方々を大樹町に住んでもらえる取組については重要だなと思っており、是非マイホームを大樹に建てることによって定住していただくという思いで、大樹でかなえるマイホーム支援補助金制度を行っているところです。

制度実施から５年間経って、中身を若干今年度見直しましたが、更に継続してやっていきたいなと思っておりますし、当初の５年間の制度については、管内、道内的にも引けの取らない内容だったのではないかと思っており、一定の効果があったと思っております。

また、単身で大樹町内の企業にお勤めいただき、町外から通っていらっしゃる皆さんもたくさんいらっしゃいます。そういう方々には、是非私どもとしては民間の皆さまにそういう

住環境を整備していただき、大樹に住めるような形を導いていければと思っており、実際、大樹町内で毎年数件のアパート等が建築されているということで、管内的にも多分人口規模からすると割合については非常に高いものがあるのではないかと思っております。

今後、町有地の分譲地も含めて、そういう施策を誘導していくことにより、一人でも多くの方々が大樹でお暮らしいただき、大樹の企業でその力を発揮できるような取組については、これからも進めていくということはもちろん大樹町のまちづくりにとっても一番有意義な方法でもあると思いますので、町としてもそこについては精力的に取り組んでいきたいと思います。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

本当に、先ほども申しましたが、これまでの町のマイホーム支援事業ですとか、町有地の分譲ですとか、そして民間によるアパートの建設も着々と進んでいて、それにもかかわらず、今後、人口が増えていくと、どうしても住宅不足というのは大きな課題になるかと思います。

それで、以前、町長は、大樹町は世帯数が多く増加傾向にあると言っていました。住生活基本計画の課題にも同様の調査データがあります。その中で気になるのが、高齢者の転出超過傾向があると。例えば私を含め郊外に住んでいる方は、なかなか中心部の住宅に住めない。個人で取得すれば別ですが、例えば公住ですとかというところには入れない。こういう理由や、また高齢者の現在問題になっている免許返納によって不便性が発生し、住みたいけれどもなかなか住めないというような方も、先ほどの調査データにあった高齢者の転出超過につながっているのではないかと私は思いますので、この辺のところも先ほど言いました子育て世帯の方や高齢者など、誰しもが安心して暮らすことができる住環境や定住意向の増加につながる移住・定住対策がやはり必要ではないかと考えますが、先ほど町長の答弁にもありましたが、それを次期総合計画に向けて大いに検討すべきでやっていくということを示されましたが、このような観点についても、町長どのような考えでいらっしゃいますか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町内で居住している高齢者の方々が、残念ながら大樹を離れて都市部に行くということもあるかと思っております。そういう方々が、例えば大樹の市街地以外でお住まいの方が、大樹町に居住するというところでは、やはり自宅をどういう形で処分なり整理をしていくかというところも非常に大きな課題だと思いますし、自宅をそのままにしながら町中で暮らすということも費用がダブルでかかってしまうというようなこともあって、なかなかご負担も多いのではないかと思っているところでもあります。

先ほど、同僚議員の質疑の中でも私お話をさせていただきましたが、全ての方々が住み慣れた大樹で老後も安心して暮らせるような取組については、町の役割としてしっかり支援を

させていただく。その中では、足の確保でありますとか、買物支援でありますとかという部分も対応していく中で、現在お住まいのところで末永くお住まいいただければと思っているところでもあります。

高齢者の方々の住環境なり、生活を支援していくというところも、人口を維持していくというところでは大きな役割がありますので、そこももちろん意を注いで取り組んでいきたいと思います。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長のご答弁にもありましたが、中心部より郊外に住んでいる方のそういう不便をできるだけ改善して、快適に大樹町に長く住んでいただけるようにするためには、次の質問に大きく関わっているのですね。

２点目のデジタル田園都市国家構想事業というのは、町長の本当に前向きな答弁にもありましたように、デジタルを活用して様々な地域課題の解決や魅力向上の実現に取り組む自治体の交付金で支援する制度です。

つまり、先ほどのように、買物支援をする、病院に行く、これをうまく、免許がなくてもそれを支援するようなスキームをつくってしまう。これが今後必要になってくると私は思います。

具体的には、この制度は、デジタル実装タイプと地方創生のテレワークタイプがあります。これまで大樹町が取り組んできたサテライトオフィスの施設整備や、例えば飲食店のクーポン券など、これもデジタルの活用でできます。実は、先ほど言った全体的なスマートシティ的な形を実現するためには、国費上限の大きいデジタル実装タイプに取り組むべきだと私は考えます。これについて、町長、どうお考えですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

デジタル田園都市国家構想事業は管内でも取り組んでいる自治体がございまして、そちらで取り組んでいる内容についても情報を共有しているつもりでおります。今後、生活を向上していくためにも、デジタルの力というのは大きくなっていくと思っておりますので、すべからく、あらゆる事業でデジタル化の動きが今後加速していくだろうと思っております。

反面、私どもも含めて高齢者の方々は、なかなかデジタルでの対応というのは不得手なところもありますので、そういう方々に対する手だても一緒に講じていかなければならないと思いますので、私どもの町に合ったデジタル化の導入については、いろいろな年代も含めて皆さんと相談しながら進めていくことが必要と思っておりますし、私どもでこの事業に取り組む形が整った段階で、先ほど申し上げましたとおり、交付金を活用して事業の展開も必要だと思っております。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長の答弁にもありましたように、やはり情報共有しながら、実に現在、他町村の情報共有になりますが、ご存じのとおり、更別村で採択されて実施されている事実があります。政府は、２０２４年末までに１，０００団体を目標に推進しています。

先ほどの発言にもありましたが、近隣町村の更別村のスーパービレッジ構想が最終的には人口増につながって、もっと大きな刮目すべき観点は、社会増があると、私、冒頭に申しました。その中で唯一、更別村だけ自然増にもつながっているという事実がございます。これはすごいことであって、やはり住環境の整備を以前からやっていたとか、子育て支援をやっていたとか、いろいろなことが重なっていると思いますが、最終的に移住が促進されたということが結果ではないかと私は見ています。

大樹町の悲願であるスペースポート計画も着々と進行しています。この計画を飛躍的に前進させるためにも、今抱えている問題解決のためにも、一刻も早いデジタル活用を、先ほど町長が言った、町に合ったデジタル化を進めていく必要が私はあるのではないかと思います。次期総合計画というのは令和６年からなので、余りにも時間的にあるのですが、その前からできる段階でどんどんやっていくという必要性が私はあると思いますが、早急に取り組む考えというのは、町長、どうですか、ありますか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁が繰返しになって申し訳ありません。早急に取り組むかどうかというのは、今、私どもがデジタル化を図るうえでどういう取組ができるかというところを、まずは検討しないと、いきなり、取りあえず、これ乗ろうというわけにもいかないので、私どもに合ったデジタル化の歩み、又は方策等も検討しながら、その先に必要な事業については取り組んでいく、交付金も活用していくということと思っております。

正に第６期の大樹町総合計画策定審議会が設置され、これから本格的な検討が五つの部会でそれぞれ行われてまいりますので、その中で、是非、デジタル化を活用した地域課題をどうやって解決していくかというところもご検討いただき、その計画の中に盛り込まれることを私は期待しております。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

是非、そういう段階を経て進めていただきたいと思います。

もちろん当然のことなのですが、大樹町のマスタープランというのは大樹町総合計画です。ですが、今後、次期第６期総合計画になりますが、これは以前に私が質問させていただ

いたＳＤＧｓをベースにして、何回も同じような言い方になりますが、住環境整備や、大樹町はゼロカーボン宣言もしていますので、これに関わるエネルギー政策、そして何より子ども達や高齢者、子育て世帯などの全町民が元気に安心して暮らせる町にするためには、少しでも町に合ったデジタル化を進めるべきではないかと思います。

そして、デジタル田園都市国家構想の肝である三つの不、不便、不安、不利の解消をすれば、間違いなく大樹町の人口も私は増えるのではないかと思っていますので、一刻にも早い６期のスタートを待たずして、ご検討いただいて進めることをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議　　長

次に、６番、船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告しています「保育体制の強化について」、町長にお伺いします。

令和４年４月から新しい園舎と新しい保育体制となり、開園してから７か月が経過しました。子ども達も新しい園庭での初めての運動会や学習発表会など、毎日を楽しく過ごし、何より新しい交友関係により刺激を受け、大きく成長しています。

町は、子育て世帯（共働き世帯、多子世帯等）への支援を更に充実させ、保育体制の強化を図る必要があると考えますので、以下の点についてお伺いします。

１点目は、両認定こども園の土曜保育の充実について（園児の受入れ体制と申請手続）。

２点目は、両認定こども園の園児のお迎えの拡充について（多子世帯の園児のお迎え状況）。

３点目は、たいき認定こども園と尾田認定こども園の２園体制の今後の展望について。

４点目は、次期総合計画作成における保育体制の強化についてお聞きします。

よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

船戸議員ご質問の「保育体制の強化について」、お答えをいたします。

１点目の両認定こども園の土曜保育の充実についてでありますが、両園とも保護者が仕事などで子どもと一緒に過ごせない家庭に限って土曜保育を利用できることとしております。この場合、保護者の就労証明書により勤務状況を確認することとしています。

２点目の両認定こども園の園児お迎えの拡充についてでありますが、保育標準時間及び保育短時間とも両園で定めた時間までにお迎えに来ることとしております。多世帯の場合も同様ですが、例えば、上の子どもは習い事などで早めに降園し、保護者が引き続き仕事をした後に下の子どもを迎えに来るような場合などは、柔軟に対応しております。

３点目のたいき認定こども園と尾田認定こども園の２園体制の今後の展望についてであ

りますが、たいき認定こども園は、保育園児の保育環境及び保育士の指導環境の充実を図るために、南北保育園を統合して今年４月に開設し、現在の園児数は１４８名となっております。また、尾田認定こども園の現在の園児数は１１名で、来年度の園児数は５名となる予定です。尾田認定こども園の今後については、利用している保護者や地域の皆さまと話合いを進めながら検討していくこととしております。

４点目の次期総合計画作成における保育体制の強化の考え方についてでありますが、町では、赤ちゃん誕生祝金支給事業として、子ども１人につき１０万円を支給しているほか、保育料の軽減、保育士配置に係る町独自の加算など、様々な子育て支援策を講じています。今後も安心して子育てができるよう、効果的な施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

１点目の質問ですが、保護者の就労証明書、勤務証明書、シフト表などを提出していても、自営業の方や急な勤務変更がある場合など、土曜保育が認められないケースや再提出をお願いされる場合もあります。

現在は、新型コロナウイルス感染症により急な勤務変更や特別な事情を考慮し、保護者に寄り添った柔軟な対応が必要だと私は思います。手続の緩和や簡略化等、町とこども園と検討はされたのかどうかお伺いします。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

就労証明書の提出の関係ですが、これは今年度から実施しておりまして、いきさつとしましては、過去に保護者がリフレッシュのために土曜保育を利用したというご家庭があるなどしたために、より厳しい取扱いをせざるを得なかったということがあったとお聞きしております。

急なシフト変更があって、当初の届出と異なる勤務となった場合は、確認できる書類を後日提出いただくなど、やり方の工夫は可能ではないかと考えておりますが、その辺りの運用は、こども園たいき側とも相談してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

それでは、両こども園の土曜保育の実人数について、概略や直近の数字でもよいので何人ぐらいお預かりしているのかお伺いしたいと思います。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

土曜保育の状況ですが、今年７月から１０月の状況ですが、認定こども園たいきが述べ７９名です。この期間の土曜保育開設日が１７日間でしたので、１日平均４．６人になります。

なお、尾田こども園の現在の土曜保育の利用者はおりません。

以上です。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

たいきこども園で平均４．６人、尾田こども園ゼロ人ということで、園全体で１５９人中平均４．６人という非常に少ない方しか土曜保育を利用されていないというのが実情なのではないかと私は思います。

コロナ禍ということで、できるだけ子どもを自分で見るという保護者の考えもあると思いますが、土曜保育が申請できなくて困っているという保護者も中にはいると思います。土曜保育が誰もが利用しやすい体制、空気感が重要だと思いますので、その点について再度お伺いします。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３４分
再開　午前１１時３４分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

土曜日にかかわらず、保育所は、お父さん、お母さんが共働き家庭で、ご家庭で保育することができないお子様を預かるというのが保育園です。土曜日も同じで、お父さん、お母さんがお仕事されていてお子様を見ることができない場合に保育園がお預かりするというのが原則だと思います。土曜日につきましては、そのご家庭にもよりますが、普通の一般の会社員ですと土日はお休みで、どちらかがお休みの場合が多いのではないかと。農業者の場合はまた別になってきますが、そういうことで実態としては土曜日、日曜日は保護者の方が見られるという家庭が多いので、利用が少ないという状況であると思います。

そして、就労証明書の提出というのは求めておりますが、あくまでもシフト変更などあっ

た場合は後日提出していただくなど、やり方については柔軟な対応ができると考えておりますので、その辺りはこども園たいきとも打ち合わせしながら、より適正に運用できるようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

安心して子どもをお願いし、預けられる環境を推進するためには、最近では特に信頼関係の構築という点は非常に重要だと思っております。コロナ禍が長期化し、感染予防対策の観点からも、保護者と園、先生とコミュニケーションを取る機会や時間、特に保護者会や個人面談の機会、送り迎えの際に直接話す機会や時間が減っているということもあるので、町として保護者アンケートを実施し、保護者の思いを把握し、園と連携する体制が必要だと思いますので、その点についてお伺いします。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時３７分
再開　午前１１時３８分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

アンケート実施の関係ですが、尾田こども園では、今年８月に保護者に対してアンケートを実施しました。対象者が１０名ですので、集計が比較的簡単だったと思います。こども園たいきの場合は園児数も多いので、それなりの業務量になろうかと思います。

ただ、議員おっしゃったとおり、感染防止のため、父母会ですとか保護者面談といった機会がなかなかないという現状はあろうかと思います。アンケートを実施する、しないにつきましては、その辺のことも踏まえて、法人と相談させていただきながら、どういったやり方で保護者ニーズを把握したらいいのかというのは検討していきたいと考えます。

以上です。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

可能かどうか是非検討していただき、保護者の声を集約して、今後の保育体制の充実のた

めに協議していただきたいと思います。

土曜保育は、共働き世帯の大樹町の子育てになくてはならないもので、働き手の不足、働き方の多様化はますます複雑化し、今後更に重要になってくると私は思っています。土曜保育を気持ち良く利用するためには、保護者も園と話合いのうえでルールをしっかり守ることも重要です。そして、保護者の皆さんには、平日だけではなく土曜日まで子どもの保育をしてくれている先生たちに感謝の気持ちを持って接していただきたいということと、一人でも多くの方が利用してもらえるよう、町としても園との連携を深めて、大樹町の実情に合った土曜保育体制を推進していただきたいと思います。その点について、再度、町長にお伺いしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

認定こども園の保育園が行う土曜保育の目的があると思います。それは、もう先ほどから私どもの担当者が土曜保育の受入れの在り方について説明をさせていただいたとおりです。先ほど質疑の中で、土曜保育が受けられなかったというようなご発言がありましたが、それがどういう趣旨なのか、どういう意味なのかは、申し訳ありません、計りかねる部分がございます。単純に、子どもを土曜日に預かっていただきたいという思いであれば、それは保育園が行う土曜保育ではないと思いますので、そこら辺については認定こども園のほうとも確認をしていきたいと思います。

いずれにしましても、保育園側と保護者の方々、又は保育士と園児の信頼関係の構築については、正に今、全国でいろいろな課題、問題が出ている状況も踏まえて重要なことだと思いますので、その信頼関係の構築については、私どもも保育園とともに、法人であろうと町立であろうと取り組んでいきたいと思っております。

また、土曜保育についても、急な用事で保育がかなわない親御さんには、先ほど申し上げましたとおり、証明等については後日でもいいという対応を取っておりますので、今後も保育園の事業として行う土曜保育の在り方については、私どももしっかりと構築していきたいと思っております。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。保護者も町も園も一体となって進めていっていただきたいなと思います。

２点目の質問で、両こども園の園児のお迎えの拡充についてお聞きします。

先ほどの答弁で、柔軟に対応していただいているということで本当に有り難いということです。平日の延長保育について、本当に有り難いという保護者の声も聞いています。職場のシフト上いつもお迎えがぎりぎりになり、園に申し訳ないという気持ちで一杯だったという

声も聞いています。コロナによって多くの人の業務が増加した中で、大変助かっていると思います。

共働きで多子世帯の保護者は特に忙しく、仕事だけではなく、子どもの習い事や少年団の活動、学童のお迎え等、自分の時間もなく、時間的な余裕もなく、本当に大変なのは皆さん承知のとおりだと思います。そんな保護者の実情を踏まえ、今後も柔軟な対応をしていっていただくということをお願いするとともに、子どもを多く持つことで子育てが大変になるというだけではなく、喜びも増えるよう多子世帯の子育て支援を充実していっていただきたいと思いますので、お考えをお伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

お迎えの拡充については、可能な限りいろいろな事情も含めて保育園のほうで対応していると思いますので、今後もいつまでもいつまでもということは、時間も含めてなかなか難しいこともあるとは思いますが、可能な限り突発的なそういうことについては対応していきたいと思っております。

答弁の中でも申し上げましたが、私も子どもの保育環境の整備については、大変重要だと思いますし、何よりも子どもというのは町の貴重な財産、未来を担ってくれる子ども達でもありますので、町としてすべき対応については、今後も対策として事業として取り組んでいくということは当然だと思います。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。

では、３点目の質問に移りたいと思います。尾田認定こども園については、１１名中６名の園児が卒園し、来年度の園児は５名という厳しい状況であります。現在、たいき・尾田こども園の２施設あり、保護者としても保育園を環境や条件、子どもの特徴によって選択できる状況は非常に有り難いことだと思います。

尾田認定こども園については、今後検討していく中で、利用している保護者や地域の皆さまと話し合いながら検討していくというご答弁をいただきましたが、現状だけではなく、大樹町の将来を見据えて検討していっていただきたいと思いますので、その点についてお伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

３点目のたいき認定こども園と尾田認定こども園の２園体制の今後についてということで、先ほどの答弁のとおりであります。尾田についても、大樹から通っていらっしゃる子ど

も達も含めて現在１１名、来年度の園児については５名になるということで、尾田地域のいろいろな住民の皆さまの会合等で私どもの担当も同席する場面がありますので、もう既に数年来、今後の保育園の子どもの数についてはある程度予測がつきますので、それについては情報としてお伝えしているところです。

１１名が５名になったから即などということは毛頭考えておりませんが、子どもの保育環境を考える中で、どういう形がその子どもにとっていいかというところについては、私どもも地域の皆さまと協議をした中で、尾田認定こども園の在り方について検討、又は判断していく必要があると思っております。

○議　　長

船戸健二君。

○船戸健二議員

たいき認定こども園が開園したことで、育児と仕事の両立、安心して預けられる環境が推進されたと思っております。可能であれば、統合してからもうすぐ１年を迎えるにあたり、保護者のアンケートを取っていただきたいなと私は考えていたのですが、その点についてはしっかりと協議していただき、来年度新しく入園する子ども達と保護者のためにも更なる保育体制の充実を目指していただきたいと思います。

土曜保育や延長保育、多様化するニーズに対応していただいている園、先生には、保護者の皆さんも日頃より感謝の気持ちで一杯だと思います。先ほど４点目の次期総合計画における……。

○議　　長

船戸健二君、質問事項を言ってください。何を聞きたいのか。次期総合計画に対してやるのか、今、長々としゃべっていることは質問ではないので、もう答弁が終わっている話を言っておりますので、きちっと質問事項を町長にぶつけてください。よろしくお願いいたします。

船戸健二君。

○船戸健二議員

次期総合計画作成における保育体制の強化の考えについて、保育料の軽減、保育士の配置に関わる町独自の加算など、様々な支援策を講じていますが、やはり一番は、保護者の声が重要ではないかと私は思っております。そのことも十分に検討していただき、第６期総合計画策定に向けて子ども達の最善の利益を考え、大樹町の子育て支援、保育体制の強化を進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

２番、辻本正雄君。

○辻本正雄議員

先に通告いたしました「大樹町の人口増について」、町長にお伺いをいたします。

本町は、総務省の人口統計によると、昭和２２年１万１，６７０人をピークに、昭和２４年忠類村分村、昭和３０年には旧大津村合弁となるも人口減少は続き、令和２年には５，４２０人となり、国立社会保障・人口問題研究所の将来予測では、その後も減少が続き、令和７年５，１３４人、令和２７年には３，９７７人まで減少する予測でしたが、令和２年の国勢調査を境に減少率は低下し横ばいとなり、令和４年６月には僅かではあるが実に６７年ぶりの人口増に転じたところです。

この増加に転じた大きな要因は、長年にわたり大樹町取り組んできた宇宙関連産業が本格稼働となり、新たな雇用の創出による就業者数の増加が上げられます。また、基幹産業である農業においても、慢性的な労働力不足の補完として技能実習、特定技能等の在留資格者の研修や就労などによる外国人の転入増加も要因です。

今後もこの流れを止めることなく、町内事業所に就職された方が大樹町に転入していただき、安心して健康で長く暮らしていただくことが、更なる人口増につながると考えます。そこで、次のことについてお伺いをいたします。

近年、盛んに民間アパートが建設されているが、供給不足との声もあるが、それに対する町長の所見は。また、大樹町住生活基本計画は、第５期総合計画の予測人口を基に作成されていることから、見直しが必要と考えるが２点についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

辻本議員ご質問の「大樹町の人口増について」、お答えをいたします。

１点目の近年、盛んに民間アパートが建設されているが供給不足との声もある。それに対する町長の所見についてでありますが、民間アパートは、この５年間で５６棟２６３戸、１０年間では８３棟、４０５戸が建設されております。また、その入居率も高いと伺っております。民間アパートの需要があり、建設する事業者がいる状況は喜ばしく、この状況が維持され、移住・定住が進むように宅地供給や都市計画における土地利用の見直しについて検討していく必要があると考えています。

２点目の大樹町住生活基本計画は、第５期総合計画の予測人口を基に作成されていることから、見直しが必要と考えるについてでありますが、住生活基本計画は、第５期総合計画を上位計画とする住宅関連の分野別計画で、昨年度に計画期間を令和４年度から令和１３年度

までの１０年間とする計画を新たに作成しています。

なお、社会経済動向の変化に対応して、５年目の令和８年度に現計画を見直すこととしております。

また、来年度に策定される第６期総合計画及び人口の推移等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

○議　　長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

大変ありがとうございます。

１点目のこの５年間、また１０年間では、４０５戸の建設がなされて入居率も高い、そして建設する業者がいるということは大変喜ばしいと。その思いは私も正に町長と同じで大変喜ばしい、有り難いことだなと思っているところでもあります。

しかしながら、近年建設された民間アパートの家賃が非常に高額になっている状況にあります。要因は、ここ数年の資材の高騰、また労働力不足などによる建設費の上昇が考えられます。またもう１点は、大樹特有なのかも分かりませんが、住居不足を予測して町外投資家による単身世帯住居の建設が多くなされている状況にあると思っています。

このような状況によりまして、町内の全体の家賃の底上げがなされているのではなかろうかと思っておりますが、その辺、町長はどのように思っておられるか教えていただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問のとおり、民間のアパートが大樹町で非常に多く建てられている状況にあり、来年度についても、もう既に計画があるというお話も伺っているところです。大樹町の家賃、民間アパートの家賃等お聞きすると、大樹は近隣に比べて非常に高い家賃が見受けられます。従前から大樹町の家賃が高止まりしているという傾向があるという状況は現在も続いており、また、今、議員がご質疑でもありましたとおり、建設資材等が高騰し、１棟を建てるのに必要な経費が高騰するということで、それがおのずとこれからも家賃には反映されていくのではないかというのは懸念されるところでもあります。なかなか一度高止まったものをというところは難しいと思っておりますし、これだけ建設されている中で、ひょっとすると従前からある古い民間アパート等については、少しずつ空きが出てくるということもやむを得ないと思っているところです。

民間サイドでそういう形で整備が進みます民間アパートについては、今後もある程度新築も含めて供給がなされていくと思いますので、需要と供給のバランスを見ながら、家賃のほうも推移していくのではないかと思っております。私もなかなか大樹町で民間アパートに居住する機会はありませんが、お家賃の関係については、これからも注意深く推移は見ていき

たいと思っております。高止まっているような気がしております。

○議　　長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

町長も高止っているなという認識をされているということでございます。

この状況が長く続きますと、せっかく大樹町に居住している方が、近隣町村に引っ越すという状況が起きてくると思っております。現在、ちょうどいい値頃感の物件がないということで、他町村に入居するというお話も聞いてございます。

その辺、町のほうで転出理由について、ここ１年ぐらいでそういった家賃が高いから転出するというような状況を把握しておられるかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長

水津住民課長。

○水津住民課長

転出理由の把握でございますが、その分については転出する際に理由などを聞き取っておりませんので、把握してございません。

○議　　長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

データがないということでございますが、実は、私、先日このような話を聞かされまして、単身世帯の住宅が非常に高止まっているといったことで、家族世帯向けのアパートの家賃も非常に値上がりをして、現在７、８万円ぐらいになってきたので他町村に移住を考えているというお話を聞いたときに大変危機感を抱きまして、このような状況を何とか改善する方法、手立てがないのかということで、先ほど町長も高止まりをしているという中で、古くなってストックしている公営住宅の用地を民間に払い下げて、そういった家族世帯向けのアパート建設については考えておられないかをお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも公営住宅の更新等についても計画を持って進めているところでもあります。その公営住宅の計画の中で、新通については、空き住宅があるということも含めて更地にしたりとか、南町日方団地も、今建替えを行っておりますが、当初の計画よりは縮小した形で進めているところでもあります。また、これから双葉町松山団地についても、更新の時期が来ているということで整備計画を進めますが、私ども住民の人口動態、年齢構成も含めて、公営住宅の役割は当初のもくろみよりは戸数を減らした中で整備を進めていくことが必要だとも思いますし、なかなか思った以上に経費がかかるので進められておりませんが、解体ありきではなくて、リニューアル等も含めて、使えるものを修繕しながら、中を改修しながら進

めていくということもあると思っております。

また、町の公営住宅を建ててあった土地については、町有地でありますが、私どものほうで活用のニーズがないというものについては、宅地分譲も含めて町民の皆さまに住環境を良くするという観点からも分譲していくということは、これから町の役割の一つではないかと思っております。

○議　　長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、町長のほうから公営住宅の建替えの有無、それから用地の販売といいますか、そういったことを民間に活用という考えもあるということで、それを期待して、少しでも大樹町のアパート、若しくは単身世帯、又は家族世帯の住環境が安くなることによって、他町村への人口の流出が抑止できるのではと考えておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

それでは、２点目の質問ですが、大樹町住生活基本計画は今年策定されて発表されたわけですが、町長は５年目の令和８年を目処に見直すという考えを示されておりますが、私は５年を待たずに、先ほど同僚議員も６期総合計画の以後検討していくというお話もありましたが、今は見直しについてもう少し早くしたほうがいいのではないかと考えております。

大樹町としては、令和２年まで人口減少という時代が続きまして、令和４年、実に７０年ぶりに人口が回復してきたわけですが、人口増加という時代に入ってきて本当の歴史的な転換期にあると思っております。このような中、今までは人口減少に伴いコンパクトな効率の良いまちづくりという方向性で取り組んできたわけですが、これからの時代は、前町長の悲願であり、また酒森町長の目標でもある宇宙版シリコンバレーを目指して発展し、また人口も増加するためには、住生活基本計画が何しろタイムリーに出すことが大事ではなかろうかと思っております。

特に、都市計画の策定、土地の利用方針について早急に示し、住環境、工業用地、また商業施設などのしっかりとした将来ビジョンの下、土地を確保していくということが大変重要ではなかろうかと思っております。その辺、何とか早急な見直しが、少なくとも大樹町住生活基本計画だけでも早急な見直しができないか、町長にお伺いをしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今年度からスタートしました住生活基本計画、令和４年度からの１０か年、令和１３年度までの計画でもありますので、その計画と現在大樹町が置かれている人口動態の状況も含めて、今年度、来年度の早い段階まで見据えた中で、将来を見据えられた結果として私どもが策定しました住生活基本計画との人口の動きに乖離がある場合は見直す必要があると思っておりますので、５年目の令和８年度までは見直さないということでは毛頭ありませんが、まずは、今年度、来年度も含めて、人口の推移をまず見守っていきたいと思っておりますし、

必要があれば、それは５年目まで待ってくださいというつもりもありませんので、必要な部分については、見直すということはお約束したいと思います。

○議　　長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、町長のほうから、大樹町住生活基本計画については、適宜見直しを行うというお話をいただいたので、大変期待しているところでもあります。せっかく町内に就労された方が地元で安定して定住できるといった環境を整えていただき、今後も人口増につながると思っておりますので、計画の見直しをぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議　　長

次に、１１番、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました「公共施設の計画的な管理と施設の利活用について」、町長にお伺いいたします。

令和２年１２月に、公共施設の総合的管理と今後の公共施設計画について、一般質問してから２年が経過いたしました。また、令和４年度は酒森町政が最終年度であります。今日まで役場庁舎、町民プール（現在建設中）、公営住宅等策定計画に基づき事業を進めてきました。公共施設の更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。

このようなことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要であります。大樹町も平成２９年に策定計画が説明されましたが、次期第６期総合計画を含みながら、今後の公共施設の計画的な管理と利活用について、次の５点をお伺いいたします。

１点目ですが、今日までの公共施設等の総合管理計画の策定進捗状況を再度お聞きしたいと思います。

２点目ですが、第５期総合計画の学童保育所、公営住宅等の公共施設は今の第６期総合計画で更新計画になるのか、それとも第５期の総合計画で終了してしまうのかについてお伺いしたいと思います。

３点目ですが、公共施設の、前回は産業関係の施設をお聞きしましたが、今回は福祉関係の施設について、耐用年数の経過に伴い設備を含めた施設全体の老朽化が著しい福祉センター、公共火葬場、公衆浴場等、今後の更新計画と運営規模（縮小・拡大）の考え方についてお聞きしたいと思います。

４点目ですが、子育て支援事業からも、学習センター周辺、特にコスモス畑の利活用、再整備の見直しの考えはないのか。また、庁舎周辺の、今は南側駐車場を整備中ですが、北は駐車場が整備されましたので、それに伴って柏林公園施設等の再整備（特に噴水広場などの施設再利用）の考えはないのかについてお聞きしたいと思います。

５点目ですが、次年度は統一選ですが、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進めることは不可欠であると思います。第６期総合計画に向けての町民アンケートを含めて公共施設の更新、統廃合、長寿命化計画と次期総合計画に期待することについて、町長にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の「公共施設の計画的な管理と施設の利活用について」、お答をいたします。

１点目の公共施設等総合管理計画の策定進捗状況についてでありますが、現行の計画は、公共施設とインフラ施設について、現状の把握と将来の見通し、計画的な管理に対する基本方針を定めたもので、平成２９年３月に策定しております。役場庁舎や一部の公営住宅、Ｂ＆Ｇ海洋センタープールについては、個別の建設計画に基づき、本計画の中にも位置付けし、建替えを進めております。引き続き、他の公共施設等につきましても、この計画の趣旨に沿って計画的な管理を推進してまいります。

２点目の学童保育所及び公営住宅は、第６期総合計画で建設計画が更新されるのかについてでありますが、学童保育所は、今年４月に開設した認定こども園たいきが隣接したことから、保護者から利便性が高まったとの声も耳にしております。こういった状況の変化も踏まえ、様々な視点から利用者の声も聞きながら方向性を検討していきたいと考えております。

公営住宅については、昨年度に策定した大樹町公営住宅等長寿命化計画により、公営住宅の建替えや長寿命化を図ってまいります。

３点目の公共施設で施設全体の老朽化が著しい三つの施設の今後の更新計画、運営規模の考え方についてでありますが、福祉センターは昭和４５年建設、火葬場は昭和５０年建設、公衆浴場は昭和５６年に建設と、いずれの施設も建築から４０年以上経過しており、第６期総合計画の計画期間中に施設の建替え、又は大規模な改修、場合によっては統廃合といずれかを選択し、判断する時期に差しかかっていると考えております。

各施設にはそれぞれの役割があり、広域的に運用している施設も含まれますので、各施設の利用状況や将来展望を見据え、関係機関とも協議しながら、しかるべき時期にその道筋を決定したいと考えております。

４点目の子育て支援事業からも、コスモス畑の再整備や柏林公園噴水広場等の再整備の考えはないのかについてでありますが、コスモスガーデンについては、生涯学習センターや柏林公園に隣接し、約２ヘクタールの面積を有していることから、利用価値の高い場所だと思っております。現時点で再整備をする計画はありませんが、今後まちづくりを進めていくうえで有効な利活用があれば、再整備について検討していきたいと思っています。

次に、柏林公園噴水広場等の再整備についてでありますが、噴水は昭和５１年に設置し、

設備の老朽化や節電、節水対策により現在は使用中止にはしておりますが、再整備について今後検討してまいります。

５点目の公共施設の更新、統廃合、長寿命化の計画と次期計画に期待することについてでありますが、公共施設等総合管理計画及びこの上位計画となる第６期総合計画におきましては、町民の意見はもとより、各施設の現状を把握しつつ、住民ニーズやコストバランスなども踏まえながら、更新、統廃合、長寿命化等の検討を進めるとともに、各施設の有効活用が図られるよう努めてまいります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変ありがとうございます。

それで、平成２９年３月に策定されました、国が定めたのですが、航空施設等の総合管理計画、多分１０年計画だったと思いますが、この計画の趣旨に沿って計画的な管理を進めてまいりますという答弁をいただいたのですが、社会経済、特に物価高騰、資材高騰などを考えたり、また、今の大樹町の財政状況を見ながらいくと、その下のひもづけとなっている個別公共施設管理計画を含めて、必要であれば随時計画の見直しが必要ではないかと思うのですが、それについてどうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今後、公共施設の整備も含めて、第６期の総合計画の中である程度順番も含めて整備されていくと思いますので、それと当然、公共施設の総合管理計画がリンクすべきものでもありますので、総合計画の中も見据えながら、必要な部分については総合計画をこれにも反映できるような見直しは必要であると思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

総合計画とリンクさせながら進めていただきたいのです。

それともう一つは、それと併せて、個別の公共施設の小破修繕とか、例えば大規模改修は多分起債が使えると思うのですよね。それを含めた計画も一緒に少しでも長寿命化を狙うことも頭に入れながら、小破修繕、大規模改修の計画も今後は一緒に平行に計画していかなくてはならないと思うので、その考えについてお聞きします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

公共施設等の総合管理計画は、改築を目的としての計画ではないと思いますので、それぞ

れの個別の公共施設の役割、又は現在の状況も含めてどういう対応をしていくかというところが重要だと思いますし、総合計画の施設の管理をご協議いただく部会の中で、是非それぞれの公共施設等の役割についても忌憚のないご意見をいただき、部会又は策定審議会の委員、又は町民の皆さま、もちろん議会の皆さまとも方向性についても検討した中で総合計画が策定され、それを反映した総合管理計画になっていく中で、それぞれの施設の役割も含めてどういう方向で管理をしていくかというところは、おのずと見えてくるのではないかと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それは分かりますが、大規模改修となると起債の対象になるので、国にお願いするときはある程度の計画性を持っていかないと、うちの町もそんなに財政は豊かではないので、そういうことはやはり今後必要ではないかと思います。

それで、具体的に入っていきます、今後の学童保育所の計画についてですが、利用者の声も聞きながら方向性を検討していきたいと。多分、認定こども園が隣接しているので利便性があるのは、それは分かりますが、第６期の総合計画においても継続していくのか、今の場所で継続していくという考えを持っているのか。スマート街区を描いた絵の中にはプールの隣という構想もありますが、改築を含めながらこれから第６期の中で審議していくのか、その考え方についてお聞きします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

学童保育所については、私の今の任期中に改築を進めたいということで進めてまいりました。残念ながら、入札の段階で不調に終わって建設に至らなかったというところについては、新しい学童保育所を楽しみにしておりました子ども達や保護者の皆さまには、非常に申し訳ないという思いではおります。

ただ、あの段階と現在、南北の町内の法人保育所が統合して、それぞれの旧保育所が空いていることと、また認定こども園が現在学童保育を行っております施設の近間に建ったということも含めて、今後どういう形で学童保育所を運営していくかというところについては、今正に協議が必要、方向性が必要だと思っているところです。

いずれにしましても、学童保育はこれからも続けていかなければならない事業でもありますので、それを円滑に行っていくうえでどういう施設が望ましいか、どういう運営が望ましいかについては、保護者の皆さま、また関係する皆さまとともに協議を進める中で方向性を示していきたいと思っています。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、学童保育所は、当初、我々、大樹町も、町長が計画した頃は、国も結構学童保育所を建設しなさい、建設しなさいと旗揚げをやったのですよね。ところがコロナが出てからは、国は一切そういうことに触れなくなったのですね。速やかに家庭に帰りましょうと。最近、学童保育の在り方というのが変わってきています。

それで、町長から旧保育所もあるのでという答弁をいただきましたが、北保育園、南保育園ですが、新しい園舎ができて、新しい保育環境でもって子ども達は成長していますが、両施設の再利用の計画というのはどうなっているのか。南保育園は、昨年は検討委員会を２回ほど開いているのですよね。北保育園に対しては上物も土地も全部町立なのでそれは返還するという条件なので、北保育園の扱いも今のところ何もないのですよね。町長はどのように考えているのか。取り壊ししてしまうのか。その辺の計画についてお聞きします。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

南・北保育園の跡地利用の関係ですが、令和３年度は南・北両園の跡地利用の会議ということで２回開催しておりました。

今年度は、それぞれ個別の施設の利用について打ち合わせしていきましょうということになりまして、まず、北保育園のほうは、５月１７日に現地打ち合わせということで実施しております。このときは、柏木行政区長、障がい者活動支援センターほっと代表、町からは建設水道課の建築係長、住民課住民活動係長、保健福祉課児童保育係長と保健福祉課長の私が出席しております。各団体から、今後の利用を想定してご意見やご要望等をいただいております。現在は、柏木町行政区と柏寿クラブ（柏木町の老人クラブ）が引き続き利用していただいている状況です。

南保育園につきましては、５月３１日と１０月１７日に、社会福祉事業会理事長、事務長と協議を行っております。南保育園の場合は、建物が７月５日に町に無償譲渡されましたが、土地が宗教法人高野山寺の所有のままであり、そこをどうするかにつきましては、理事長からは親族間の協議も必要ということで、継続協議となっているところです。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

南保育園の件は、分かりました。

それで、北ですが、上も下も町に返還されましたが、それで柏木町行政区含めて検討して、柏寿会は現行どおり使う形になっていますが、意見、要望があったということですが、そう

いった将来的な要望、意見はなかったのか、あったのか、それについてお聞きします。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

要望、意見につきましては、例えば入り口の玄関にスロープが必要といった、今後使っていくうえでの施設の仕様といいますか、そういったところのご意見をいただいたところです。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは現行の建物改修のお願いということで、実際、施設がどうのこうのというのはなかったということですね。

それで、今回、町民から今定例議会に学童保育所と元北保育所の利活用を進める陳状が提出されましたが、元に戻すということは、例えば子どもの動線を考えると、今は小学校から学童保育所にバスで行って、5時に終わったら、子ども達は少年団で、5時から小学校に行ったり、海洋センターに行ったり、また移動するのですよね。冬は多分5時に親が迎えにいって各少年団に行きますが、北保育園でもしやるとしたら、本当に子どもの動線や少年団活動を考えると、学童保育所の再利用もありと私は思っていますが、その辺、町長の考えをお聞きします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

北保育所の活用については、学童保育所で活用していくという方法も方法の一つとしてあるかと思いますが、ただ一つ懸念されるのは、教室を使っての学童の活動については可能だと思いますが、体を動かすという部分では、青少年グラウンドに行って、天気のいい日は遊べる、動かせるということもありますが、雨天時や冬季間の学童での子ども達の運動の場としてのキャパが確保できるかというところが一番の懸念と思っているところでもあります。

小学校からの距離を考えれば、現在の海洋センターや武道館を使うよりも近いということもありますし、サッカー少年団等のつなぎの学童という役割も担えると思いますので、可能性としてはあるのではないかと思います。

施設も空けておくと傷みますし、何かと不具合も生じますので、何らかの形で使っていくことがいいと思いますし、そういう意味では方向性としての検討は十分値すると思っています。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の言った室内の運動施設としてはどうだろう。キャパとしては狭いのではないかですが、よく考えたら、都会はそうではないのですよ。プレハブなのですよ。それを考えたら、私は本当に今の大樹町の子どもは恵まれていると思いますよ。やはり再編整備するのであれば、行政区会館をきちんと整備して、今まで保育所として使っていたのですから、十分室内のプレイルームもそれなりの広さはあるので、私は十分いけるのではないかと思っているのですよ。その辺も、今後進めていく中で、バスを一つ止めるだけでも結構財政的に軽くなるのですよね。それで、１００万円でも２００万円でも３００万円でも財政を軽くしていくということを考えれば、私はそれなりに保護者の理解をいただきながら、少年団の動線を考えるとぜひお願いしたいと思います。これ以上やってもあれなので、次に行きますが、是非その辺を考えていただきたいと思います。

それで、次の築４０年以上の三つの施設、火葬場、福祉センター、公衆浴場ですが、第６期の総合計画の中では早急に協議すべき事項だと思います。答弁書からも計画の期間中に建替え、又は大規模改修、場合によっては統廃合のいずれかを選択し判断する時期に差しかかっていると考えているというのですが、考えるというよりはもう実行すべきだと思いますが、３施設のそれぞれをどのように判断していくのか、もし分かれば教えてください。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私が今これから話す内容が、第６期の総合計画にそのまま入るかどうか、そういうふうになるかどうかは置いておいて、現在の私の思いをお伝えしたいと思います。

まず、火葬場ですが、昭和５０年の建設でもあります。大樹忠類の住民の方々が利用する施設でもありますが、議員各位も当然感じていると思いますが、最後のお別れをする施設としては、余りにも古く、寂しい施設ではないかと思っております。そういう意味では、幕別町忠類地区、幕別との協議もありますが、何らかの形で改修が早期に必要ではないかと私は思っております。

また、公衆浴場についても、過年度に施設の在り方、廃止も含めた部分で検討した経過があります。その中でも、やはり大樹町内から公衆浴場をなくすわけにはいかないだろうということで、現在も運営しておりますが、一部民間の方々で町内に公衆浴場的な機能を持った施設の建築も検討された推移もあり、私も実現に向けては非常に期待したところでもありますが、現在はその動きについては、少し立ち止まっていると思いますので、そういう推移も見据えながら、今後公衆浴場についてはどういう形で存続していくかというところは、町としても方向性を持った中で検討すべき案件だと思っております。

福祉センターは、昭和４５年の建設でもあります。町なかに長く福祉センターとしての機能を有してまいりましたので、役割はまだこれからもあると思っておりますが、例えば２階

の大ホール等も含めて、学習センターができたこと、又は農協が新しい施設を造ったこと等も含めて、利活用がなかなかないという現状にもあります。ただ、役割はまだまだあると思っておりますが、何分にも施設の老朽化が著しい状況にあります。特に雨、風がついたときには、雨漏りがすごい状況にありまして、なかなか屋根の改修等では対応できないような雨漏りの状況が続いておりますので、そういう部分では利用者の方にも非常にご不便をおかけする場面が多々あると思っておりますので、福祉センターについては第６期の総合計画の中で検討いただければと思っておりますし、現在のままのあの施設をこれからもどのぐらい維持できるかというところについては、相当厳しい状況にあるのではないかという認識でおります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

例えば、私の個人の考えですが、福祉センターの場合、建設から４５年を考えると、もう大規模改修はないと思うのですよね。今、町長が言いましたように、雨降ったら本当に大変なのですよ。特に土曜、日曜に降られると、社協の職員が全員、朝出てきて、雑巾回収して、洗濯して絞って、敷いて、また夕方来て、雑巾絞っての繰返しなのです。社協の職員も、こんなこと私達にいつまでやらせるのなんて冗談話もしていますが、頑張ってくれと言っているのですが、それを考えると、一つの考えとして、私はいいとこ５年だと思います。５年後には多分大規模改修はできないので施設を閉鎖するといった着地点を持って閉鎖するよと。その３年間の間に十分住民懇談会で協議して、３年目で方向性を定めて、２年間で建替えするなり移転するなり、そして５年後に閉鎖といった具体的なスケジュールを立てることが、そうしないと、いつまで経っても、第６期で検討していただきますと言っていても、意外とオブラートで包んだ計画で終わってしまうので、そこはもっと具体的に示すべきではないかと思いますが、それについての町の考えをお聞きしたいと思います。

もう一つ、火葬場ですが、これも議会のこれまでの所管事務調査の報告書からも、早期に建替えが必要だと出していますが、場所的には今の場所が良いのではないかと思いますが、もし建替え、一部建替えを含めたとき、多分もう試算していると思うのですが、どれぐらいの建設費用を想定しているのか、お伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

福祉センターについては、議員のおっしゃる方法もあると思いますし、そういう明確な目標といえるかどうか分かりませんが、最後を見据えた中で、今後の対応についても議論をしていく、そういう期間を持って対応していくということは必要だと思いますので、今後、町として来年度以降の町政の在り方、施設管理の中で反映していければと思います。

火葬場については、実は私ども、又は幕別町忠類の担当者レベルで、複合事務組合も含めて、いろいろなところで視察をし、どういう施設形態がいいかも含めて、管内も含めて視察を何度か繰り返しております。その状況については、住民課のほうから説明させていただきます。

○議　　長

水津住民課長。

○水津住民課長

火葬場の建設費のことですが、近年、管内の近隣町村で平成２８年に２か所建設の視察をしてございます。その中で、建設費を確認したところ、解体費は含んでいませんが、建設だけで１億３，０００万円から１億６，０００万円という視察のときの回答でした。ただし、近年の物価など社会の経済状況を踏まえると、もう少し上がっているのではないかと思います。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

福祉センターもそうですが、もう一つ気になっているのは公衆浴場です。公衆浴場も結構古いのですが、私、過去良かったなと思うのは、公衆浴場と、今は発達支援センターむぅくになって、隣に集会場があって、健康センターがあって、あれは結構利便性が良かったのですよね。そういうことを考えると、例えば５年後に福祉センターが閉鎖します、壊しますとなったら、公衆浴場も含めて、例えばですよ、そういった絵を描くというか、公衆浴場と集会所を含めた複合施設というのも、病院も近いので、それらを見据えたキャンパスに誰が一番初めに筆を入れるか、構図を取るかというのは、それは検討委員会ではなくて、やっぱり町長なのですよ。町長が最初に白いキャンパスに一番初めに筆を入れる。写真でも構図というのは大体６パターンありますが、６パターンの中でどの構図でいくとか、そういったことを描くというのをやるというのは、町長がまず自ら筆を入れるということは、やっぱりそうでないとこういうことは進まないと思うのですよ。それについて町長どうですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大変有り難いご意見をいただいたと思っております。公衆浴場も含めて、また福祉センターの跡地利用も含めて、どういう形でそこに新たな役割を付与していくか、担っていくかというところもまちづくりのデザインの部分で重要なことだと思いますので、今の議員の思いも含めて、来年度以降、町として取り組むべき方向だと改めて認識をさせていただきました。ありがとうございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

第６期に向けて、今言ったように白いキャンパスに最初に筆を入れるのはやはり町長の考えですよ。それがないと計画というのは成り立たないと思うのですよ。その辺は是非お願いしたいと思います。

次に、学習センターの子育て支援事業の中で、遊具というか公園の整備ですが、周辺の自治体は、大規模な遊具を設置して公園整備をして、子育て世代とか若者を結構集客していますが、我が町は今の財政状況からいくと、とても無理な状況だと思います。

それで、今ある施設の中で、何とか子育て支援の一翼に利活用できないかと思うのですが、一つとして柏林公園の学習センターに隣接しているコスモス畑、約２ヘクタール弱ですが、ヒマワリまいてもコスモスまいても、最終的には雑草に負けてしまうのですよね。コスモスも年々丈が短くなって、あと３年も経ったら地べた張るのではないかと、少し大げさですが、そういったことを考えると、その辺の再整備が必要ではないかと思うのですよ。現時点では再整備の計画はありませんが、有効な利活用があれば再整備を今後検討したいという答弁をいただきました。

それで、周りの景観からいっても雑草が近い状態で景観的に良くないと思うのですよ。それであれば、例えば全面芝生にして、十勝管内の市の、名前言っていいのかな、グリーンパークというのは一般に開放していますよね。ああいった広々として、土曜、日曜は結構家族連れで来て、親子でキャッチボールやったりサッカーやったり楽しく過ごせるのですよ。場合によっては、あそこでサッカーの交流試合もやっているのですよね。

うちも２ヘクタール弱あると１１人制のフルコートで１面、８人制の小学校の大会だと大体２面取れるのですね。そうすると、軽く交流試合なんかはできると思うのですが、そういった運動施設にもできるので、ふだんは町民に開放しながら、当面の間は芝生にしておくと後からどうでもなるので、そういった考えもあるのではないかと思いますが、それについてどうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

現在、学習センターの前にありますコスモス畑の在り方については、私どもも内部で検討した経過がありますし、今、議員がご指摘のとおり、芝生化というところも検討した経過があります。サッカー場としても活用できるというところも含めて検討した経過があります。ただ、青少年グラウンドも、砂が飛ぶ対策も含めて芝生化をしたのですが、あそこが帯広近郊の河川敷のサッカー場が使えないときに代替えの場所として使われて以降、サッカーをする場所としては非常に良い場所だということも含めて活用が図られているところでもあります。そういうところとの競合とはいいませんが、すみ分けも含めての考え方が必要だと

思っているところです。

コスモス畑は、議員がご指摘のとおり、コスモスとヒマワリを緑肥代わりのヒマワリを植えておりますが、ヒマワリもいつまでやっているのだというところもあろうかと思いますので、今後どういう形で利活用していくことがいいか。又は、教育関係の重点施設であります学習センターの前にある位置も含めて活用については検討していきたいと思います。再度芝生化というところも含めて方向性については、これから教育委員会等とも含めて、また町民の皆さまとも相談しながら、方向性を示していければと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

学習センターは、今、図書館も入っていますし、未来塾で子どもが来て、結構にぎやかですよね。そういったことを考えると、そういう整備もしていったほうが良いのではないかと。芝生にしておけば、いつでもどうでもできるので、当面はそういうふうにして開放していくというにも景観的にも良いのではないかと思います。

それで、次に噴水の関係ですが、新庁舎がきちんときれいに改築されて整備されて、北側の駐車場も整備されて、ぐんと噴水との距離が近くなったのですよね。そうすると、現在使用中止していますが、再整備について今後検討していきたいというのですが、柏林公園の景観からいっても、子育ての一つの支援として、改めて大きな施設を造るといったら、また莫大な金がかかるので、今の施設を利用しながら、噴水で楽しみながら、役場の隣の展望台で町を一望できる流れの中でいくと、町民の憩いの場所として復活することの考えもしたほうが良いのではないかと思うのですよ。その改修にあたって、多分もう試算していると思いますが、どれぐらいの費用がかかるのか、お聞きしたいのですが、それについてお願いします。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

噴水設備についてですが、景観に配慮するような噴水設備、若しくは親水肌身に触れて遊べるような噴水設備と分かれておりまして、金額についてはそれらの用途によって幅がございます。安いものでは２００万円、数百万円から親水設備、さらにそれをろ過するような設備を組み合わせていきますと１，０００万円を超えるような設備費用が発生することは把握してございます。

ご質問にあるように、それらのいろいろな種類の噴水がある中で、今後、役場が新しくなり景観に配慮すること、若しくは休止するような施設を放置していくこともどうなのかと考えてございますので、どういった噴水形態がいいのかも踏まえて考えていきたいと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

せっかく景観が良くなったので、ゼロカーボンとか全く関係ないと思うのですが、そういうことを考えると、例えば親水整備の噴水でいくと、隣の町で良いのですよ。私はそう思います。それを親が選択すれば良いのです。そうして少しでも水と親しめる、例えば３６５日ではなくて、本当の暑い時期、例えば７月、８月というか、その暑い時期の午後から４時間だけ、真ん中をきゅっと上げるとか、そういった工夫だけでも良いと思うのですよ。最後は、柏林公園まつりのサケのつかみ取りやって、はい、終了とか。そういった考えもあるのではないかと思うのですが、雨降った日は休むとか、そういった選択をしながら少しでも経費を抑えて柏林公園の景観を良くするというのは本当に良いことだと思うので、是非前向きに検討していただきたいと思います。

それに併せて、もう一つ感心したのは、北側の駐車場に入って「リスいます、踏まないで」と。感心しているのですが、あれは何かあったのでしょうか。ただリスがいて、リスが交通事故に遭ったのか、あれをすごく感心しているのですが、それについてお聞きします。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

柏林公園内に設置してありますリスの標識といいますか看板についてですが、町民の方から柏林公園にたくさんリスが遊んでいる様子を見て、非常に喜ばしいというご意見をいただきました。反面、役場庁舎が新しくなりまして、北側の駐車場を利用することで車両の通行が増えていますので、その辺の配慮もしていただきたいというご意見をいただきまして、あのような看板標識を設置してございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町民の要望が出たのですね。せっかくでしたら、ラミネートで洗濯の干し竿でなくて、もう少し良いのをきちんと作ってあげたらいいのではないですか。そんなにお金がかかるものではないので、是非そういうところはお金かけてほしいと思います。できれば、リスの解説をつけると、町民は結構喜ぶのではないですかね。是非お願いしたいと思います。

それともう一つ、国道の歩道を子ども達が渡るのに、今は停まれという標識がありますよね。過去に教育長にお願いしてあったのですが、そこは冬になったら見えなくなりますので、横断歩道の標識か一時停止の標識を設置したほうがより安全な環境になるのではないかと思いますがお願いします。

○議　　長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいま意見賜りましたリスの看板、それと横断歩道の看板も、通年分かりやすくきれい

に景観に配慮した形で整備を考えていきたいなと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

原課で言い切ってしまいましたが、町長、大丈夫ですか。

最後ですが、公共施設の更新、統廃合、長寿命化計画、次期の総合計画ですが、総合計画の公共施設の計画については、意外と策定委員は薄いのですね。薄いというかオブラートで包んだ中で、最終的には業者が計画をまとめてしまうのですが、公共施設等の総合管理計画というのは、直接原課が入って具体的にやりますが、やはり策定委員の具体的な意見をいただくほうが良いと思うのですよ。先ほど町長が答弁したように盛り込んでいく。

私は、その二つを何とか第６期の総合計画の中に二本立てでうまく一本化に組みながら、策定委員も直接建物に対して意見を言ってもらうということも今後必要ではないかと思うのですが、できれば一本化というか、国の制度もあるので、できるかできないか分かりませんが、策定委員にも具体的に知ってもらい、広く広まっていくことが必要ではないかと思いますので、考え方について、町長どうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段のご答弁でも申し上げましたが、これから策定されます第６期の総合計画と今議論になっております公共施設等の総合管理計画については、内容が当然リンクする同一になるべきものだと思っておりますし、従前の総合計画の策定の在り方について、齊藤議員からもご質疑いただきましたが、策定委員会は策定に関わる部分でご委嘱を申し上げてありますが、策定が終わった段階でどういう人員配置になってどういう規模になるか分かりませんが、第６期の総合計画の進捗も含めて、見ていただけるような役割も担っていきたいと思っておりますので、その中で施設等の在り方についても私どものほうからお示しをしたうえで方向性についてともに議論をし、必要なものについては見直す柔軟な対応が取っていければと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、次期総合計画ですが、１０月に町民アンケートと各団体のアンケートを実施したと思うのですね。１０月３１日付で締め切っていますが、それぞれの回収率とアンケートの結果からどんなことを得られたのか。それを１２月１日に次期総合計画の第１回策定委員会を開いているのですが、どう反映していく考えでおられるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

次期総合計画に向けての町民アンケートの結果でございますが、町内在住の１８歳以上の方に無作為に抽出し、１，５００人を対象に行いまして、回答が４９５ということで、今回新たにウェブでの回答も行いまして、紙ベースでいきますと４０３人で、ウェブですと９２人と４９５人の方に回答をいただきまして、回答率は３３％という結果となってございます。

ちなみに、前回５期のときにやった際には、全世帯に配布して回答率が１２．１％という結果でしたので、今回は回収率も回答数も多かったという結果になってございます。

また、中学生、高校生に対してもアンケート調査を行いまして、全体で２１７人のところ２０３人からの回答で９３．５％。

様々な団体等に対してのアンケート調査は、１０４団体に調査票を配布いたしまして、７４の団体からの回答がありまして、７１．２％という結果となってございます。

調査の中におきましても、様々な調査項目にのっとって回答いただいておりますが、その中で、一般町民の方には魅力的な町となるために必要な取組は何が必要なのかという結果ですとか、様々な施策に対する満足度、そして施策の重要度などの調査を行いまして、今後クロス集計をかけて、年代別とか性別別とか様々な分析を行って、調査結果をまとめまして、次期計画に反映させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に町長にお聞きしますが、先ほど町長も答弁の中で少し触れましたが、第６期の総合計画について、今年の６月定例会でも同じ質問をしています。策定委員の在り方ですが、総合計画策定審議会の条例の規定も一部を変更にしていかなければならないのですが、前回の質問の中で、策定委員の更新を踏まえながら、一年一年進捗状況、見直しを含め、地域住民の参加の策定施策を試みてはどうかという質問をした中で、町長は「私の思いも同じで、ぜひ段階的に評価、意見をいただける場をつくり、町民の皆さんと共有しながら１０年間歩み続けたい」という前向きな答弁をいただきましたが、その思いは今も変わらない考えでいくということでよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先日、第１回目の策定審議会が開催され、会長になられた委員に私のほうから諮問書もお

渡しさせていただいたところです。

前回、第５期の総合計画のときにも、私も副町長という立場で策定審議会のほうにも臨んでおりましたが、前回から引き続き策定審議会に委員として参画されている町民の方もいらっしゃいましたし、特に改めて感じたのは、今回、非常に若い世代が多い策定審議会になったなという思いでおります。そういう意味では、これからのまちづくりを担っていただける人材がそろった策定審議会になったと思っておりますので、そういう策定審議会の委員として第６期の総合計画の策定に携わった委員の皆さまの中から、全体で４０人ということはなかなかあれなので、どういう形でやっていくかはまだ私の中にもイメージありませんが、その中から今後１０年間計画を一緒に見ながら検討していく役割を担ってもらいたい方々が策定審議会の委員の中にも多数いらっしゃいましたので、共にそういう形でやっていきたいと思っております。具体の形についてはまだ、何人ぐらいでどうこうというところは、まだ思っておりませんが、方向としてはそういう方向を町として進めていければという思いでおります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

せっかく若い層が入ってきたので、そういった方を中心に長いスパンですから、例えば策定委員が会長、副会長、各部会の部会長５人いますよね。そういった中でうまく選定していただきたいと思います。

それで、これまでの一般質問の中で、通告の町長の答弁、そして再質問の質疑のことから、今回具体的に施設に対して質問させていただきました。公共施設等には総合的かつ計画的に管理、利活用していくことが我が町の財政状況からいっても地域社会の実情に合った大樹町ならではのまちづくりというのは本当に不可欠だと思うのですよ。身の丈に合ったことをやることは不可欠だと思うので、これから第６期を進めていく中で、先ほども言いましたが、真っ白いキャンパスに一番初めに筆を入れるのはやはり町長だと思うのですよ。町長がまずどういう丸を描くのか、山を描くのか、いろいろ構図ありますが、そういったことを策定委員会、それと五つの部会に提示して、それで十分議論してもらうということをきちんと提案していただきたいのです。

これが最後の質問です。よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、策定審議会の中で私からの諮問として第６期の総合計画の中を審議し、策定をしていただきたいということをお願いいたしました。４０名の委員が集まって、これから検討を進めていただきますので、ある意味、部会で自由闊達な議論をしていただきたいという思いもあります。また、議員が今ご発言にあったとおり、私の思いもしっかりと伝えて、それも

反映されるような総合計画というところもありますので、そこら辺は僕が出過ぎて僕の主導でというわけにもなかなか、そこはどうかとも思いますので、思いは思いとしてお伝えする機会があればお伝えし、策定審議会の皆さんからの議論も経た中で、町全体で今後１０年間を見据えた総合計画になれるように、なってくれるように私も努めていきたいと思いますし、策定審議会の皆さまとともに歩んでいければと思っています。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱりトップの考えは大事だと思うのですよ。民間企業もそうですね。社長が代われば中身が全部変わってしまうし、学校も一緒ですね。校長先生はいろいろ教育方針、理念変わっても、やっぱり町長として一つの理念を持って、白いキャンパスに一本の筆を入れていただきたいと思います。

それで、前回の令和２年１２月の定例会では、同じ質問をしていますが、前回は産業施設について質問させていただきました。今回は福祉関係を中心に質問しましたが、これはどっちも同じなのですが、年次ごとの検証と投資を含めた策定委員会の在り方を十分にしながら、これからは、基本は自助、共助、公助をお互いに認識しながらバランスの取れた計画と地域住民、行政がお互いにしっかりと足元を見据えた第６期計画、公共施設計画になっていくことを期待しまして、これで一般質問を終わります。

ありがとうございます。

◎延会の議決

○議　　長

お諮りします。

本日は、これにて延会とし、明日９日午前１０時から再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、明日９日午前十時より再開いたします。

◎延会の宣告

○議　　長

本日は、これで延会します。

延会　午後　４時１７分

令和４年第４回大樹町議会定例会会議録（第３号）

令和４年１２月９日（金曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問
第　３　陳情第　　２号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書（審査報告）
第　４　陳情第　　３号　学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出について（審査報告）
第　５　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１２名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
７番　松　本　敏　光	８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範
１０番　志　民　和　義	１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	吉　田　隆　広
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	菅　　浩　也
住　民　課　長	水　津　孝　一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	清　原　勝　利
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
保健福祉課参事	明日見　由　香
農林水産課長兼町営牧場長	松　木　義　行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥　　純　一

会計管理者兼出納課長	楠　本　正　樹
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧　田　　護

＜教育委員会＞

教育長職務代理者	神　山　良　仁
学校教育課長	井　上　博　樹
学校給食センター所長	梅　津　雄　二
社会教育課長兼図書館長	松　久　琢　磨

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	瀬　尾　裕　信

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐　藤　弘　康
係　　長	小　松　真奈美

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

６番　船　戸　健　二　君

７番　松　本　敏　光　君

８番　西　田　輝　樹　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これより発言を許します。

３番、吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告しております３点について、町長にお聞きいたします。

まず、１件目でございます。「学校給食の無償化等について」でございます。

学校給食の無償化については、令和元年６月と９月の議会において一般質問いたしました。町長からは「学校給食法により保護者が負担することと規定されており、引き続き保護者に負担していただく」との答弁があり、また、国への無償化の要請については、「町村会の議題になれば検討することになるが、検討、協議している段階にない」との答弁でございました。改めて次のことについてお伺いします。

１、今年度の物価高騰等の対策として、給食材料費の高騰分は保護者の負担とせず、国の交付金と町費により負担の軽減を図りました。子育て世代の支援から来年度も現行の給食費に据え置くことになるのかお聞きいたします。

２、学校給食を無償化する考えはありませんか。また、無償化が難しければ、一部助成の考えはありませんか、お聞きしたいと思います。

３、学校給食の無償化ということ自体について、町長の考え方をお聞きしたいと思いま

す。

４、憲法２６条第２項では、義務教育はこれを無償とする。教育基本法第５条第４項では、義務教育については授業料を徴収しないとし、教科書も教科書無償措置法等により無償化されております。学校では、給食を通じた食育が行われており、教科書同様に無償化することが望ましく、大樹町からの要望として、国に対し学校給食無償化を実施していただくように十勝町村会へ提案していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の「学校給食の無償化等について」、お答えをいたします。

１点目の「子育て世帯の支援から、来年度も現行の給食費を据え置くことになるのか」についてでありますが、今年度、物価高騰の対策として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、食の「質・量」を変えずに児童・生徒に給食を提供しておりますが、今もなお食材等の値上げは続いております。次年度の給食費につきましては、国の情勢や今後の動向を注視し、給食運営委員会や保護者など、幅広く意見を聞いて決めていきたいと考えております。

２点目の「学校給食費の無償化や一部助成の考え」についてでありますが、給食の食材料費については、学校給食法第１１条により、保護者が負担することとされておりますので、この基本原則にのっとったうえで、給食費の在り方について検討してまいりたいと考えております。

３点目の「学校給食費の無償化についての考え方」でありますが、先ほどと繰返しになりますが、給食の食材料費は保護者負担が原則と考えております。そのうえで、今回のような急激な物価高騰など、不測の事態にあっては、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

４点目の「学校給食費の無償化の国への要請、十勝町村会への提案」についてでありますが、道内外の市町村から国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書が出されていることは承知しております。現時点では、十勝町村会において国への要望の検討はされておりませんので、今後の状況を見守ってまいりたいと思っております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問させていただきます。

まず１点目の関係ですが、給食運営委員会や保護者など幅広く意見を聞いて決めていきたいということでございますが、来年度の予算編成が今始まっているのではないかと思います。そういう中で、料金改定等々の重要案件については、これまで町長は議会の議員協

議会等でお示しいただき意見を聞く場を設けていただいたと思います。それで、今回の件については議員協議会等でお示しいただいていないということで、町長の腹づもりとしては現行のままで据え置くのかと感じているのですが、そういうことで差し支えないかお伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

来年度の予算編成については、各課との事務事業協議は終わりました。来週から副町長、総務課長が個別の予算の査定に入るということであります。

私は、具体に委員会からどういう形で給食費の予算が上がっているかはまだ承知しておりません。また、据え置くか値上げをするかの検討についても、委員会のほうで進めていると思いますが、まだまだ結論めいたものが見えておりませんので、そういう意味で、まだ議会のほうに給食費の動向について説明する段階ではないということであります。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

委員会のほうで進めているということでございます。

それで、答弁にありました、委員会から上がっていないということで、町長のほうでは決定していないということでございますので、答弁の中でありましたことでお聞きしたいと思います。教育長が不在なので担当のほうで説明いただける範囲でお願いしたいと思いますけれども、保護者など幅広く意見を聞いてとありますが、給食委員会や保護者、あとどのような方に意見を聞いて参考にしていくのか、お聞きいたします。

○議　　長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

ただいまの質問ですが、運営委員会につきましては、１０月に第１回運営委員会を開催しておりまして、その席上で、今年の物価高騰等を受けて材料費が不足しているという現状を把握したうえで、次回の運営委員会で検討させていただくとお話をさせていただいております。

また、保護者につきましては、前回、給食費の改定を行った際には、保護者説明会を実施しておりますので、同様な形で行う予定でおります。

以上です。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

保護者などとなっていますけれども、ほかにはないということでいいのですね。

それで、次回の運営委員会を開催するということですけれども、今、予算編成が始まる中で、次回の運営委員会に間に合うのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議　　長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

次回の運営委員会に間に合うように鋭意努力したいと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

保護者にも、前回みたいに意見を聞きたいということですけれども、今後どのようにされていくのか。学校は小中学校ともに２４日から冬休みに入ると思いますけれども、その辺の手続関係は間に合うのかどうか、お聞きいたします。

○議　　長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

保護者にも９月と１１月に臨時交付金の活用を含めた値上げ等の説明を文書通知でしております。また、同じように運営委員会等も実施した後に保護者等にも文書通知をして、説明会を実施する旨、説明していきたいと思っています。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

値上げの意味が聞き間違っているのか、物価の値上げなのか、給食の値上げの説明をしたのか、聞き取れなかったのですけれども、最終的に間に合うように、聞き取りの会を開くということで進めていくということでよろしいですね。

○議　　長

梅津学校給食センター所長。

○梅津学校給食センター所長

すみません、そのとおりでございます。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

所長には申し訳ないですけれども、もう１点、前回運営委員会には値上げの状況だと。今回は交付金等で措置して、給食費に転嫁しなかったということで、今後また次年度の関係については……。（「違うよ」の声あり）違いますか。

それでは、運営委員会を今後開く予定だと思いますけれども、そのときには案を示していくのかと。委員会に町側というか教育委員会、給食センターの関係の案を示していくの

だと思いますけれども、そのことについては、値上げを考えていくのか、白紙で出していくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時１５分
再開　午前１０時１６分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

本来であれば、教育長が答弁するような内容なのかと思いますが、給食センターの所長からも説明をさせていただきました。現在の給食費、賄材料費の在り方というか、実態について、給食の運営委員会でお示しさせていただきました。それも含めて、今回物価高騰分については、私どもで保護者の皆さまにご負担をかけないような方法を取ったということです。

給食の運営委員会では、教育委員会から値上げありきの報告とか方針を示したということは、僕はないのではないかと思っておりますので、今後どうしていくかを検討したうえで、その内容については来年度の給食の運営に関わりますので、給食運営委員会のほうにお示しするということになろうかと思いますし、その中では値上げもあり得るかもしれませんし、今年のような負担をしながら保護者の皆さまの給食費については据え置くという方針が示されるかもしれませんし、今検討中ということでありますので、その方向については、私どももももちろんですけれども、給食センターの所長も答える段階にはないことについてはご理解をいただきたいと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。

それで、最初のほうに話しましたけれども、料金改定となると重要な案件ですので、今後もし仮にそういうことがあった場合、議会にお示ししていただくということでよろしいですね。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

来年度の予算に関して、現行の形と変わるような部分で議会のほうにご説明が必要だと

いう案件については、ご説明をさせていただきたいと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

できれば、この件に関しても、もし動きがあれば、議会に提案していただきたいと思います。

２点目の関係ですが、今の関係も含めて、給食費の無償化の答弁、「学校給食法第１１条で保護者が負担することが決まっているから、この原則にのっとって行いたい」と、前回も同じ答弁でした。

基本原則にのっとったうえで給食費の在り方を検討したいということなのですが、はっきりどういうことを言っているのか理解できないのです。基本原則にのっとったということは、保護者負担だということなのですが、無償化あるいは助成についても検討するということなのか、その点お聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

給食費の無償化の公費負担という考え方については、令和元年の段階でご答弁させていただいた考え方と今も全く同じ考え方です。

ただ、今年の物価高騰の関係で、本来、保護者負担であるべき給食費につきましては、異常とも言えるような物価高騰に見舞われていることも含めて、原則は賄材料費、学校給食費については、保護者の皆さまにご負担をいただくというのが法の決めでもありますので、その原則にはのっとってこれからも対応していきたい。ただし、今年のような物価高騰に見舞われた際には、そこら辺については、私どものほうでも検討していきながら対策を講じていきたいという意味で答弁をさせていただいております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

２点目については、分かりました。

３点目の学校給食費の無償化についての町長の考え方ですが、法のとおり保護者負担が原則というのが町長の答えだと思いますけれども、私は、学校給食費においては、給食費も含め、以前も言っていますが、学校生活に関わるものについては、国の責任において国が負担することが当たり前だと思っております。ましてや、今年、大変出生率が懸念されている状況からも、なおさら、そう思うところでございます。

国では無償化の検討をしている中で、全国には無償化されている市町村もあります。子育て世代の方々は大変うらやましく思っているのではないかと思いますが、町長もいろいろな考え方があるでしょうけれども、この点について町長はどのように感じているかお伺いしま

す。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

従前からご答弁申し上げておりますし、今回もご答弁申し上げております。その内容で私はこれからもその考えにのっとって進めていきたいと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

決意は、前回も表明したとおりなのですけれども、変わらないということでございます。

４点目の関係ですけれども、「現時点で十勝町村会において国への要望の検討はされていませんので、今後の状況を見守ってまいりたい」との答弁です。前回も質問に対する答弁と同じだと思いますが、町村会が国に対する要望を議題とするにはどのような流れで議題となるのか、まずお聞きします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町村会を通じて、道なり国なりにいろいろな要望事項が上がっておりますが、それについては、十勝全体での共通認識の下に課題として取り上げ、検討し、内容について町村会で合意が得られたものについて、道、国に要望している状況になります。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

議題を協議する。その議題はどこから上がってくるかということだと思います。上部組織である全国町村会や北海道町村会の指示で案件が下りてくる、あるいは各町村から要望事項を提出するということだと思うのですけれども。

それで４点目の質問なのですが、前回と同じなのですけれども、国において無償化してくださいという要望を大樹町から上げてほしいと思っているのですが、もう一度そのことについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

給食費に限らず、子育て支援の方法というのはいろいろあると思っており、各町村でそれぞれの対応は異なっているのが現状だと思っております。十勝町村会で給食費の無償化について、国なり道なりに要望していくという動きが今のところございませんし、私からも今の段階では町村会にご提案申し上げる意志は、今はございません。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

前回から今回３回目の質問なので、町長の固い意志は分かりました。

その中で、もう一つ、これは言うまでもなく町長も分かっていることでございますけれども、国の負担になれば、保護者も助かりますし、町の給食関係事務も減るのですね。特に徴収事務をしなくてよいなど、保護者も町もメリットがあります。是非今後、町長の固い意志を柔らかくしていただいて、町の無償化を全面的にやれと言ってはおりません。できれば賃金が物価上昇に追いついていない中で、そういう状況が解消されるまでの間でもいいですから、やっていただけないかと。また、国が無償化に乗り出すということを公約の中でもうたっているところがあるようですので、国でも今後議論になっていくのかなと思いますけれども、できれば検討していただきたいと思っております。

これで、この関係の質問を終わります。

次に、「おびしんキューピット活用による出会いの場創出の取組状況について」。

本年、６月議会において、人口減少対策の観点から、婚活の支援について一般質問をいたしました。その中で、帯広信用金庫の結婚相談所「おびしんキューピット」活用のため「出会いの場創出の連携に関する協定」の年内締結について質問いたしました。町長から「管内１１町村がおびしんキューピットを活用し、出会いの場を創出するための連携協定を締結しており、本町としても取り組んでいきたいと考えている。早い段階で締結まで至ればと思うが、信金の都合もあり、私のほうから積極的にアプローチをしたいと思っている」との答弁をいただきました。そこで、次の質問をいたします。

１、帯広信用金庫との話合いと内容について。

２、連携協定の締結予定と締結後の町の取組について。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の「おびしんキューピット活用による出会いの場創出の取組状況について」、お答えをいたします。

１点目の「帯広信用金庫との話合いと内容について」でありますが、現在、帯広信用金庫が開設しております結婚相談所「おびしんキューピット」を活用して、出会いの場を創出することを目的に、帯広信用金庫と大樹町、大樹町農協、大樹町商工会の４者による連携協定を締結する方向で話を進めているところであります。

２点目の「連携協定の締結予定と締結後の町の取組について」でありますが、連携協定の締結時期につきましては、来年１月を予定しております。締結後は、協定を締結する４者で連携を図りながら、広報活動を通じて「おびしんキューピット」の会員登録を促進すると

ともに、結婚の機運を高める交流会の実施など、少子化対策、後継者対策につながるような取組を検討していきたいと考えております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

帯広信用金庫の結婚相談所「おびしんキューピット」活用のため、出会いの場の創出の連携に関する協定について、大樹町農協や大樹町商工会も参加いただき連携協定を締結する方向で話を進めており、締結時期は来年１月を予定しているとのことであります。順調に進んでいることに対し、大変喜ばしく思っているところでございます。また、締結後については、会員登録の促進、結婚の機運を高める交流会実施など、少子化対策、後継者対策につながる取組を検討したいということであります。

現在、４者でございますけれども、これから幅広く参加いただいて、活発に進めていただきたいと思います。大樹町の独身青年男女が一堂に集まることを念頭にしていると思いますが、交流会や何かを力を合わせて実施するということもあるかと思います。これらのことに対しても大いに期待しております。

そこで、１点だけお聞きします。改めてお聞きすることでもないと思いますが、締結後のことについてでございます。このような取組は、継続的に周知していくことが大事だと思います。この点についてのお考えをお聞きします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

周知につきまして、広報活動を通じて、町でいきますと町の広報紙、ホームページ等を通じまして、定期的に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

周知を毎年、今後も続けていくことを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。

「子育て支援の効果的な施策について」、町長にお伺いします。

子ども子育て支援について、本年９月議会において一般質問させていただきました。「町独自の子ども子育て支援給付金」についての質問で、「具体的に児童手当のような町独自の月額による給付金を支給しては」と質問しました。町長からは「効果的な施策に取り組んでいきたい」との答弁がありました。そこで、次のことについてお伺いいたします。

１、町長の答弁にあった子育て世代支援のための「効果的な施策」とはどのような施策かお聞きいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の「子育て支援の効果的な施策について」、お答えをいたします。

「子育て世代支援のための効果的な施策とはどういう施策か」についてでありますが、これまで、赤ちゃん誕生祝金支給事業や妊産婦に対する健診費用等の助成、保育料の軽減などに取り組んでおります。また、認定こども園の統合・改築、園児の送迎継続など、子育て環境の充実を図ってまいりました。これらの事業は、効果的な施策であると認識しております。

また、国では、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済支援を一体的に推進することを目的に、妊娠届出時に５万円、出産時に５万円の経済支援をする出産・子育て応援交付金を創設したところであり、妊娠・出産時の相談支援も含め、本事業も効果的な施策の一つと考えております。

今後も、妊娠・出産・育児を通じ、切れ目ない包括的な支援を推進し、子育て世代の方々が安心して出産・育児ができるよう努めていきたいと考えております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

赤ちゃん誕生祝金、妊産婦健診費用等助成金、保育料の軽減、保育園改築等々は効果的施策であると、全くそのとおりだと私も思います。

そこで、前回答弁では、今後のことだと思いますが、効果的な施策に取り組んでいきたいということですから、第６期大樹町総合計画の策定を審議会に諮問したところでありますが、子育て支援に関しても町の考えを示した中で検討されると思います。子ども・子育て支援事業計画がありますが、整合性が取れた中で進めていくのかと思いますけれども、子育て支援計画の見直しもできることと思います。現在、総合計画の中で諮問していけるような効果的な取組を何か検討されているのではないかと思いますが、この点について何かあればお伺いします。

○議　　長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

次年度以降に向けた具体的な子育て支援の取組につきましては、現在、形になってご説明できるというものはありません。今後、予算の伴うものでもありますので、令和５年度予算、令和６年度予算に向けて検討を進めていくということになります。

以上です。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先ほどの給食費も同様なのですが、私は、子育て支援のため、国が国民に新たな負担をかけない中で財源を確保して、出産費用の大幅な引き上げや児童手当の大幅な引き上げを行うことが一番の支援だと思っております。そうすれば、私が町に質問しているような給付金のことは私からは出ないということになると思いますけれども、現状そうなっていないのが実態です。

前にも申し上げましたが、金銭給付が子育て世代の生活に一番直結した支援になると思っております。町の財政も厳しいと思いますが、国の新たな子育て等の支援が始まるまで、毎月一定額を児童手当に上乗せ給付することの実施について、第６期策定の諮問もされている中で検討していただきたいと思いますが、この点についてお伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほども答弁の中で私は申し上げたつもりではおりますが、子育て支援をするということは町の役割でもありますので、現在もあらゆる手段を講じているところです。

ただ、今、議員がご指摘のとおり、月額による給付金という形については、現在、検討しておりません。どういう形で子育て支援をこれからも続けていくかについては、日頃から検討しておりますが、今、議員がご指摘の月額での給付金という形については、検討をしていないことはお伝えしたいと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

できれば、今後検討していただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

繰返しになることをお許しいただきたいと思いますが、あらゆる子育て支援の部分については検討をしております。ただ、現在、議員からご発言のありました月額による給付金という形については、検討していないということです。

今後いろいろな部分を検討する中で、そういう形が大樹町の子育て支援にとってふさわしいということがあれば、事業化に向けて議会のほうにもご説明をしていくことになろうかと思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

そういう方向になることを今の段階では町長のお考えの中にはないということですけれども、策定審議会、第６期総合計画はこれからですので、その過程で、社会情勢をいろいろ見た中でご検討いただければと思います。

これで質問を終わります。

○議　　長

次に、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告しておりました２点について、町長にお伺いをいたします。

１点目につきましては、高齢者の補聴器購入の助成でございます。

加齢性難聴者への補聴器助成を行っている自治体があると聞いております。この件について、昨年９月の一般質問でも取り上げておりますが、町長も必要性について認識しているとお聞きしております。難聴は、早い段階から補聴器を使用することで進行が遅くなるとお聞きしております。そこで次の点についてお伺いいたします。

管内で加齢性難聴者への補聴器購入に助成しているところは何か所あるか、お伺いいたします。また、大樹町においても補聴器購入に助成してはどうかお伺いをいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の「高齢者の補聴器助成について」、お答えをいたします。

１点目の「管内で加齢性難聴者の補聴器購入に助成しているところは何か所あるか」についてでありますが、十勝管内では６町が助成しております。

２点目の「大樹町においても補聴器購入に助成してはどうか」についてでありますが、町単独で補聴器購入費用の助成を行っている６町について調査をしたところ、対象を住民税非課税者に限定していたり、助成上限額や助成率に差があったりするなど、町によって助成内容に違いがあることから、支援の必要性及び支援をするならどのようにすべきか、引き続き情報収集を進める必要があると考えております。

また、障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度の難聴者に対して、障害者総合支援法の補装具費支給制度が拡充される必要もあると考えているところであり、今後も注意深く推移を見守りたいと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

町長も必要性を認めていただいていると理解しております。また、管内６町それぞれによって助成内容に違いがあるということは、それぞれの自治体で検討しているということで、私は、大樹町がそういういろいろな中から情報を集めて、早い段階で助成の方法、検討を始めたほうが良いと考えております。

既に資料をお渡ししたと思うのですが、先日１１月、釧路市で行われた社会保障関係の集会がありまして、参考までにお話いたしますと、根室市で、やっているところで課長から説明を受けました。そこでは補聴器に限定はしていませんが、生活支援特別給付事業という表題がそうなのですね。その中に補聴器だとか、それから車椅子とか、それからコロナ関係の血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターだとか、そういうものを包括して助成するということだったのですが、今年４月から実施した結果、ほとんどが補聴器助成だったということで、一般の新聞の報道も根室市の補聴器助成という名前で報道していただいているのだということで、補聴器の重要性というのは大変重要だと聞いております。

もう既に資料も行っているので、町長も是非それを参考にして、僕らよりもずっとずっと情報もたくさん集まっていると思っておりますので、情報を早急に集めながら、その中からできるだけ良いものの助成事業を開設していただきたいと考えております。

僕らも日常的にいろいろな集会のときに、２０年前、３０年前なら外でマイクを使うということは当たり前だったのですが、今、会議でもマイクを使うというのが当たり前になってきて、そうしないと、みんな来ている人たちが高齢化してなかなかよく聞き取れないというご意見もいただいていますので、またそういう準備も私達も常にしておりますので、その点について早急に、年度が今検討する時期だと考えておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回ご質問にありました高齢者の方々の補聴器の助成の考え方については、先ほどお示ししたとおりでもありますので、今後も他の町村の動向等も踏まえて、参考にできるものがあるかどうかも含めて、対応していきたいと思います。

また、今ご発言にありました根室市の取組については、高齢者の皆さまがどういうことにご不便を感じているかというのは、正直個人差があると思いますので、そういう意味では、高齢者の不便を少しでも緩和できるような補助の形というのはあるかと今お聞きしておりましたので、そういう事例も含めて検討していきたいと思います。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

高齢者によって千差万別ですが、多いのがそういうことだということで、一つの例を、私はこういうことがあったためにわざわざ釧路に出向いてみたのですね。生のご意見を伺ったということで、是非参考条例としてご検討いただきたいと思っております。私は、ほかにも幾つか情報はあるのですが、たくさんあってもあれですが、それより……。

○議　　長

志民議員、質問内容を整理して、書類だとか、それは後の話なので、きちんとやってくだ

さい。

志民和義君。

○志民和義議員

そういうことを是非精査して、大樹町の町民に良いものを提供していただきたいと思っております。

これについての質問を終わります。

それでは、２点目の「高校生の医療費助成について」伺います。

高校生までの医療費助成について、生涯健康で生活するためにできるだけ早い年齢から病気の治療を行うことは重要だと考えております。

そこで、管内において高校生に対する医療費助成を行う自治体はどのくらいあるのかお聞きいたします。また、町においても全額、又は一部負担する考えはないかお伺いをいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の「高校生の医療費助成について」、お答えをいたします。

１点目の管内高校生の医療費を助成している自治体数についてでありますが、１１月現在で調査をしたところ、１１町村で実施しております。また、来年度から予定している町村が３町村で、合計１４町村が実施又は予定していると把握しております。

２点目の「町において全額又は一部負担の考えはないか」についてでありますが、現状では０歳から中学生までを対象に乳幼児及び児童医療費で道助成以外の部分の医療費助成を町単独で実施しております。

高校生の医療費助成は、保護者への経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期診断と早期治療を促進するものと考えておりますので、管内の状況も踏まえ、児童の医療費助成を高校生まで拡大するかについては、検討していきたいと考えております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

町長の答弁をいただきまして、来年度の予定も含めて１４町村ということで、１９市町村のうち１４町村ですから、体制としてはそのようになってきているのかと。ただ、中身についてはいろいろな状況があります。そういうことを考えて、いろいろな事例を、先ほどの質問とも重なりますけれども、その中からいろいろ調整しながら、町の高校生にとって一番良い助成を実施していただきたいと思います。しかも、できるだけ早く実施してほしいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議　　長

これをもって、一般質問を終了いたします。
休憩いたします。

休憩　午前１０時５３分
再開　午前１１時００分

○議　　長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　陳情第２号

○議　　長
日程第３　陳情第２号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書の件を議題といたします。
委員会における調査が終了しておりますので、報告を求めます。
総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長
先の定例会において、当委員会に付託された陳情第２号について、１１月７日に委員会を開催し、審査を行った結果、趣旨採択と決定したので、会議規則第９４条の規定に基づき報告いたします。
趣旨採択の理由につきましては、核兵器禁止条約については、２０２０年１０月に批准した国が発効要件である５０か国に達し、２０２１年１月に条約が発効されました。本条約は、核兵器のない世界の実現に重要な条約であり、その理念や考え方については、多くの人々が賛同しています。
一方、核不拡散条約には、核保有国や日本を含む１９０か国が参加していることから、核兵器や戦争の抑止は世界共通の願いであることは明白でありますが、日本としては、核兵器廃絶への実効性を高めるためにも、核兵器の保有国と非保有国の対立の構図ではなく、対話を通じて環境を整えていくべきとの立場を取っております。
しかしながら、現実には覇権主義的な動きを強める核保有国のロシアや中国、北朝鮮による核兵器ミサイルの開発など、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。
これらの状況も踏まえ、本陳情の取扱いについて審議した結果、唯一の被爆国でもある日本は、国際会議などで核兵器廃絶を訴えてきた経緯があるが、核保有国の参加がないことを考慮し、全会一致で「趣旨採択とすべきもの」と決しましたので、委員会報告といたします。

○議　　長
委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第２号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎日程第４　陳情第３号

○議　　長

日程第４　陳情第３号学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

本委員会に付託された陳情第３号学童保育所を元北保育所の利活用で進めることと、児童館の建設は実施しないこととする議員決議の提出について、１２月８日委員会を開催し審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告いたします。

元北保育所の利活用については、昨日の一般質問の中で町長が答弁されたとおり、町側において行政区での継続利用やその他の団体の利用が見込まれることなど、協議が進められている状況にあります。

また、現在、学童保育所は武道館を利用している状況にあり、町有バスにより子ども達を小学校から武道館へ送っていることから、元北保育所を利用することで動線が短くなるなどの利便性があり、選択肢の一つとして可能性があるとされました。

しかしながら、建物自体の耐震性や老朽化の問題もあることから、現地調査を行うなど、慎重に調査をする必要があるとの意見がまとまり、継続審査といたしました。

○議　　長

委員会報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第３号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第５　委員会の閉会中の継続調査について

○議　　長

日程第５　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第７４条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議　　長

以上をもって、今定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和４年第４回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時０９分